

令和三年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と 古代社会

—第十号—

熊本県教育委員会

序文

国史跡鞠智城跡は、七世紀後半に唐・新羅による国土侵攻に備えて、西日本各地に築かれた古代山城の一つで、熊本県を代表する重要遺跡です。熊本県教育委員会では、その重要性から、平成二三年度に刊行した鞠智城跡の総合報告書『鞠智城跡Ⅱ』における成果を踏まえ、鞠智城跡の研究を進展させる取組を実施してきました。

その取組の一つとして、平成二四年度から、鞠智城跡に関する研究の深化・蓄積と、鞠智城跡に関連する分野に携わる若手研究者を広く支援することを目的とする鞠智城跡「特別研究」事業を行ってまいす。この論文集は、令和三年度における事業成果を取りまとめたもので、今年度の一般公募で選ばれた四名の若手研究者がこの一年間で取り組んだ研究の成果を収めています。この論文集が、鞠智城跡、ひいては古代山城の研究を更に進展させるとともに、その歴史的価値を一層明らかにする一助となれば幸いです。

最後になりますが、鞠智城跡「特別研究」事業の実施に当たり、御理解と御協力をいただいた各研究者並びに先生方に対し深く感謝申し上げます。

令和四年三月二十日

熊本県教育長 古閑 陽一

目次

序文

例言

論文

出土土器からみた平安時代肥後国内における鞠智城の位置付け…………… 岡田 有矢 1

地域社会からみた鞠智城 ― 八世紀から十世紀を中心に ―…………… 垣中 健志 25

古代九州北部における馬匹生産の展開と鞠智城…………… 河野 保博 45

韓国の古代山城の集水施設からみた鞠智城の研究課題…………… 全 赫基 79

例言

一 本書は、熊本県教育委員会が実施した令和三年度鞠智城跡「特別研究」事業（以下、「本事業」という。）の成果として刊行する論文集である。

二 本事業は、平成二四年三月に刊行した『鞠智城跡Ⅱ―第8～32次調査報告―』で得られた新たな学術的成果を踏まえ、今後、熊本県教育委員会の文化財専門職員のみならず、外部の研究者による鞠智城跡に関する研究も進めていくとともに、若手の研究者を支援し、鞠智城跡を研究する人材を育成することを目的として実施した事業である。

三 本事業では、令和三年四月から一般公募を実施。同年七月に審査を行い、研究助成対象者を決定した。研究期間は、対象者決定後から令和四年一月までの約七ヶ月間である。本書には、研究期間の終了時に研究助成の成果として提出された各研究助成対象者の論文を所収している。なお、令和三年度の研究助成対象者は次の四名である。

岡田 有矢（熊本市文化財課文化財専門職）

垣中 健志（奈良文化財研究所研究員）

河野 保博（立教大学文学部兼任講師）

全 赫基（國原文化財研究院研究員）

五十音順、敬称略

四 本書の編集は、熊本県教育委員会が行った。

出土土器からみた平安時代肥後国内における鞠智城の位置付け

岡田 有矢

対外的な情勢の中で築造されたと考えられる鞠智城は、平安時代頃になると、その機能は不動倉を有する備蓄庫のようなものへ変化したといわれている。こうした変化は、『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八年）六月条にみえる「菊地城院の兵庫自ら鳴る、不動倉十一棟が火災にあう」との記載や、当該時期には礎石建物が大型化するという発掘調査の成果から想定されている。

そうした変化を遂げたとされる鞠智城は、その機能の変化故に、管理体制の変化があったのではと考える見解がある。文献史の見解では、大宰府や肥後国が管理したとする説や、重層的な管理体制であったとする説がある。このような説に関して考古学的視点から言及したものは少ない。したがって、今回は機能を変化させたとされる鞠智城の特徴を考古学的に解明することを最終目標にした。

具体的には、鞠智城・二本木遺跡群・上鶴頭遺跡・赤星石道遺跡といった当該期における県内の主要遺跡から出土した一括性の高い遺構出土土器総数（破片数）をカウントし、それぞれの土器組成の傾向を出して比較し、肥後国内の他遺跡と比較することで特徴を見出す。

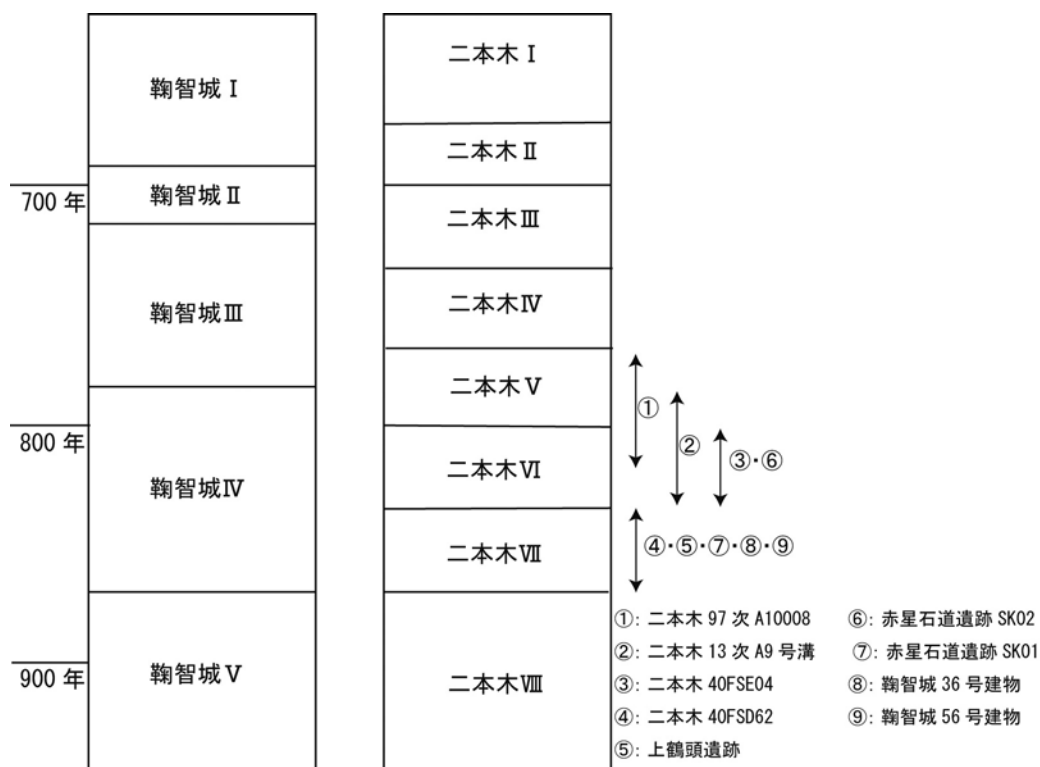
その結果、鞠智城には官衙的要素の強い「回転ヘラミガキ調整土師器」はほとんど出土せず、国府と推定される二本木遺跡群では高い出土傾向にあることがわかった。また、鞠智城と赤星石道遺跡は「土師器坏＋土師器高台付坏」という組成が主であるのに対し、二本木遺跡群は「土師器坏＋須恵器高台付坏」、上鶴頭遺跡は「土師器坏」が組成の主と違いがあることも判明した。これは須恵器供給の優位性があると思われる、同郡に存在する鞠智城と赤星石道遺跡が同様の土器組成になったのは大変興味深い結果となった。

以上のことから、鞠智城の土器組成は極めて在地的であり、大宰府や肥後国が直接的管理をしていたとは考えにくく、鞠智城の管理は菊池郡等周辺の地域が担っていた可能性を提示した。

出土土器からみた平安時代肥後国内における鞠智城の位置付け

はじめに

古代山城である鞠智城は、白村江の戦い後の対外情勢により築造されたと考えられ、築造当初は太宰府の後方基地等の軍事的役割が主であったと考えられている。その後、対外情勢の変化によって、その役割を変えていったとする説があり、平安時代初期頃には備蓄庫のような機能へ変化したものと考えられている。こういった変化には、鞠智城の管理機関や管理体制について文献史的観点からの研究があり、肥後国もしくは郡で管理していたとする説がある（註一）。その一方、鞠智城の考古学的な研究は、遺構を中心とする議論が多く、遺物に関する議論は少ない。特に、年代決定の根幹となる土器に関する議論は低調である。今回は鞠智城出土土器と肥後国内の同時期の出土土器組成を比較し、各遺跡の特徴を見出し、文献史研究で指摘される説を考古学的に立証できるかを最終目的とする。具体的には、主に土器を中心とする遺物組成を、鞠智城、二本木遺跡群、上鶴頭遺跡、赤星石道遺跡とで比較をする。二本木遺跡群は肥後国府推定遺跡であること、上鶴頭遺跡は郡衙推定遺跡であること、赤星石道遺跡は、「山門郷」推定遺跡であることから選定した。



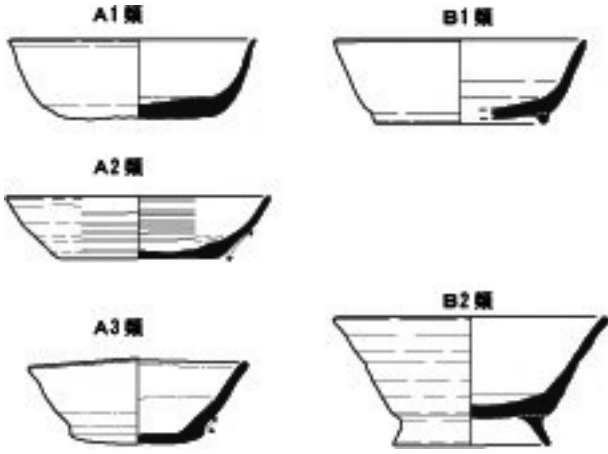
第1図 編年比較図

岡田 有矢

分析方法

今回は主に時期幅が小さい遺構の遺物破片数を型式別にカウントし、組成を比べる。二本木遺跡群では九七次井戸A一〇〇〇八、四〇次F区のSE〇四、SD六二、十三次A九号溝とする。上鶴頭遺跡の出土遺物は、遺物の年代がかなり限られるため、出土遺物全てを対象とした。鞠智城は遺構からの出土遺物が少なく、時期の限定された遺物包含層も存在しないことから、「鞠智城IV期」に相当する土器をカウントしていく。赤星石道遺跡はSK〇一、SK〇二出土土器をカウントした。

なお、今回の土師器・須恵器の型式分類と年代観は、山元瞭平（山元二〇一九）と筆者（岡田二〇二二）が以前提唱したものに基づく。この年代観では、「鞠智城IV期」はおおよそ「二本木V期〜VII期」にあたる。「二本木V期」は回転台土師器杯A2の登場、「二本木VI期」は荒尾産須恵器供膳具の消失、「二本木VII期」は回転台土師器杯B2の登場を画期としている。筆者提唱の年代観は二本木遺跡群内で提唱した土器編年であるが、今回はこれを一律に適用する。



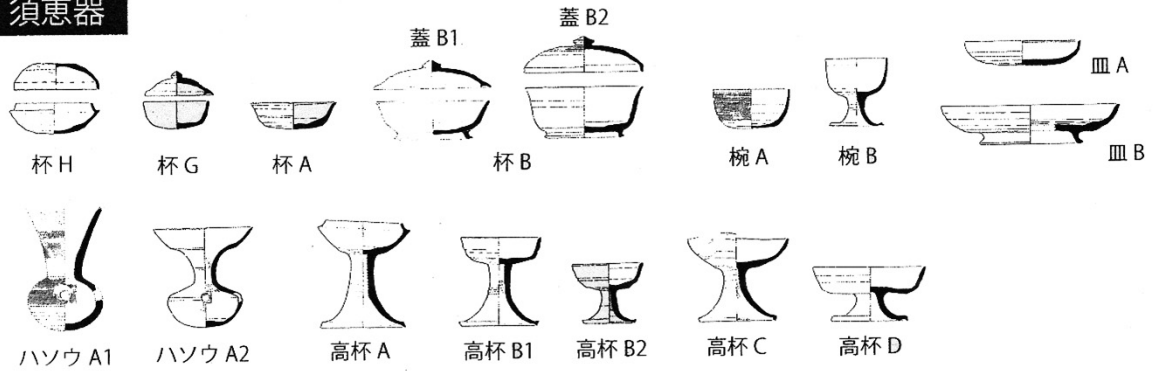
第2図 土師器杯分類図（岡田二〇二一）

対象遺跡

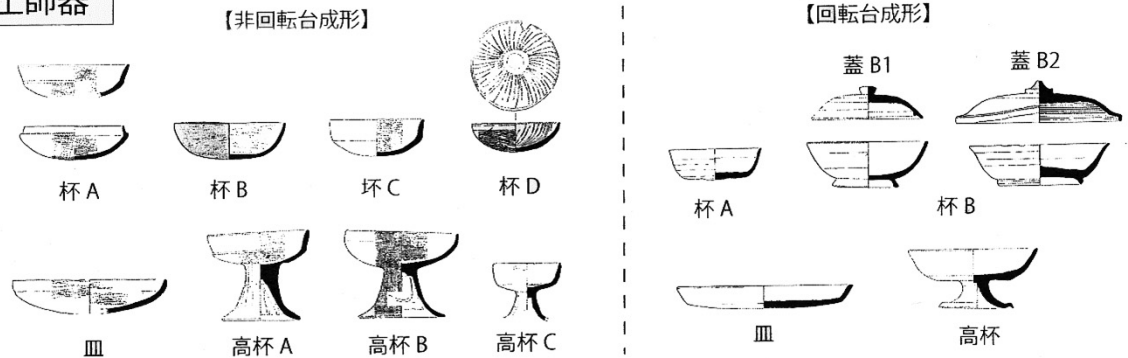
(一) 二本木遺跡群

二本木遺跡群は熊本県熊

須恵器



土師器



第3図 山元土器分類図（山元二〇一九より転載）

付論にて、「合志郡西部の発展により設けられ、貞觀元年（八五九）五月、合志郡の西部を分けて山本郡を置いたことに伴い廃棄されるにいたった、一時的におかれた官衙跡」と推測している。今回はこの調査時に出土した遺物全てを対象とした。

（三）赤星石道遺跡

赤星石道遺跡は菊池市赤星に所在する遺跡であり、平成三十年に、国道改線工事に伴って発掘調査が行われた。この調査では、十棟の掘立柱建物や土坑、溝等が確認され、越州窯青磁や緑釉陶器、その他出土遺物から九世紀代を中心とする遺跡であると考えられている。また、菊池市赤星には、過去に九世紀の遺跡である赤星福土・水溜遺跡が確認されており、その遺跡においても掘立柱建物や方形土坑、越州窯青磁等が確認されている。このことから、これらの遺跡は一連のものと考えられる。

平成三十年の赤星石道遺跡の調査では、「依麻□」と人名が書かれた墨書土器、土師器耳皿といったあまり見ない遺物が出土している。報告書では、「古代律令制下、郡の下の行政区分である「郷」を彷彿とさせる様相を呈する遺跡群」とし、赤星石道遺跡はその中心と推測している。また、菊池郡の九郷のうち、比定地候補の無い「山門郷」の候補地とも推測している。

今回は、赤星石道遺跡の出土遺物の大半を占めるSK〇一、SK〇二出土遺物を対象とした。

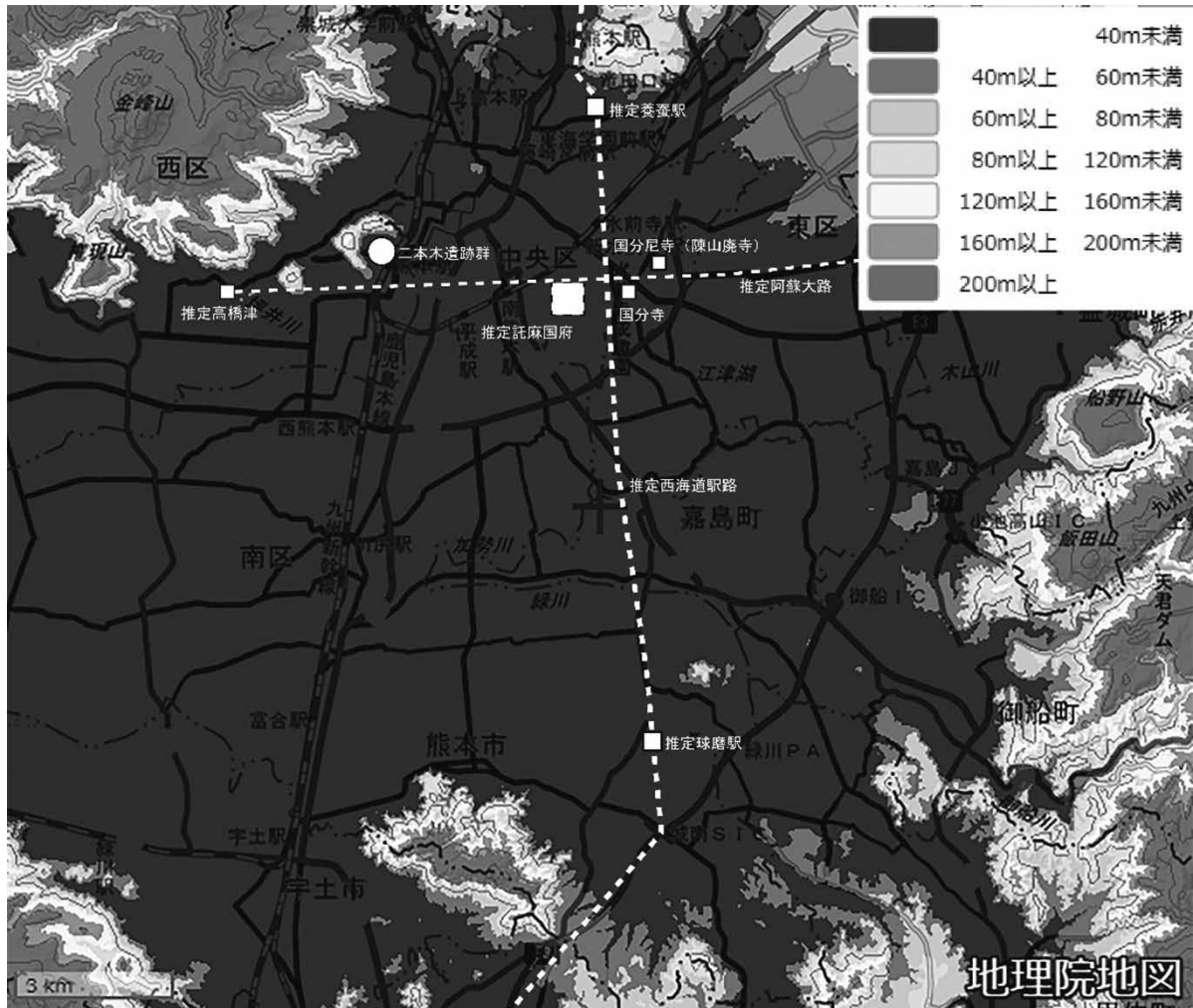
（四）鞠智城

鞠智城は山鹿市菊鹿町米原・木野から菊池市木野にかけて所在する古代山城である。標高一四五メートル前後の通称「米原大地」を中心に立地し、南には菊池川流域の肥沃な菊鹿盆地が広がる。鞠智

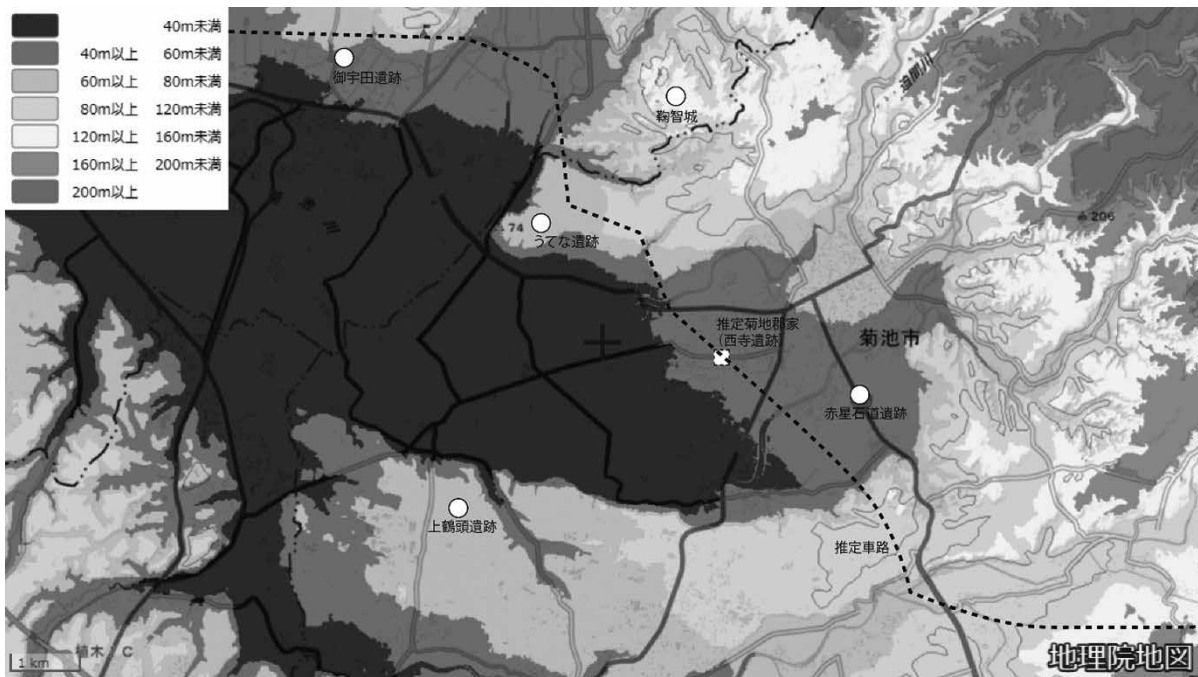
城は『続日本紀』文武天皇二年（六九八年）五月二十五日条「令大宰府繕治大野。基肄。鞠智三城。」に記された「鞠智」とされ、天智天皇二年（六三三年）八月二十八日条にみえる、白村江の戦いの敗戦後、唐・新羅の侵攻に備えて築城された城跡の一つとされる。

鞠智城は前述したように、白村江の戦い後の侵攻に備えた山城と考えられているが、遺物や遺構から推測する存続期間は、十世紀までである。その間ずっと侵攻に備えた機能として稼働していたわけではなく、平安時代頃には備蓄庫のような機能が推測されている。これは、遺構が礎石建物となることや『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八年）六月条にみえる「菊地城院の兵庫自ら鳴る、不動倉十一棟が火災にあう」と記載されていることから推測されている。文献史、考古学的視点からみて、平安時代前半期に倉庫のような建物があったことは確実であり、今後はその機能や管理体制の問題が指摘されるようになった。文献史視点の研究では、「大宰府↓肥後国↓菊池郡」といった重層的な管理体制が提唱されている^{（註二）}。

今回は、鞠智城が備蓄庫のような機能を持った時代の三十六号・五十六号礎石建物出土遺物をカウントした。しかし、鞠智城出土遺物には良好な遺構一括出土はない。したがって、調査時に該当礎石建物周辺として取り上げた遺物のうち、明らかに平安時代前半期とは異なるもの（弥生土器や中近世陶磁器、かえりのついた須恵器蓋）を除き、かつ型式分類に当てはめることの出来る遺物のみをカウントした。鞠智城と比較する遺跡・遺構と比べ、資料の一括性は低く、今後の調査の進展次第では大きく結果が異なる可能性がある。



第4図 二本木遺跡群と熊本平野部の古代遺跡（国土地理院地図を加工し作製）



第5図 鞠智城と周辺の古代遺跡（国土地理院地図を加工し作製）

分析結果

(一) 二本木遺跡群第九七次 A10008

カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は二八七点であった(表2)。土師器と須恵器では土師器の方が多く、その比率は約73である。最も多く出土しているものは土師器坏A2で、次いで土師器甕、須恵器坏Bとなる。概観すると、供膳具では皿の比率は坏と比べて低く、二本木遺跡群内でも生活域とあつて甕や壺といった調理具、貯蔵具もある一定数みられる。また、この表には反映されていないが、この遺構からは鉄鉢形黒色土器が出土しており、二本木遺跡群居住域における仏教の浸透を垣間見ることが出来る。

土師器における回転ヘラミガキ調整のあるものは、坏A2(六八点、七〇・一%)、坏B(三点、一〇〇%)、坏B2(一点、五〇%)、皿A(五点、二二三・三%)であり、土師器供膳具における回転ヘラミガキ調整率は比較的高い。

第2表 二本木 97次 A10008 カウント表

種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A1	4	1.4%	68
	坏A2	97	33.8%	
	坏A3	0	0.0%	
	坏B	3	1.0%	
	坏B2	2	0.7%	
	皿A	15	5.2%	
	皿B	0	0.0%	
	甕	65	22.6%	
	壺	2	0.7%	
	鉢	1	0.3%	
	鍋	2	0.7%	
	高坏	4	1.4%	
坏蓋	4	1.4%		
甌	1	0.3%		
須恵器	坏A	3	1.0%	287
	坏B	27	9.4%	
	坏蓋	12	4.2%	
	皿A	5	1.7%	
	皿B	0	0.0%	
	甕	20	7.0%	
	壺	11	3.8%	
	鉢	1	0.3%	
	高坏	7	2.4%	
	拵	1	0.3%	
計		287	100.0%	

(二) 二本木遺跡群第十三次 A九号

カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は一四一点であった(表3)。この遺構においても、須恵器より土師器の方が多く、その比率は概ね73である。最も多く出土しているものは土師器坏A2で、次いで土師器皿A、須恵器坏蓋と続く。その出土数にはほとんど差はなく、それぞれ全体の二〇%程度を占める。すなわちその三型式の土器で全体の六〇%近くを占める。また、表には反映していないが、この遺構からは手持ち成形の坏A類、坏B2類、皿A類が出土している。平城京や平安京といった都でみられるものと類似しており、官衙域と呼ぶにふさわしい遺物と思われる。

土師器における回転ヘラミガキ調整のあるものは、坏A2(二二点、七九・三%)、坏B(二点、二〇%)、皿A(二三点、四八・一%)、皿B(一点、一〇〇%)、高坏(二点、二八・六%)、坏蓋(一点、二〇%)であり、供膳具の回転ヘラミガキ調整率は比較的高い。

第3表 二本木 13次 A9号溝カウント表

種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A1	2	1.4%	23
	坏A2	29	20.6%	
	坏A3	0	0.0%	
	坏B	10	7.1%	
	坏B2		0.0%	
	皿A	27	19.1%	
	皿B	1	0.7%	
	甕	16	11.3%	
	壺		0.0%	
	鉢		0.0%	
	鍋		0.0%	
	高坏	7	5.0%	
	坏蓋	5	3.5%	
甌		0.0%		
須恵器	坏A	3	2.1%	141
	坏B	9	6.4%	
	坏蓋	24	17.0%	
	皿A		0.0%	
	皿B		0.0%	
	甕	7	5.0%	
	壺	1	0.7%	
	鉢		0.0%	
高坏		0.0%		
拵		0.0%		
計		141	100.0%	

第4表 二本木40次 FSE04 カウント表

種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A1		0.0%	
	坏A2	31	21.4%	9
	坏A3		0.0%	
	坏B	7	4.8%	3
	坏B2	1	0.7%	
	皿A	25	17.2%	7
	皿B		0.0%	
	甕	15	10.3%	
	壺	3	2.1%	
	鉢	3	2.1%	
	鍋		0.0%	
	高坏	1	0.7%	1
坏蓋	7	4.8%	1	
須恵器	甌	2	1.4%	
	坏A	2	1.4%	
	坏B	10	6.9%	
	坏蓋	7	4.8%	
	皿A	1	0.7%	
	皿B		0.0%	
	甕	20	13.8%	
	壺	6	4.1%	
	鉢	3	2.1%	
高坏	1	0.7%		
柘		0.0%		
計		145	100.0%	

土師器における回転ヘラミガキ調整のあるものは、坏A2（九点、二九％）、坏B（三点、四二・九％）、皿A（七点、二八・一％）、高坏（一点、一〇〇％）、坏蓋（一点、一四・三％）であり、供膳具の回転ヘラミガキ調整率は今まで比較してきた資料の中では低い方といえる。

土師器における回転ヘラミガキ調整のあるものは、坏A2（九点、二九％）、坏B（三点、四二・九％）、皿A（七点、二八・一％）、高坏（一点、一〇〇％）、坏蓋（一点、一四・三％）であり、供膳具の回転ヘラミガキ調整率は今まで比較してきた資料の中では低い方といえる。

(三) 二本木遺跡群第四〇次F区SE〇四

カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は一四五点であった（表4）。この遺構においても、須恵器より土師器の方が多く、その比率は概ね7・3である。最も多く出土しているものは土師器坏A2で、次いで土師器皿A、須恵器甕と続く。しかし、ここでは破片数カウントしているため、必ずしも須恵器甕の個体数が多いとはいえない。基本的には坏や皿といった供膳具が中心であるものと考えられる。また、須恵器鉢の一つは鉄鉢形をしており、ここでも仏教が二本木遺跡群に浸透していることを読み取れる。

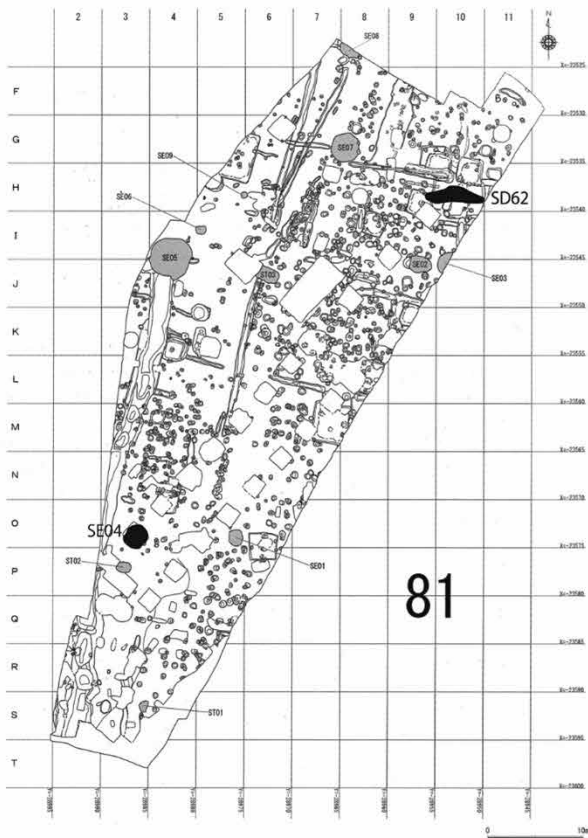
第5表 二本木40次 FSD62 カウント表

種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A1	1	0.5%	
	坏A2	19	9.7%	9
	坏A3		0.0%	
	坏B	4	2.1%	
	坏B2	6	3.1%	
	皿A	31	15.9%	6
	皿B		0.0%	
	甕	15	7.7%	
	壺	1	0.5%	
	鉢	2	1.0%	
	鍋		0.0%	
	高坏	4	2.1%	
	坏蓋	14	7.2%	1
須恵器	甌		0.0%	
	坏A	1	0.5%	
	坏B	21	10.8%	
	坏蓋	28	14.4%	
	皿A	2	1.0%	
	皿B		0.0%	
	甕	26	13.3%	
	壺	15	7.7%	
鉢	4	2.1%		
高坏	1	0.5%		
柘		0.0%		
計		195	100.0%	

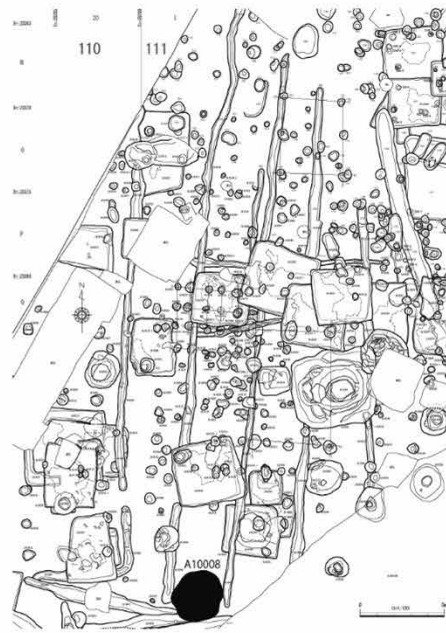
なお、回転ヘラミガキ調整のあるものは、坏A2（九点、四七・四％）、皿A（六点、一九・四％）、坏蓋（一点、七・一％）であり、供膳具の回転ヘラミガキ調整率は、今までのものと比べて低い。

カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は一九五点であった（表5）。この遺構においては、土師器より須恵器の方が多く、その比率は概ね5・5である。これは須恵器甕の破片数が多いことに起因するものと思われる。最も多く出土しているものは土師器皿A、次いで須恵器坏蓋、須恵器甕と続く。須恵器の比率が高いのは、層位を無視し、遺構出土の遺物を全て実見して得た数値であること、溝という遺構の性質上、古い時期の遺物も含まれる可能性があるにあることからなつたものと思われ、データとしてはやや怪しい部分もある。しかし、大きくは「二本木VI〜VII」の間であり、今回の比較には適用できると考えた。

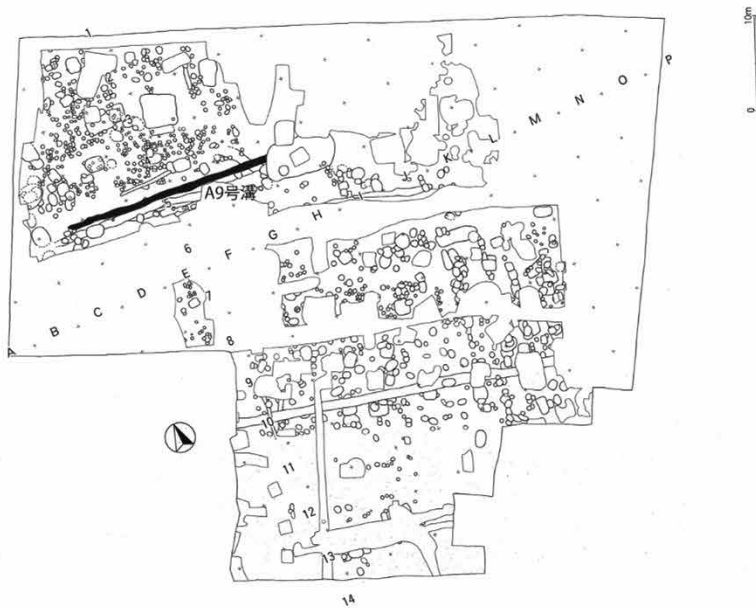
(四) 二本木遺跡群第四〇次F区SD六一



二本木遺跡群第40次F区調査



二本木遺跡群第97次調査



二本木遺跡群第13次調査

第6図 二本木遺跡群分析対象遺構図（縮尺任意、黒塗りが対象遺構）

第6表 赤星石道遺跡 SK01 カウント表

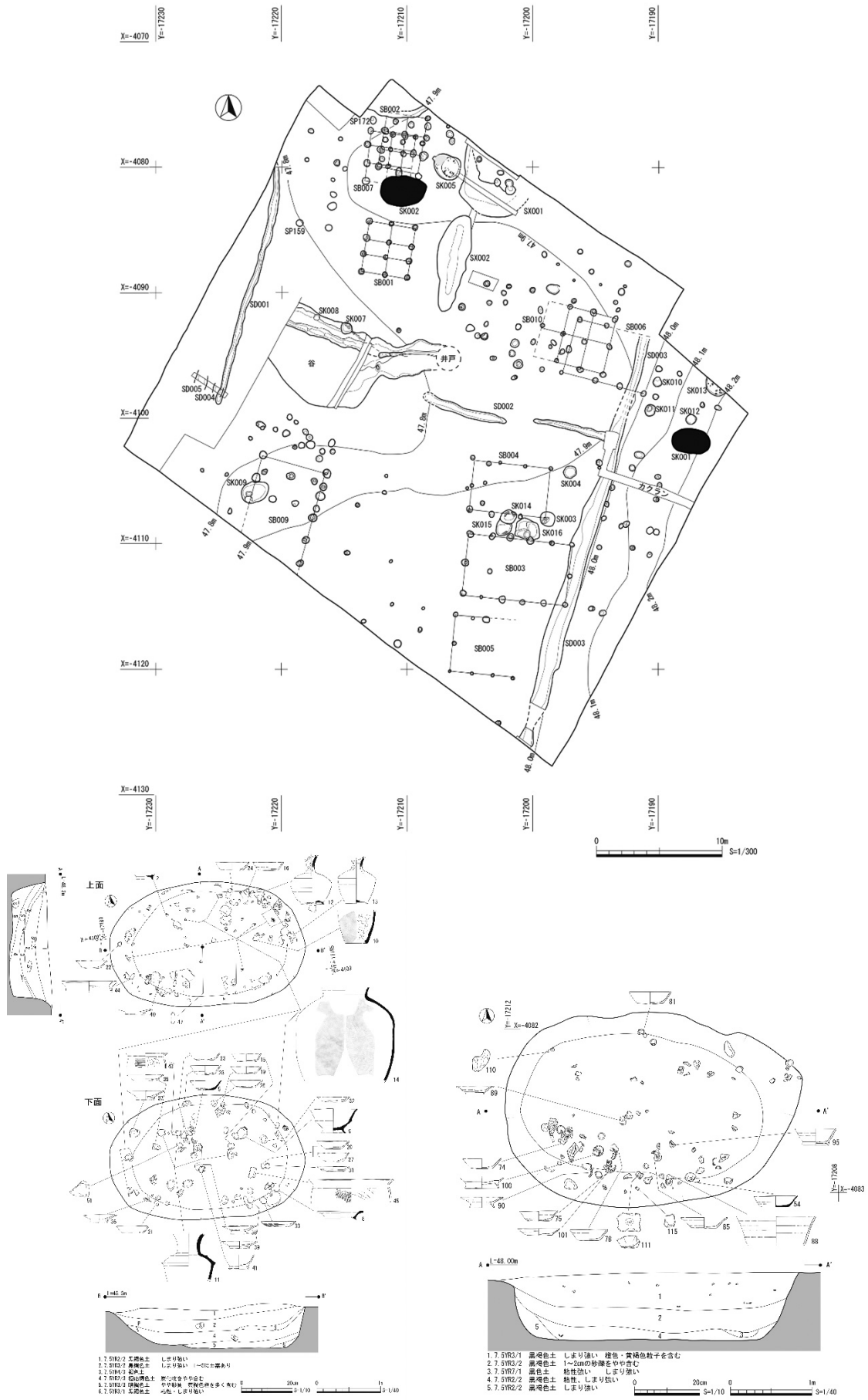
種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A 1	0	0.0%	
	坏A 2	17	19.8%	
	坏A3	0	0.0%	
	坏B	26	30.2%	
	坏B 2	4	4.7%	
	皿A	15	17.4%	
	皿B	4	4.7%	
	甕	6	7.0%	
	壺	0	0.0%	
	鉢	0	0.0%	
	鍋	0	0.0%	
	高坏	0	0.0%	
	坏蓋	0	0.0%	
須恵器	甌	0	0.0%	
	坏A	2	2.3%	
	坏B	3	3.5%	
	坏蓋	1	1.2%	
	皿A		0.0%	
	皿B		0.0%	
	甕	2	2.3%	
	壺	5	5.8%	
鉢	1	1.2%		
高坏		0.0%		
柘		0.0%		
計		86	100.0%	

(五) 赤星石道遺跡 SK01
 カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は八六点であった(表6)。この遺構においては、須恵器より土師器の方が多く、その比率は概ね8・2である。最も多く出土しているものは土師器坏Bであり、次いで土師器坏A 2、土師器皿Aと続く。この遺構では、調理具である土師器甕は少量であり、土師器は坏や皿といった供膳具主体である。須恵器には甕や壺が少量確認できるものの、数は少ない。その中においても、須恵器壺には頸部より上位を打ち欠いたような状態で出土しているものもあり、報告書では「祭祀・儀礼行為後に廃棄された土坑」とされている。なお、カウントには含まれていないが、手持ち成形の土師器碗(奈文研分類の碗A類の模倣か)が出土している。
 また、この遺構からは回転ヘラミガキ調整のある土師器が見つかっていない点は大きな特徴といえる。

第7表 赤星石道遺跡 SK02 カウント表

種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A 1		0.0%	
	坏A 2	30	24.2%	
	坏A3		0.0%	
	坏B	43	34.7%	
	坏B 2	1	0.8%	
	皿A	20	16.1%	
	皿B	7	5.6%	
	甕	3	2.4%	
	壺		0.0%	
	鉢	1	0.8%	
	鍋		0.0%	
	高坏		0.0%	
	坏蓋		0.0%	
須恵器	甌		0.0%	
	坏A	2	1.6%	
	坏B	3	2.4%	
	坏蓋	1	0.8%	
	皿A	2	1.6%	
	皿B		0.0%	
	甕	7	5.6%	
	壺	3	2.4%	
鉢	1	0.8%		
高坏		0.0%		
柘		0.0%		
計		124	100.0%	

(六) 赤星石道遺跡 SK02
 カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は一二四点であった(表7)。この遺構においては、須恵器より土師器の方が多く、その比率は概ね8・2である。最も多く出土しているものは土師器坏Bであり、次いで土師器坏A 2、土師器皿Aと続く。この遺構でも調理具である土師器甕が少量見つかった。また、土師器耳皿や緑釉陶器碗、手持ち成形の土師器皿が出土しており、先ほどのSK01と同様、報告書では「祭祀・儀礼行為後に廃棄された土坑」とされている。手持ち成形の土師器や耳皿は、熊本県内では一般的に見かける遺物ではなく、報告書で推測されている「郷」の根拠の一つともいえる遺物であろう。
 また、この遺構からも回転ヘラミガキ調整のある土師器が見つかっていない点は大きな特徴といえる。つまり、実見した範囲では、赤星石道遺跡内に回転ヘラミガキ調整土師器はないことになる。



第7図 赤星石道遺跡遺構配置図・SK01・SK02 個別図 (縮尺任意、黒塗りが対象遺構)

第8表 上鶴頭遺跡カウント表

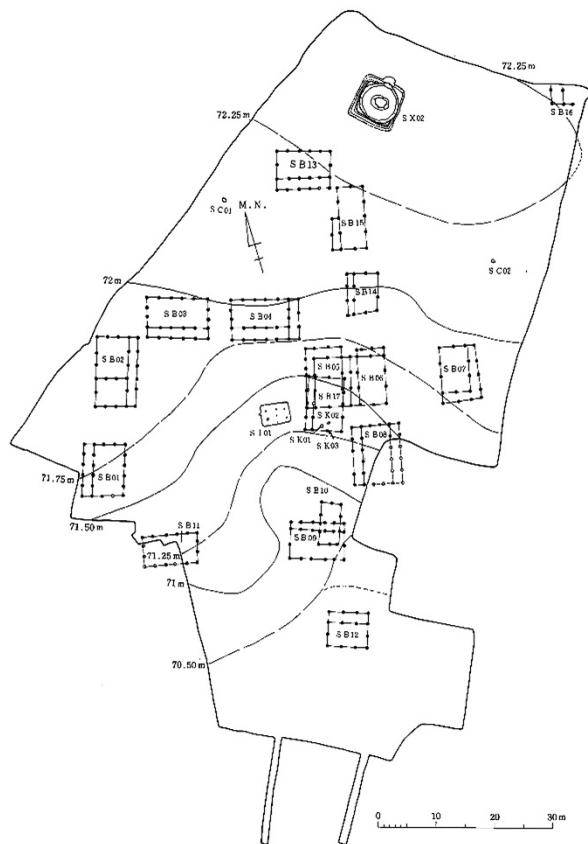
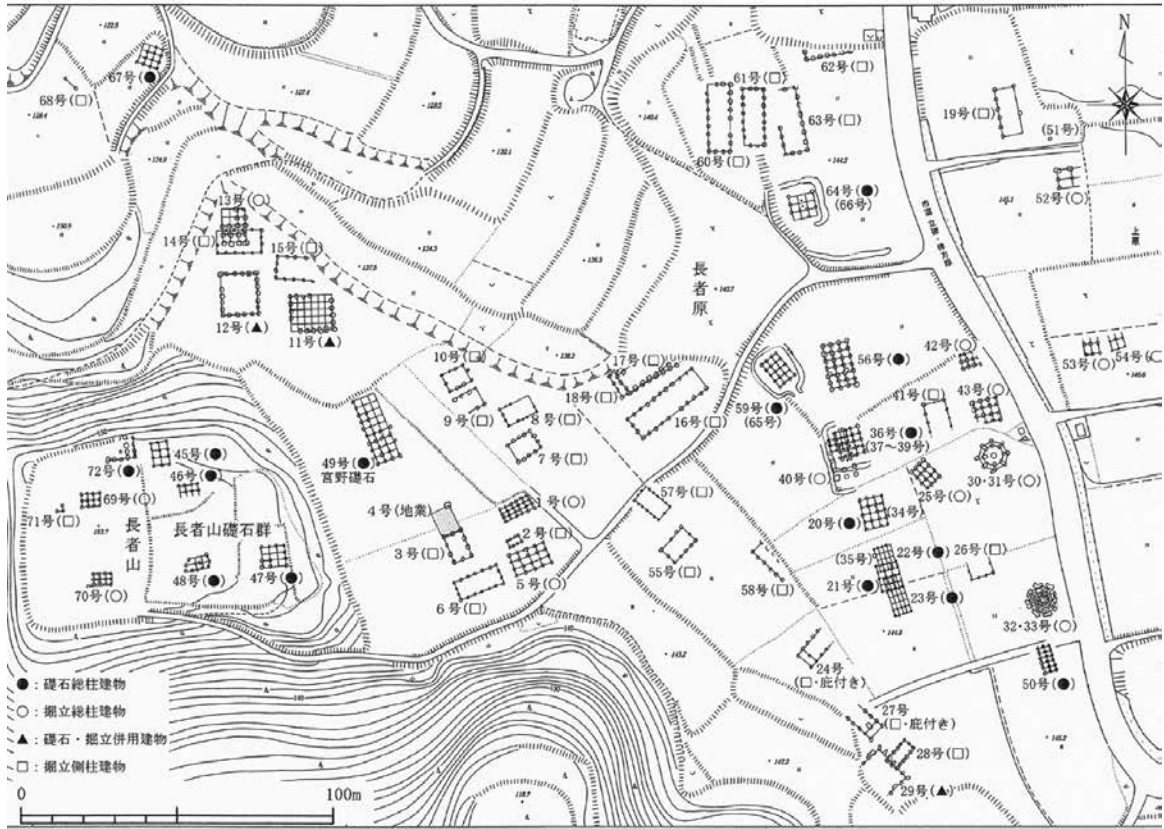
種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A 1	1	0.6%	
	坏A 2	86	54.4%	
	坏A3		0.0%	
	坏B	9	5.7%	
	坏B 2	10	6.3%	
	皿A	20	12.7%	
	皿B	10	6.3%	
	甕		0.0%	
	壺		0.0%	
	鉢		0.0%	
	鍋		0.0%	
	高坏		0.0%	
	坏蓋		0.0%	
須恵器	瓶		0.0%	
	坏A	3	1.9%	
	坏B	4	2.5%	
	坏蓋		0.0%	
	皿A		0.0%	
	皿B		0.0%	
	甕	8	5.1%	
	壺	7	4.4%	
	鉢		0.0%	
高坏		0.0%		
柘		0.0%		
計		158	100.0%	

(七) 上鶴頭遺跡
 カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は一五八点であった(表8)。この遺構においては、須恵器より土師器の方が多く、その比率は概ね9...1である。最も多く出土しているものは土師器坏A 2であり、全体出土数の半数以上を占める。次いで土師器皿A、土師器坏B 2、土師器皿Bと続く。筆者が実見した限りでは、いわゆる調理具である土師器甕や甑等は確認できていない。一方、須恵器は少量ではあるが、壺や甕といった貯蔵具が確認できる。しかし、土師器と須恵器は今回比較した中で一番差が大きい。上鶴頭遺跡に限っては、遺物総数が少ないこと、出土遺物に大きく時期差が見いだせないことから、調査で出土した遺物全てを実見したが、時期は「二本木VII」の範疇と思われる。
 また、この遺跡からも回転ヘラミガキ調整のある土師器は見つかっていない。

第9表 鞠智城跡三六号建物カウント表

種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A 1		0.0%	
	坏A 2	13	22.8%	
	坏A3		0.0%	
	坏B	21	36.8%	
	坏B 2	3	5.3%	
	皿A	7	12.3%	
	皿B	1	1.8%	
	甕		0.0%	
	壺		0.0%	
	鉢		0.0%	
	鍋		0.0%	
	高坏		0.0%	
	坏蓋		0.0%	
須恵器	瓶		0.0%	
	坏A		0.0%	
	坏B	1	1.8%	
	坏蓋	6	10.5%	
	皿A		0.0%	
	皿B		0.0%	
	甕	3	5.3%	
壺		0.0%		
鉢	2	3.5%		
高坏		0.0%		
柘		0.0%		
計		57	100.0%	

(八) 鞠智城跡三六号建物
 カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は五七点であった(表9)。今回、カウントしたものであるものの中では一番破片数が少ない。この遺構においては、須恵器より土師器の方が多く、その比率は概ね8...2である。最も多く出土しているものは土師器坏B 2であり、次いで土師器坏A 2、土師器皿Aと続く。筆者が実見した限りでは、いわゆる調理具である土師器甕や甑等は確認できていない。前述したように、鞠智城遺構出土遺物には、一括性の高い良好な資料は存在しない。三六号建物に関しても、礎石建物であり、礎石の周囲(整地層等)から出土した遺物で、遺構の想定時期に存在してもおかしくはない。当該遺構の時期は「二本木VI~VII」の範疇と思われる。
 また、この遺構からも回転ヘラミガキ調整のある土師器は見つかっていない。



第8図 鞠智城・上鶴頭遺跡遺構配置図 (縮尺任意、上が鞠智城、下が上鶴頭遺跡)

第 10 表 鞠智城跡五六号建物カウント表

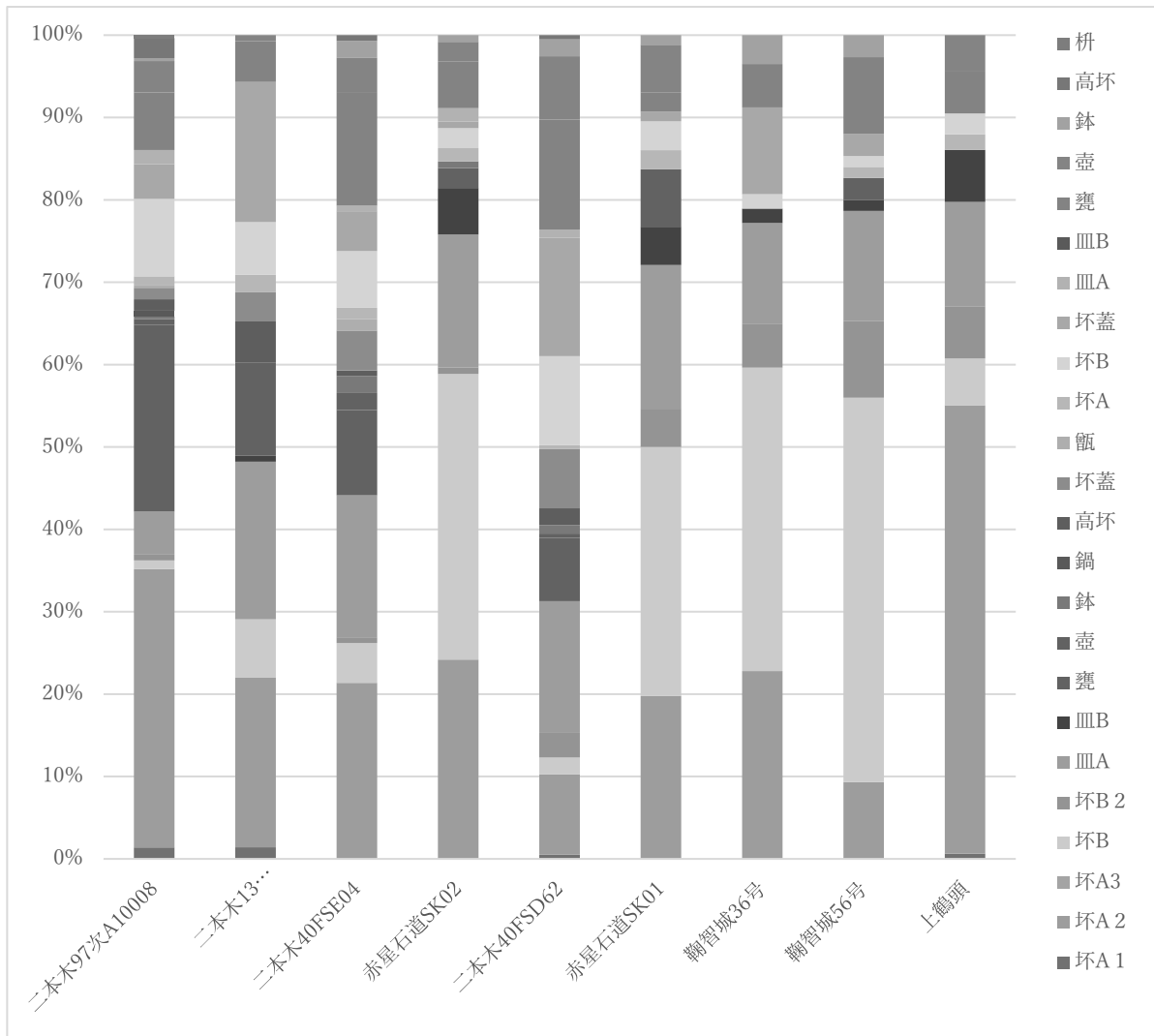
種類	型式	破片数	全体に対する割合	回転ヘラミガキ数
土師器	坏A1		0.0%	
	坏A2	7	9.3%	
	坏A3		0.0%	
	坏B	35	46.7%	
	坏B2	7	9.3%	
	皿A	10	13.3%	
	皿B	1	1.3%	
	壺	2	2.7%	
	鉢		0.0%	
	鍋		0.0%	
	高坏		0.0%	
	坏蓋		0.0%	
須恵器	坏A	1	1.3%	
	坏B	1	1.3%	
	坏蓋	2	2.7%	
	皿A		0.0%	
	皿B		0.0%	
	壺	7	9.3%	
	鉢	2	2.7%	
	高坏		0.0%	
柘		0.0%		
計		75	100.0%	

(九) 鞠智城跡五六号建物
カウントの結果、型式の識別可能な破片総数は七五点であった(表10)。この遺構においては、須恵器より土師器の方が多く、その比率は概ね8:2である。最も多く出土しているものは土師器坏B2であり、次いで土師器皿A、土師器坏A2、土師器坏B2、須恵器甕と続く。筆者が実見した限りでは、この遺構も三六号建物と同じく礎石建物であり、礎石の周囲(整地層等)から出土した遺物で、遺構の想定時期に存在してもおかしくない型式の遺物をカウントしている。今回、カウントした遺物からは、時期は「二本木VI~VII」の範疇と思われる、土師器坏B2の比率が三六号建物よりやや高いことから、三六号建物よりやや新しく位置付けることも可能と思われる。また、この遺構からも回転ヘラミガキ調整のある土師器は見つかったくない。

以上のように、各遺構、遺跡の出土遺物を型式別にカウントした。各遺構、遺跡の出土数における型式の割合をまとめたものが図6と表11である。表11は、筆者が提唱した年代観に照らし合わせて、左から古いと思われる順に並べている。また、比較した遺構、遺跡の土師器回転ヘラミガキ調整率をまとめた表が表12である。これらの図、表から読み取れることは、

- ① ほとんどで須恵器より土師器の割合が高いこと
- ② その中において二本木遺跡群は、比較的出土する須恵器量が多く、また多くの形式(種類)が存在すること
- ③ 土器組成は全てで土師器供膳具中心であること
- ④ その中でも、二本木遺跡群、上鶴頭遺跡では土師器坏A2が、鞠智城跡、赤星石道遺跡では土師器坏Bが最も多く出土する
- ⑤ 鞠智城と上鶴頭遺跡では調理具である土師器甕や甑等の出土は極めて少ないこと
- ⑥ 回転ヘラミガキ調整土師器は二本木遺跡群以外では確認できなかったこと
- ⑦ 回転ヘラミガキ調整土師器は時期が下るにつれて、調整を施す型式の幅が広がるものの、坏A2へ施すものは減っていくと思われること

が挙げられる。これらは大きく分けると、土器組成に関すること(①~⑤)と、回転ヘラミガキ調整土師器に関すること(⑥・⑦)に分けられる。次章ではこの二つを、立地・時期・遺構・その他周囲の遺跡との比較といった観点から考察していく。その際、大宰府との関係性などを念頭に置き、考察を加える。



第9図 遺物出土割合グラフ

第11表 遺物出土割合

種類	型式	二本木97次 A10008	二本木13 A9号溝	二本木 40FSE04	赤星石道 SK02	二本木 40FSD62	赤星石道 SK01	鞠智城36号	鞠智城56号	上鶴頭
土師器	坏A1	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
	坏A2	33.8%	20.6%	21.4%	24.2%	9.7%	19.8%	22.8%	9.3%	54.4%
	坏A3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	坏B	1.0%	7.1%	4.8%	34.7%	2.1%	30.2%	36.8%	46.7%	5.7%
	坏B2	0.7%	0.0%	0.7%	0.8%	3.1%	4.7%	5.3%	9.3%	6.3%
	皿A	5.2%	19.1%	17.2%	16.1%	15.9%	17.4%	12.3%	13.3%	12.7%
	皿B	0.0%	0.7%	0.0%	5.6%	0.0%	4.7%	1.8%	1.3%	6.3%
	甕	22.6%	11.8%	10.3%	2.4%	7.7%	7.0%	0.0%	2.7%	0.0%
	壺	0.7%	0.0%	2.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	鉢	0.3%	0.0%	2.1%	0.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	鍋	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	高坏	1.4%	5.0%	0.7%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	坏蓋	1.4%	3.5%	4.8%	0.0%	7.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
甑	0.3%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
須恵器	坏A	1.0%	2.1%	1.4%	1.6%	0.5%	2.3%	0.0%	1.3%	1.9%
	坏B	9.4%	6.4%	6.9%	2.4%	10.8%	3.5%	1.8%	1.3%	2.5%
	坏蓋	4.2%	17.0%	4.8%	0.8%	14.4%	1.2%	10.5%	2.7%	0.0%
	皿A	1.7%	0.0%	0.7%	1.6%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	皿B	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	甕	7.0%	5.0%	13.8%	5.6%	13.3%	2.3%	5.3%	9.3%	5.1%
	壺	3.8%	0.7%	4.1%	2.4%	7.7%	5.8%	0.0%	0.0%	4.4%
	鉢	0.3%	0.0%	2.1%	0.8%	2.1%	1.2%	3.5%	2.7%	0.0%
高坏	2.4%	0.0%	0.7%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
枺	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

第12表 回転ヘラミガキ調整土師器割合

	二本木97次 A10008	二本木13 A9号溝	二本木40FSE04	二本木40FSD62	上鶴頭	鞠智城合算	赤星石道SK01	赤星石道SK02
坏A2	70.1%	79.3%	29.0%	47.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
坏A3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
坏B	100.0%	20.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
坏B2	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
皿A	33.3%	48.1%	28.0%	19.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
皿B	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高坏	0.0%	28.6%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
坏蓋	0.0%	20.0%	14.3%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

考察

(一) 土器組成に関すること

前章でまとめた分析結果と傾向を基に、考察を行っていく。まず、①～⑤は土器組成に関連するものである。

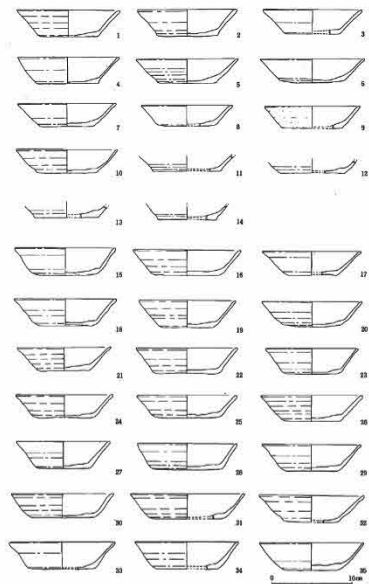
須恵器より土師器の比率が高いという結果は、平安時代になると土師器メインの土器組成になるという従来の研究結果^(註三)を追隨するものであろう。また、③の土師器供膳具中心という結果も、根本は同じであるものと思われる。

次に、②の二本木遺跡群は比較的出土須恵器の量や形式が多いという結果には、遺跡の立地が関係しているものと考えられる。今回比較した遺跡・遺構は筆者の年代観で「二本木V～VII」の範疇であり、特に「二本木VI」の特徴は荒尾産須恵器供膳具の消失である。今回の結果、肉眼で観察する限りでは、その傾向は二本木遺跡群のみならず、その他の遺跡でも同じ傾向にあるものと思われる。「二本木VI」

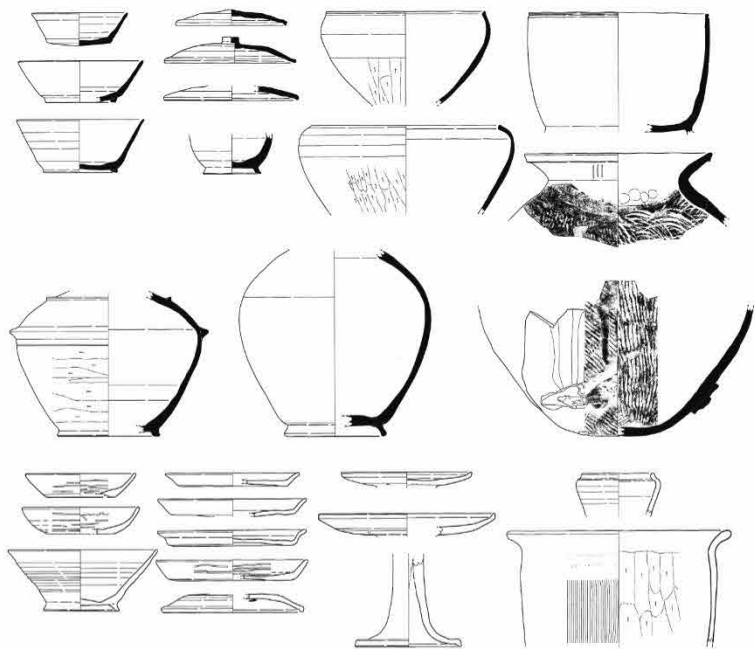
以降、須恵器供膳具を供給しているのは主に宇城地域があり、宇城地域は熊本県に中央部、現在の熊本市域より南に位置している。窯から二本木遺跡群までは約二〇キロメートルであるのに対し、今回比較した中で一番距離のある鞠智城跡までは約五七キロメートルである。鞠智城跡から全く宇城産須恵器が出土しないかと言われればそうではないが、この物理的距離が供給の支障と考えることは妥当ではないだろうか。なお、九世紀頃に供膳具の供給を辞めたとされる荒尾地域では、須恵器生産自体は続いており、甕や壺といった貯蔵具の生産を行っている。この荒尾産須恵器貯蔵具は、今回分析した遺跡・遺構ではだいたい確認できた。つまり、二本木遺跡群は、宇城産須恵器供膳具と荒尾産須恵器貯蔵具が多く供給される遺跡であったと思われる、それが須恵器の量・形式の豊富さに現れたものと考えられる。

④の土器組成における主たる型式の違いについて考えていく。割合的には、土師器坏A2が最も多く出土する二本木遺跡群・上鶴頭遺跡と、土師器坏Bが最も多く出土する鞠智城跡・赤星石道遺跡に分けられる。しかし、出土土器の割合を概観してみると、二本木遺跡群は土師器坏B、いわゆる土師器高台付坏は少ないものの、須恵器坏B（須恵器高台付坏）が一定数出土している。これは二本木遺跡群には前述の須恵器供給の優位性があり、坏形態は土師器、高台付坏形態は須恵器と選択を行っている可能性がある。一方、上鶴頭遺跡は高台付坏の出土は土師器・須恵器ともに少なく、土師器坏A2中心、しかもそれで半数を占めるという偏った傾向といえよう。

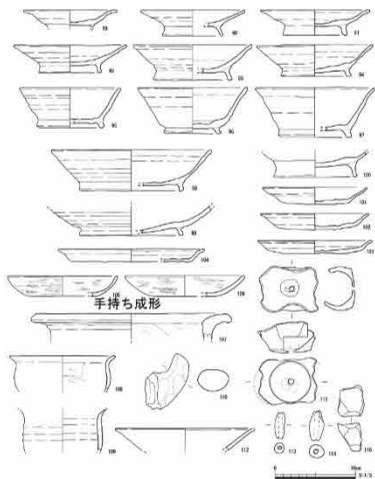
また、鞠智城跡・赤星石道遺跡は、土師器坏B（高台付坏）が最も多く出土しているが、土師器坏A2の出土も多く、その二つで半



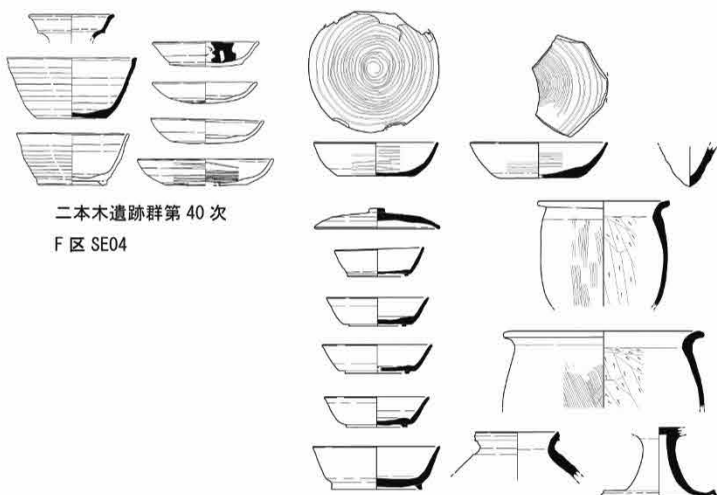
上鶴頭遺跡出土遺物



二本木遺跡群第40次F区SD62

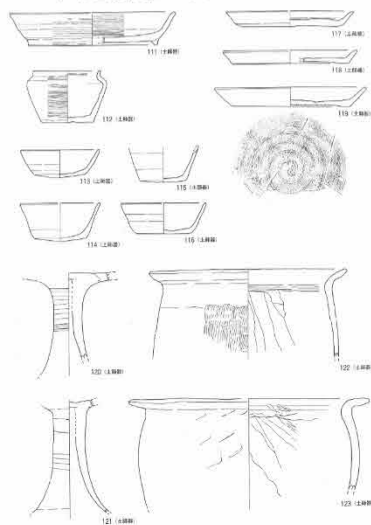


赤星石道遺跡 SK02



二本木遺跡群第40次
F区SE04

二本木遺跡群第97次A10008



二本木遺跡群第13次A9号溝

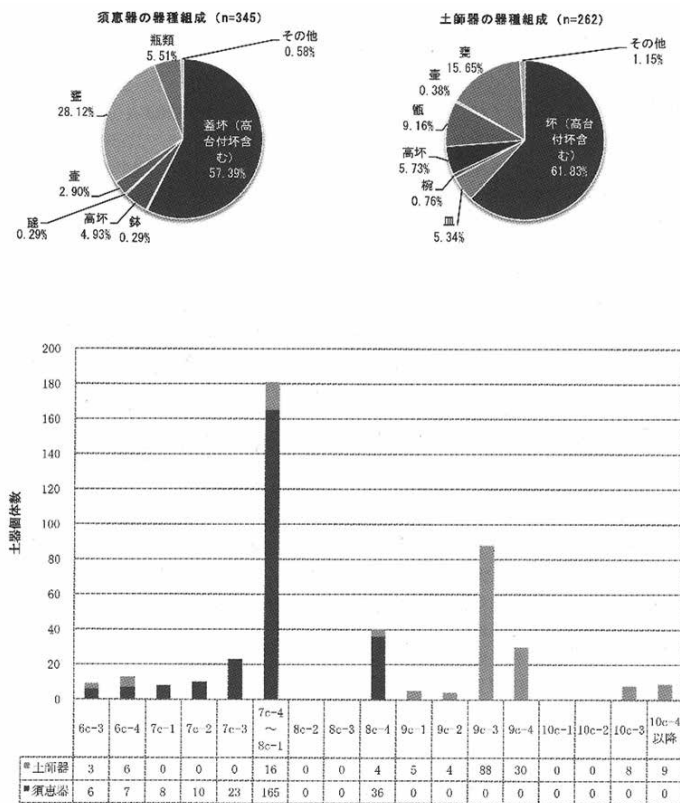
各報告書より抜粋
二本木遺跡群第97次は土師器断面黒塗り
他は須恵器のみ断面黒塗り

第10図 遺物実測図（縮尺任意、対象遺跡より抜粋）

数程度を占める。このことから、鞠智城跡・赤星石道遺跡は坏形態、高台付坏形態ともに土師器が主ということになり、須恵器と土師器の違いはあるものの、二本木遺跡群と同様に「坏+高台付坏」が出土土師器の約半数を占める点では一致している。土師器と須恵器の違いは、前述した供給地との物理的距離が問題しているであろう。

つまり、最も割合の高い形式（型式）のみ抽出した場合、二本木遺跡群と上鶴頭遺跡、鞠智城と赤星石道遺跡に分けられるように見えるが、実際の土器組成の傾向は、「坏+高台付坏」の二本木遺跡群・鞠智城跡・赤星石道遺跡と「坏」の上鶴頭遺跡に分けられるものと思われる。このような結果になった要因についても考察が必要であろうが、現段階では考察に足る根拠が乏しい。しかし、上鶴頭遺跡と二本木遺跡群第四〇次F区SD六二や鞠智城跡五六号建物ほぼ同時期と考えており、この組成の差は時期差でないであろう。次に⑤について考える。分析の結果、調理具とされる土師器甕や甑が、鞠智城跡や上鶴頭遺跡では極端に少ないことがわかった。上鶴頭遺跡は出土した全ての遺物から確認したため、ほぼ間違いない。鞠智城跡は三六号建物・五六号建物という近接する遺構からの遺物しか確認していないため、今回の結果で鞠智城跡に土師器甕や甑が極端に少ないとは言い難いだろう。現に、鞠智城跡出土土器についてまとめた木村龍生の調査結果では、鞠智城跡出土土師器二六二点の一五・六五%（四一点?）が甕、九・一六%（二三点?）が甑とされている。また、その研究では時期毎の量的分析も行っており、鞠智城跡の七〜八世紀はほぼ須恵器主体で、九世紀になると土師器のみとなっている。おおよその傾向として異論はないが、先ほど述べた二六二点という点数とグラフで示される点数が異なっており、お

そらく、時期特定のしやすい供膳具において主にカウントしたものとと思われる。つまり、年代の特定の難しい土師器甕や甑はカウントに入っていない可能性が高く、木村の研究結果に、鞠智城跡から出土の土師器甕や甑が土師器全体の約二五%を占めるからといって、今回の三六号建物・五六号建物からは土師器甕や甑がほとんど出土しないという結果が成り立たないわけではない。むしろ、土師器甕や甑といった調理具は、遺構・遺物ともに多く、人流の多かったと思われる時期の「鞠智城Ⅱ期」のものが多くと考えるのが自然であ



第 11 図 鞠智城出土土器の傾向（木村 二〇一五より転載）

ろう。しかし、前述したように、今回の分析はごく狭い範囲の遺構出土遺物のみで行っているため、データとしては不十分なところもあり、今後の研究の進展次第では、異なる結果となる場合がある。

仮に調理具が遺跡からほとんど出土しない場合、どのような要因が考えうるだろうか。筆者はこの要因はその場に人が滞在しない、つまり居住空間ではないものと考えている。「鞠智城Ⅳ期」の鞠智城跡は礎石建物主体となっており、備蓄庫のような機能になっていることは先行研究から判明している。『日本文徳天皇実録』には「不動倉」という言葉が出てきており、これは満載になった倉を意味している。不動倉となった時期は不明であるが、『日本文徳天皇実録』にみえる天安二年（八五八年）には不動倉が最低でも十一棟あるということである。不動倉は毎年備蓄をして一杯になったら閉じるというものであるから、鞠智城跡の「鞠智城Ⅳ期」の建物が全て不動倉とは限らない。今回分析した三六号建物は筆者の年代観で「二本木Ⅷ（九世紀中葉）」、五六号建物は「二本木Ⅵ（九世紀前葉）」と考えており、鞠智城にある建物に備蓄していた時期と一致する。では、備蓄を行うために居住空間が必要かといえば、必ずしも必要ではない。熊本では九世紀前半頃まで竪穴住居は存続する^{（註四）}とされているが、鞠智城跡で当該期の竪穴住居跡は確認できておらず、また明確に居住空間と思われる掘立柱建物もない。それに加え、備蓄する生産物（主に稲穀と仮定）は、肥沃な菊鹿盆地で生産されている可能性が高い。これらのことから、鞠智城跡には人の居住はほぼなく、そのため調理具の出土が極端に少ないと仮定することは不可能ではないだろう。一方、同じ理屈で考えた場合、上鶴頭遺跡も人が居住していないこととなる。しかし、上鶴頭遺跡には1軒竪穴

建物が確認されている。また、この竪穴建物は竈を有しており、建物廃絶に伴う竈祭祀かのように、竈には完形の土師器坏が置かれていた。掘立柱建物に囲まれる形で存在しているこの遺構は住居というより炊事場と考えることもできるだろう。出土遺物から、周囲の掘立柱建物と同時期と考えられ、上鶴頭遺跡は竪穴建物利用者、掘立柱建物利用者ともに同時期にいなくなり、廃絶されたことを示している。また、竈祭祀が行われることや、一気に遺跡が廃絶したことを考えれば、どこかに移動した可能性は高い。そのため、供膳具より耐久性の高い土師器甕や甑といった調理具は持ち出された可能性を指摘したい。つまり、鞠智城跡と上鶴頭遺跡において、調理具が極端に少ないといっても、その要因は異なる部分にあると推測される。

（二）回転ヘラミガキ調整土師器

前章でまとめや⑥・⑦は回転ヘラミガキ調整土師器に関することである。⑥は、二本木遺跡群以外では回転ヘラミガキ調整土師器は出土しない結果となっている。また、⑦は、時期が下ると調整を施す割合は減っていくものの、皿や高坏といった別形式（型式）にも施すようになるといった結果であった。

⑥についてであるが、上鶴頭遺跡に関しては出土遺物全てを実見しているが、鞠智城跡・赤星石道遺跡はそうではなく、一部の遺構の遺物しか実見していない。そのため、今回の結果＝遺跡全体の評価とは言い難い。実際に、鞠智城跡ではⅢ区とされる場所で回転ヘラミガキ調整土師器が出土している。報告書では盤と報告されているが、体部下半には回転ナデによる調整がみられることから、坏A2の特徴も有している。また、赤星石道遺跡の近隣にあり、同一遺

跡（集落）ともいわれる赤星福土・水溜遺跡からも回転ヘラミガキ調整土師器が出土している。それ以外の遺跡では、菊池市万太郎遺跡や熊本市硯川遺跡群・山頭遺跡等でも回転ヘラミガキ調整土師器は出土しており、熊本市域から県北部にかけてはわりと出土する傾向にある。このことから、周囲の遺跡の状況を考慮すれば、回転ヘラミガキ調整土師器は上鶴頭遺跡以外では出土すると考えてよさそうである。しかし、その割合は二本木遺跡群と比べてかなり低く、そこには差を見出せそうである。なお、回転ヘラミガキ調整土師器は熊本県内、特に熊本市域から県北部域にかけてそれなりに出土する土器群であり、熊本に特徴の土器とする見方がある。しかし、回転ヘラミガキ土師器（大宰府分類・坏d）の性格をまとめた中島恒次郎は、非常に官的な色彩が強く、平城分類碗A類の模倣、つまり佐波理碗の模倣と説明している（中島 一九九二）。また、豊前・

豊後の集落と遺物様相について言及した長直信は、官衙関連特有遺跡の特徴の一つとして大宰府分類坏dの出土を挙げている（長二〇一六）。筆者の知っている限り、回転ヘラミガキ調整土師器の出土は筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後とかなり広域であり、数点ではあるが長岡京域でも確認される。これらのことから、特に北部九州では共通の意識を持ったうえで、生産・使用されていたものと思われ、太宰府が管轄する西海道を特徴づける土器群といえよう。この土器群がなぜ熊本で多く出土するのか、また、大宰府周辺では八世紀後葉に坏dの出土時期がおおよそ限られるのに対し、熊本では九世紀中葉までと回転ヘラミガキ調整は存続するのか等不明な点もあるが、大宰府坏dの性格やその分布域から、官的色彩の強い土器群とみなすことは不自然ではないものと思われ、その出土量

が多いほど、官的、言い換えるならば、大宰府的とも言えるだろう。

（三）土器様相と遺跡様相

今までのことを踏まえ、今回の最終目的である土器様相から遺跡の様相の検討、及び鞠智城の管理が大宰府か肥後国かを考えていきたい。

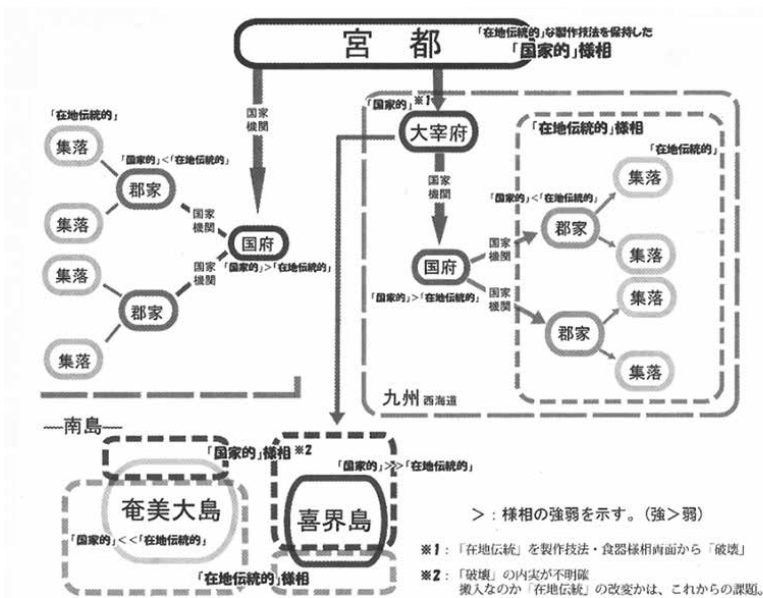
まず、今回分析した情報から、各遺跡の想定される土器様相をまとめたものが第13表である。供膳具におけるセット関係の違いは須恵器供給の優位性の差と考え、調理具の量は、実際に居住域であったどうかを示すものとし、回転ヘラミガキ調整土師器の量は、官的色彩の強弱を現すものと考えた。また、その他にも特殊遺物が出土している場合は記載しているが、二本木遺跡群では輸入陶磁器や非回転台成形土師器、緑釉陶器等が出土する。赤星石道遺跡でも非回転台成形土師器や緑釉陶器、耳皿が出土する。以上の特徴から、二本木遺跡群は特に官の様相の強いことがわかる。土器から遺跡の性格を検討した中島恒次郎は、喜界島など南

第13表 各遺跡土器様相まとめ

	供膳具	調理具	回転ヘラミガキ調整土師器	その他特殊遺物
鞠智城跡	「土師器坏+土師器高台付坏」	少	少	無
二本木遺跡群	「土師器坏+須恵器高台付坏」	多	多	非回転台成形土師器・緑釉陶器・輸入陶磁器・猿投産須恵器など
赤星石道遺跡	「土師器坏+土師器高台付坏」	普通?	少	非回転台成形土師器・緑釉陶器・耳皿
上鶴頭遺跡	「土師器坏」	無?	無	無

島と大宰府、大宰府と西海道諸国を説明する図を提示している（図一二）。この図では、大宰府という小国家の中に西海道各国が入り、そこから各群らへと繋がるなかで、大宰府から遠いほど大宰府的要素（国家的／官的）は薄れていくとされている（中島二〇一五）。

この図に今回の分析結果を落としこむと図一三のようになる。大宰府から直接繋がる国府に二本木遺跡群を当て、二本木遺跡群からつながる位置にその他の遺跡をあてた。遺物様相だけみれば、赤星石道遺跡は在地的様相の強い一群の中では官的様相は強い部類に入るものの、赤星石道遺跡が郡家である確証はない。これについては、



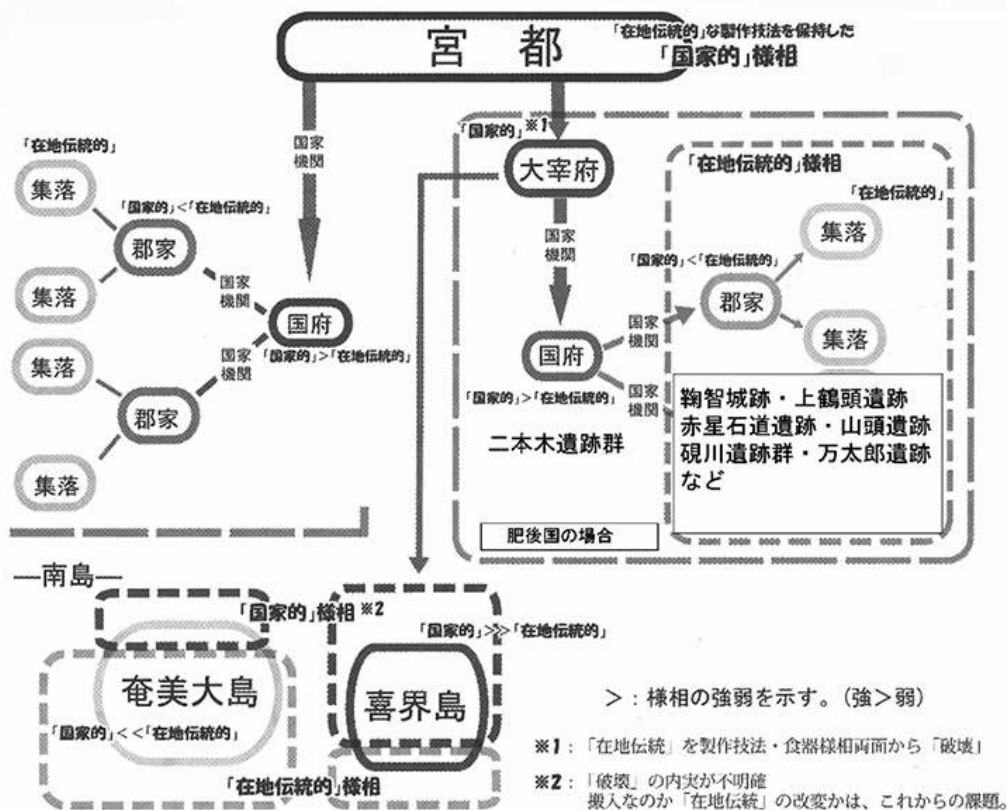
第 12 図 遺跡性格ごとの土器様相（中島 二〇一五より転載）

類例を増やして比較検討していきしかない。

さて、では本題の鞠智城跡の管理体制について言及できるかを検討していく。

結論から述べれば、今回の結果のみでは鞠智城の管理体制にまで言及することは難しいだろう。

今までの文献史の研究では、大



第 13 図 分析遺跡の位置（中島 二〇一五を一部加筆して作成）

宰府・(肥後国・) 菊池郡・鞠智城」との意見が多くみられるが、土器様相のみでいえば、鞠智城跡出土土器は在地的様相の強い土器群であり、大宰府及び肥後国との直接的関連性は見いだせない。赤星石道遺跡と鞠智城跡は供膳具の組成が近いことから、それを菊池郡的土器様相と捉えることも可能であるが、比較データが少ないため現段階での断言は控えたい。しかし、仮に「土師器坏＋土師器高台付坏」という供膳具組成が、菊池郡的土器様相である場合、赤星石道遺跡に住んでいた人々が鞠智城まで稲穀を運んでいたとの仮定はできる。つまり、実質的な鞠智城の管理は地元(菊池郡内の集落か)が担っていた読み取ることもでき、鞠智城の管理に国家(大宰府や肥後国)が直接人・モノを送り込む体制ではなかったといえる。これらのことは文献史の先行研究にあるように、重層的な管理体制を示す結果ともいえ、文献史の研究結果と考古学の研究結果とが一致したといえよう。

今回は土器組成や回転ヘラミガキ調整土師器といった大宰府との関連が見いだせる土器群らを検討し、各遺跡の位置付け及び鞠智城の管理体制に一部踏み込んで言及した。まとまりのない内容となってしまうのは、筆者の実力不足であり、ご指摘、ご批判は多いかもしれない。しかし、熊本県内における平安時代初期の土器と遺跡を関連付けた研究は少なく、今回の研究が今後の進展の一助になれば幸いである。

最後になりましたが、本稿の執筆にあたり下記の皆様からご協力、ご助言を賜りました。文末ではありますが、記して感謝いたします。

(敬称略)

歴史公園鞠智城・温故創生館、熊本県文化財資料室、熊本市文化

財課、増田直人、美濃口雅朗

註

- (一) 里館翔大二〇一九「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」『鞠智城と古代社会』第七号
- (二) (一)と同じ
- (三) 通説的には、平安時代に入ってから、国産陶器や黒色土器などが増え、土器様式の変化が起るとされている。
- (四) 網田龍生一九九七「肥後における竪穴住居の終焉」『肥後考古』第十号 肥後考古学会

参考文献

- 阿南 亨 二〇一二『万太郎遺跡・森北院ノ馬場・迫畑遺跡』菊池市文化財調査報告第六集 菊池市教育委員会
 - 網田 龍生 一九九七「肥後における竪穴住居の終焉」『肥後考古』第十号 肥後考古学会
 - 井鍋 誉之編 二〇二〇『赤星石道遺跡・赤星灰塚遺跡』熊本県文化財調査報告第三三九集 熊本県教育委員会
 - 浦田 信智編 一九九三『八反田A・B遺跡 八反畑遺跡』西合志町文化財調査報告第三集 西合志町教育委員会
 - 岡田 有矢編 二〇二一『二本木遺跡群二八』熊本市の文化財第九八集 熊本市教育委員会
 - 金田 一精他 二〇〇七『二本木遺跡群Ⅱ』熊本市教育委員会
 - 木村 龍生編 二〇一五『鞠智城出土土器・瓦の生産地推定に関する基礎的研究』熊本県立装飾古墳館分館
- 歴史公園鞠智城・温故創生館

里館 翔大 二〇一九「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」

『鞠智城と古代社会』第七号

長 直信 二〇一六「豊前・豊後の官衙・集落と土器様相」『官衙・

集落と土器二・宮都・官衙・集落と土器』

第一九回古代官衙・集落研究会報告書

中島 恒次郎 一九九二「都へ行った土器・長岡京右京第一〇二

調査SD一〇二〇一出土資料」『古文化談叢』第二八集

中島 恒次郎 二〇一五「土器から考える遺跡の性格・大宰府・国府・

郡衙・集落」第一八回古代官衙・集落研究会報告書

中原 幹彦編 二〇一五『東中原遺跡・山頭遺跡・第1分冊』熊本市

の文化財第四四集 熊本市教育委員会

奈良文化財研究所編 二〇〇四『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺構編』奈

良文化財研究所

西住 欣一郎他 二〇一二『鞠智城II』熊本県教育委員会

能登原 孝道 二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城

II・論考編1』熊本県教育委員会

橋本 康夫他 一九八三『上鶴頭遺跡』熊本県教育委員会

原田 範昭編 二〇一三『二本木遺跡群一八』熊本市の文化財第二七集

熊本市教育委員会

山元 瞭平 二〇一九a「古代宇城窯跡群の基礎的研究 須恵器編年

を中心に」『先史学・考古学論究VII』龍田考古会

山元 瞭平 二〇一九b「九州・肥後地域」『飛鳥時代の土器編年

再考』古代土器研究会資料集 古代土器研究会

挿図出典

第1図 …筆者作成

第2図 …筆者作成

第3図 …山元二〇一九bより転載

第4図 …筆者作成

第5図 …筆者作成

第6図 …岡田二〇二二・金田二〇〇四・原田二〇一三より転載

一部加筆

第7図 …井鍋二〇二〇より転載・一部加筆

第8図 …橋本一九八三・西住二〇一二より転載

第9図 …筆者作成

第10図…井鍋二〇二〇・岡田二〇二二・金田二〇〇四・原田

二〇一三・橋本一九八三より転載

第11図…木村二〇一五より転載

第12図…中島二〇一五より転載

第13図…中島二〇一五より転載・一部加筆

地域社会からみた鞠智城 ― 八世紀から十世紀を中心に ―

垣中 健志

本稿では、古代山城が機能を停止する八世紀前半以降、十世紀中頃まで長期間存続した鞠智城について、その存続の背景を明らかにした。存続の理由を考えるにあたって、大宰府による西海道支配の変遷と関連づけた検討を行った。先行研究の多くは、鞠智城が対外関係や地域支配の中で軍事的な役割を持つ古代山城である、という側面を強調するあまり、古代日本の律令国家において少し特殊な西海道支配の仕組みと関連づけた検討は十分になされていない。鞠智城と西海道支配の仕組みの関係性を検討するにあたっては、鞠智城周辺にとどまらず、広く西海道諸国を地域社会とし、その情勢も参照しながら検討を行った。

Ⅲ期の鞠智城は、Ⅱ期までの古代山城から、八世紀前半に全国的に整備された正倉の一つで、菊池郡の正倉院となった。正倉院はその後、不動倉となったため、最低限の維持管理体制がとられたため、城内にはほとんど人がいなかった。しかし、八世紀半ばにかけて、早くも諸国の正倉の維持管理が徹底されなくなり、鞠智城でもゆつくりと貯水池などの管理が徹底されない状況があったと考えた。

鞠智城のⅢ期からⅣ期への転換において、礎石建物の大型化は、菊池川流域の生産力増大を背景にした、大宰府による府官公廨の確保の拠点構築を目的としたものであった。府官公廨の収納拠点となっていた鞠智城の管理と運営は、肥後国に任されていたと考えた。この時期における国府関連施設の機能強化は、西海道諸国に広く見られることから、Ⅳ期の管理主体と規模の拡大が大宰府の影響を強く受けた肥後国が主導したものであることを示す。

Ⅴ期は、Ⅳ期に比べると建物の数が減るものの、礎石建物が複数建て直される。また、九世紀第3四半期に土器の出土量が増加するのは、この再建のための労働力に伴うものと考えた。Ⅴ期の鞠智城も大宰府にとって府官公廨などの国衙財源収納の重要な拠点であり、管理も引き続き肥後国が行っていた。また、不動倉焼失の背景も、大宰府が肥後に送り込んだ国司と現地の任用国司との確執、あるいは国司と地域社会で広く活動する前司浪人や富豪層との徴税をめぐる対立に原因があったと考えた。

地域社会からみた鞠智城 ― 八世紀から十世紀を中心に ―

垣中 健志

はじめに

鞠智城は、その正確な築城時期は未詳ながらも、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）の記事に、大野城、基肆城とともに繕治されたとあるのを史料上の初見とする^(一)。築城の目的は様々な研究で言及されているが、七世紀後半の緊迫した東アジア情勢の中で、唐や新羅の侵攻に備えて西日本各地に築城された古代山城の一つであることは大方の一致するところである。しかし、鞠智城は史料やこれまでの発掘調査の成果から、これらの同時期に築城された古代山城がおよそ八世紀前半に機能を停止するのに対し、十世紀中頃までの約三〇〇年もの間、存続していたことが明らかになっている。この事実は、前述した文武天皇二年の記事で繕治された大野城や基肆城の存続期間が九世紀代までと考えられていることと比較しても、異様に長いとみることができよう。本稿では、他の古代山城が機能を停止する八世紀前半以降、十世紀中頃まで長期間存続した鞠智城について、その存続の背景を明らかにすることを旨とする。

ここで、改めて鞠智城の変遷について概観しておきたい（矢野二〇一八）。

【鞠智城Ⅰ期（七世紀第3四半期～第4四半期）】

城の創建期にあたる。各城門や土塁・石塁が構築され、城の中央部にあたる長者山地区と長者原地区を中心に掘立柱建物が建てられ

る。さらに、長者原地区の北側の谷に貯水池が設けられる。城としての機能が短期間で整備されたと考えられる。

【鞠智城Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半期前半）】

城の最盛期にあたる。各城門や土塁・石塁に変化はないが、長者原地区東側に管理棟的建物群が出現し、その南に総柱建物群、そして鞠智城を象徴する南北二棟の八角形建物が建てられるなど、城内部の施設が充実する。土器の出土量もこの時期が最も多く、冒頭で触れた『続日本紀』文武天皇二年（六九八）の記事にある繕治との関係が想定されている。

【鞠智城Ⅲ期（八世紀第1四半期後半～第3四半期）】

城の転換期にあたる。Ⅱ期で建てられた管理棟的建物群はそのまま存続する。一方、掘立柱の総柱建物が礎石建物に建て替えられ、施設の耐久性が向上したとみられる。土器の出土量が皆無に等しくなるため、城内の人員は最低限であったと考えられている。

【鞠智城Ⅳ期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）】

城の変革期にあたる。管理棟的建物群の消失、貯水池の機能低下が進む。礎石建物が大型化し、出土する土器は在地系の土師器が主体となる。なお、礎石建物の火災痕跡から、後述する『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）の不動倉焼失記事との関連が指摘されている。

【鞠智城Ⅴ期（九世紀第4四半期）～十世紀第3四半期】

城の終末期にあたる。焼失した礎石建物が再建され、一部はさらに大型化して建て直された。十世紀中頃にその機能を停止するとみられている。

以上が鞠智城の変遷の概要である。八世紀以降も存続する鞠智城の機能と役割については、様々な研究がある。まず、大宰府の防衛のための物資や兵器の貯蓄（五十嵐二〇一六）、九世紀以降に頻発する新羅海賊による有明海侵攻に対する防衛（野木二〇一七）、城周辺の治療維持（小田一九九三）といった実際の軍事的な要請に基づく機能を重視する見解があげられる。一方、軍事的な要請を背景としつつ、鞠智城の存続理由を律令制に基づく地方支配の象徴として機能する兵庫の存続を背景とする見解（林二〇一九）、律令国家の軍事行政上必要となる倉の機能に注目する見解（古田二〇二〇）も提示され、八世紀以降の西海道の軍情的勢だけではなく、律令国家支配制度を浸透させるための装置として鞠智城の存続を捉える見解が近年増えている。上記の観点と関連して、八世紀以降の鞠智城を肥後国の地方支配の拠点として捉える見解も増えている（木村二〇一四）、（井上二〇一六）、（里館二〇一九）。あわせて、対外関係の視点から在地の火（肥）君に対する牽制機能をもって存続したという見解も（柿沼二〇二二）、広義には鞠智城を地方支配の拠点として捉えた説と言えるだろう。

以上のように、八世紀以降の鞠智城の存続理由については、大まかに軍事的な背景を重視する見解と、地方支配の拠点としての機能、その中でも倉などの収納機能を重視する見解の二つに整理できる。二者の違いは、鞠智城の軍事的要素をどのように評価するのか、Ⅱ

期までとⅢ期以降の鞠智城の役割に変化を見出すか否か、によるところが大きいと考える。

鞠智城は、白村江の戦いで敗戦を契機とする対外防衛網の整備の中で、肥後北部の陸上交通の要衝である鞠智の地に、肥後中南部から侵攻する敵に対する防衛を意識した占地であった。また、Ⅱ期にみえる城郭内部に管理棟の建物の増加などの修繕の背景については、城の再整備と人員の充実を図ることで、隼人に対する大宰府防衛を第一の目的とし、隼人への饗応機能を持った、大宰府の出先機関としての役割をも担ったものとされる。このように、Ⅰ期とⅡ期については、対外防衛などの軍事的な機能が鞠智城の本質であった。

一方、Ⅲ期では管理棟の建物や貯水池の機能は維持され、城内の掘立柱の総柱建物が礎石建物に建て替えられるが、同時期に礎石建物への建て替えが行われた大野城や基肆城とは違い、規模が一定しないという特徴があり、その役割が大野城や基肆城とは違うことが考えられる。また、貯水池から国郡名のない米の付札木簡が出土しており、菊池郡単位で米の徴収や収納を行っていたことが指摘されている（佐藤二〇一四）。このように、Ⅲ期とⅠ期、Ⅱ期では、鞠智城が持っていた役割の違いが明らかであり、Ⅲ期における鞠智城の管理主体について検討することで、八世紀以降の鞠智城の存続理由を明らかにすることができると思われる。

さらに、八世紀後半から九世紀半ばにかけてのⅣ期では、管理棟の建物が消失し、貯水池や主要な城門である池ノ尾門の維持管理が行われなくなる一方で、礎石建物が大野城や基肆城と同様の規模に大型化する。この大型化については、鞠智城周辺地域の集落遺跡の消長を考慮し、地域社会での米の生産量が増大し、食糧備蓄機能の

向上を図ったことによるものであったと指摘されている（能登原二〇一四）。続くⅤ期には、消失した礎石建物を一部大型化して再建することで、食糧備蓄機能の維持を図っている。およそ百年以上にわたって維持された鞠智城における食糧備蓄機能は、誰が何を目的として行っていたのか、食糧を鞠智城で備蓄する必要がなぜあったのか、については、前述の通り、鞠智城の八世紀後半から十世紀半ばにかけての役割が何であったのか、という議論が定見を見ないことから、未だ明らかにはされていない。また、この時期に鞠智城を管理していた主体はどの組織であったのかについても、大宰府、肥後国など論者によって様々であり、未詳と言わざるを得ない。

こうした問題意識をふまえ、本稿では次の課題を明らかにしていきたい。まず、鞠智城Ⅱ期までは軍事的な役割が中心であったが、Ⅲ期以降は米などの備蓄機能が強化されていった背景を、Ⅲ期以降の鞠智城の役割とその管理主体を検討することで明らかにする。また、Ⅲ期に比定されている付札木簡が出土した背景についても検討する。さらに、八世紀以降、十世紀半ばにかけて存続した理由を考えるにあたって、大宰府による西海道支配の変遷と関連づけて検討を行いたい。先行研究の多くは、鞠智城が対外関係や地域支配の中で軍事的な役割を持つ古代山城である、という側面を強調するあまり、古代日本の律令国家において少し特殊な西海道支配の仕組みと関連づけた検討は十分になされていない。鞠智城と西海道支配の仕組みの関係を検討するにあたっては、あわせて地域社会の動向を視野に入れる。本稿における地域社会とは、鞠智城周辺にとどまらず、広く西海道諸国のことを指し、肥後国だけでなく西海道諸国の情勢も参照しながら検討を進めていく。以上の視点に基づき検討す

ることで、八世紀から十世紀半ばの廃絶まで存続した鞠智城の役割を明らかにすることができると思われる。

一・出土木簡から見た鞠智城とその役割

本章では、八世紀の鞠智城について、Ⅱ期からⅢ期への変遷と存続、役割の変化の背景を、出土木簡や鞠智城を取り巻く地域社会の様相と関連させながら明らかにしていきたい。

鞠智城周辺には、七世紀後半の築城と同時期に敷設されたと考えられている古代官道が確認されている（鶴嶋一九九七）。これらの道路は、南九州への連絡を意識して整備され、九世紀前半まで機能していたと推測されていることから、鞠智城は南九州に対する統治、連絡の拠点として整備されたとする。（鶴嶋二〇一一）。官道の敷設状況から、鞠智城を創建したことで南九州に対する統治拠点とした可能性はあるが、否定的な見解も多く（木村二〇一四）、それをそのままⅢ期以降の鞠智城の存続に当てはめることはできない。また、八世紀後半にあたるⅣ期では、城門の維持がなされなくなり、八世紀後半以降、鞠智城を対隼人、南九州統治の拠点としてみるのはいささか心許ない。鞠智城周辺の官道敷設の状況からは、城と道路が一体の計画で整備されたこと、鞠智城は八世紀以降も交通の要衝であったことを指摘するにとどめる。

一方、Ⅲ期以降の鞠智城が、肥後国の統治拠点になった可能性は検討する必要があるだろう。Ⅱ期とⅢ期の注目すべき相違点は、掘立柱の総柱建物が礎石建物に建て替えられたことである。また、管理棟的建物群はそのまま存続することにも注意が必要である。これらの遺構変遷はどのように理解すればよいだろうか。

鞠智城と同様に、八世紀以降にも存続した古代山城として大野城と基肄城があげられる。大野城は、八世紀前半に城門が掘立柱建物から礎石建物に建て替えられるとともに、倉庫群も三×五間の礎石式総柱建物に建て替えられる。九世紀に入ると、城門は規模をやや縮小し、倉庫群も三×四間の礎石式総柱建物となることがわかっていく（赤司二〇一四）。基肄城は、現在までの調査で掘立柱建物は未確認で、三×五間の礎石建物跡が多く検出されており、大野城の倉庫群との共通性がうかがえる。これらの倉庫群の建設は、出土遺物から八世紀前半までさかのぼるとされる（亀田二〇一八）。大野城、基肄城と鞠智城の礎石式倉庫群は、その建設時期がほぼ同じであることは重要であるが、鞠智城の場合、その規模が大野城や基肄城の倉庫群のように一定ではないことから、その役割や機能の違いを求める見解もある（矢野二〇一八）。

では、これらの倉庫群は何を収納するために建設されたのであるか。大野城については、九世紀の史料になるが、『類聚三代格』に大野城の器仗を検定させたことや^(三)、大野城の衛卒の糧米を城の倉庫に収納したことが確認できる^(三)。

【史料一】大宰府跡不丁官衙地区出土木簡^(四)
為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稻穀隨 大監正六位上田中朝「
基肄城についても、【史料一】の天平年間の木簡が出土しており、基肄城に稲穀が貯蔵され、それが筑前・筑後・肥の各国に大宰府の役人によって支出されていたことがわかる。以上のことから、大野城、基肄城の倉庫群は米や武器を備蓄しており、大宰府の役人が管理していたと考えられる。

大野城、基肄城ともに八世紀代の史料はほとんど皆無と言ってよ

い。それは、鞠智城についても同様である。鞠智城の倉庫群についても、後述する九世紀以降の史料に見える「兵庫」や「不動倉」といった記載から、米や武器等を備蓄する倉庫群であったとされることが多い。

【史料二】鞠智城跡出土木簡（熊本県教育委員会二〇一二）

（米カ）

秦人忍□五斗

ここで、改めて鞠智城の貯水池から出土した木簡について検討してみたい。この木簡は、貯水池中心部に設定されたトレンチ28の⑪層から出土した。主な共伴遺物は、土師器盤・坏・高坏・甕、須恵器坏・平瓶・甕、平瓦、丸瓦、木筒状木製品、木製斧・槌・平鍬、建築部材などである。⑪層の時期であるが、下層の⑫層で出土した少量の須恵器片のうち、古墳時代後期後半の須恵器模倣坏片が存在し、瓦が全く出土しないことから、古墳時代後期後半以降、鞠智城創建直前までの時期を⑫層とし、鞠智城創建以降の堆積層に⑪層をあてる。下限は、⑪層の遺物で最も新しいとされるのが八世紀第4四半期の須恵器坏などであることから、八世紀末までに堆積したと考えられている。また、⑪層は約百年間にわたって堆積したにもかかわらず、層厚が20cm以下でしかなく、九世紀から十世紀までの約百年間に堆積したとされる上層の⑩層の層厚が100cm以上あることと対照的である。これは、⑪層の堆積時に、貯水池の池底の堆積した泥などをさらう維持管理行為が積極的に行われていたことを示唆する。なお、木簡については、木筒状木製品とあわせてその形状が平城宮跡で出土する西海道の新木簡と類似していることから、廃棄の時期を平城宮遷都以降から八世紀後半までの間と

している（熊本県教育委員会二〇一二）。

【史料二】の木簡は、人名と米の量のみを記載している。裏面に文字が記載されていた可能性もあるが、面が荒れているため、文字の痕跡を確認することはできない^{（五）}。木簡状木製品1047として報告されているものも^{（六）}、【史料二】よりやや縦に長く、上端部が三角形に加工調整されていることを除けば、切り込みの形状はよく似ている。また、1047は両面ともに荒れており、木簡本来の形状ではないことが明らかである。観察所見からは、1047の廃棄状況について以下の二つが想定される。一つは、貯水池への廃棄前に木簡から文字面を削り取った可能性、もう一つは切断された状態で出土したことを考慮すると、廃棄時には木簡を折り、その後池底に沈滞している間、何度も池底の泥濘いが行われることで両面が摩耗し、さらに分断された可能性も考えられる。【史料二】についても、当初から「秦人忍」のいた国郡里名は記載されていないとの想定と、1047の廃棄と同様の可能性を想定することでできるのではないだろうか。後者のような想定が認められるのであれば、八世紀の鞠智城を取り巻く地域社会の情勢を考慮した鞠智城の役割を検討する必要があるだろう。

八世紀の米の収納としてまず想定されるのが、不動倉である。

【史料三】『延暦交替式』和銅元年（七〇八）閏八月十日太政官符

太政官符。大稅者、自今已後、別定^三不動之倉^一、以爲^三国貯之物^一。

〈郡別造^三鑑^一勾^一〉。国郡司等各稅文及倉案、注^三其人、時、定倉^一。

〈後檢^下校欠徵所^三連署^一人上^一〉。

和銅元年閏八月十日

この【史料三】より、稲穀の蓄積が本格的に開始された。不動倉

は郡家に付随して設けられることが多かったが、郡家とは別の場所に設置され、その管理施設が付置される場合もあった（山中一九九四）。八世紀代の菊池郡の郡家関連遺跡とされるのは、鞠智城の南部にある西寺遺跡であるが、その詳細はよくわかっていない（能登原二〇一四）。

ここで想起されるのが、鞠智城のⅡ期からⅢ期にかけての、掘立柱建物から礎石建物への建て替えである。建て替えの時期は、不動倉の制度が始まった八世紀第1四半期後半であり、また、鞠智城では管理棟的建物群の存続が認められる。つまり、Ⅲ期の礎石建物と管理棟的建物群は、肥後国の不動倉とその管理施設としての役割を担っていたのではないだろうか。八世紀前半における礎石建物への建て替えは、前述したように大野城や基肆城といった他の西海道の古代山城でも確認できるが、鞠智城の場合、他の二城とは違って礎石建物の規格性に乏しいとされる。このことは、礎石建物への建て替え自体は大宰府からの影響を強く受けているが、実際の造営や管理については肥後国に委任されていたと考えることができる。すなわち、鞠智城のⅢ期は肥後国菊池郡の正倉院であったと考えられる。Ⅲ期の倉庫群と建物群を菊池郡の正倉院とするのであれば、付札木簡に国郡里名の記載がないことも整合的に理解できる。また、貯水池から出土した木簡状木製品1049は、その形状から帳簿のような使用が想定されている。これらのことから、Ⅲ期に該当する出土木簡は、付札木簡が郡内から鞠智城の倉庫に納入される米に付され、帳簿木簡に記録された後に廃棄された、という流れが想定できる。

さらに、貯水池や城門の維持管理の実施については、倉庫の維持

に関連して次の史料が注目される。

【史料四】『延暦交替式』天平勝宝元年（七四九）八月四日勅

勅、諸国正倉、如_レ理不_レ造。多有_二破壊朽損_一。税穀亦就_二村里_一、借_二用他倉_一。自今以後、勤加_二修蓋_一。若有_二怠緩_一、国郡官人、依_レ法科_レ罪。

天平勝宝元年八月四日

八世紀も半ばになると、【史料四】にあるように、全国的に正倉の維持管理がおざなりになっている状況があったと考えられる。一方で、【史料四】のような指示が出されるということは、諸国の正倉の維持管理は国郡の官人にとっては必須の業務であったことも指摘できよう。しかし、それでもゆつくりと管理が行き届かなくなっていく、それが貯水池の⑩層として堆積していったと考えられる。すなわち、木簡が使用され、廃棄されたこのⅢ期を通じて、鞠智城は古代山城から菊池郡の正倉院へと役割を変えることとなった。正倉院は不動倉とされたため、出土した木簡が付された米を倉庫に収納する時だけ官人がいればよく、後は最低限の維持管理を行うのみで、実質的に鞠智城は普段ほとんど人の手が加わることがなかったと推測する。このように考えると、Ⅲ期に土器がほとんど出土しなくなる現象も整合的に解釈できるのではないだろうか。

本章での検討結果をまとめる。Ⅲ期の鞠智城は、Ⅱ期までの古代山城から、八世紀前半に全国的に整備された不動倉の一つで、菊池郡の正倉院となった。出土した木簡や木簡状木製品は、正倉院となった時期に菊池郡内から倉庫へ収納された米に付されたもの、倉庫に収納された米を帳簿にまとめたものであった可能性が高い。正倉院はその後、不動倉となったため、最低限の維持管理体制がとられた

ため、城内にはほとんど人がいなかったと考えられる。しかし、八世紀半ばにかけて、早くも諸国の正倉の維持管理が徹底されなくなり、鞠智城でもゆつくりと貯水池などの管理が徹底されない状況があったと考える。

二・大宰府の財政政策と鞠智城

続いて、八世紀後半から九世紀前半にかけての鞠智城の様相を検討していく。この時期はⅢ期からⅣ期への転換期であり、礎石の倉庫群が大型化する一方、管理棟の建物群が消失し、城門や貯水池の維持管理も行われなくなる。このような変化の背景は何にあるのだろうか。

八世紀後半に入ると、稲穀に関連する大宰府の財政制度が確立する。

【史料五】『続日本紀』天平宝字二年（七五八）五月丙戌（十六日）条

大宰府言、承前公廩稻合一百万束。然中間官人任_レ意費用、今但遺_二一十余万束_一。官人数多、所_レ給甚少。離_レ家既遠、生活尚難。於_レ是以_二所_レ遺公廩_一、悉合_二正税_一、更割_二諸国正税_一、国別遍置、不_レ失_二其本_一、毎_レ年出挙、以_二所_レ得利_一、依_レ式班給。其諸国地子稻者、一依_二先符_一。任_レ為_二公廩_一、以_レ充_二府中雜事_一。

大宰府管内の西海道では、府官公廩を確保するための制度が【史料五】の時期に成立した。府官公廩とは、一般の公廩稲と同じく、正税の欠負補填、国衙や大宰府の運用費である儲料の残りを、大宰府の官人たちに配分する制度で、府官公廩はその後、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の六カ国に設定され^(七)、運用は六カ国の国

司に任され、各国からの転送で大宰府官人に分配されることになっていた（西別府一九九一）。この中で肥後は最大の三十五万束が割り当てられており、大宰府が府官公廩の確保にあたって、肥後国を重視していたことがわかる。

大宰府の官人たちは、【史料五】にもあるように、郷里を離れて大宰府に勤務していた。一方でその給与である府官公廩の運用は、六カ国の国司に任されていた。この仕組みが、八世紀後半から九世紀にかけて大宰府と六カ国間の軋轢になっていく。

そもそも公廩とは、延暦九年（七九〇）十一月三日太政官符に、「公廩之設、本為^レ填^二補^一欠負未納^一、随^二三国大少^一、既立^二三举式^一。」とあるように^(八)、正税の未納分を補填するために設定された財源であり、補填してもなお利稲が余った場合、国司が公廩を得ることができるといふ制度であった。しかし、府官公廩に関しては、運用するのは国司であるが、公廩を得るのは大宰府の官人であるため、国司が府官公廩を正税補填に使用しやすい構造であった。そのため、大宰府は弘仁十四年（八二三）に^(九)、府官公廩が未納であっても大宰府官人に全給してほしいと申請し、太政官符で管内六カ国の論定稲と府国の公廩の利稲の見納数を計り、本稲の比率にしたがって別枠とし、府官公廩の利稲を六カ国の欠失補填に充てないようにした（佐々木一九八四）。

この処置により問題は解決したかのように思われたが、弘仁十四年（八二三）の措置では利稲の納入状況により府官公廩の確保が安定しないことは明らかであった。その後も府官公廩の政策は迷走を続ける。

【史料六】『続日本後紀』承和元年（八三四）五月癸亥（十三日）条

大宰府司公廩、元來班^二給^一六国^一。至^二天長八年^一、依^二民部省起請^一、停^レ給^二六国^一、混給^二肥後国^一。至^レ是勅曰、如^レ聞、轉送之勞、民受^二其費^一。混給^二一國^一、事乖^二穩便^一。宜^二復^レ旧給^レ之^一。

府官公廩は【史料六】によると、天長八年（八三一）に民部省起請により、六カ国で運用されていたものを肥後一國に集中させる方針とした。しかし、公廩本稲を肥後に転送したため、民が困窮し、一國に集中させるのはよくないということで、承和元年（八三四）に再び六カ国による運用に戻された。しかし、今度は筑前・肥前から出挙が不調であることが報告されると、承和五年（八三八）太政官符で、府官公廩の利稲が定数に満たない場合は、その不足分を六カ国の正税で補って府官公廩の全給を確実にし、その代納分は国司から徴収するようにしたうえで、さらに正税が不足した場合は、大宰府管内で正税の融通を行って確保するようにした^(一〇)。ここまで大宰府が府官公廩の確保にこだわったのは、大宰府官人の給与の獲得による待遇改善と、大宰府による管内諸国の統制強化を狙ったものであるとされる（佐々木一九八四）（西別府一九九一）。

大宰府が府官公廩の確保を重視していたのは、西海道特有の国司勘会制度などの文書処理に多くの大宰府官人が必要であった、という実際上の問題も大きく関わっている。西海道諸国の場合、勘会は大宰府と主計寮・主税寮における二段階の勘会を受ける必要がある、大宰府での勘会が大きな比重を占めていた。その一方、後述するように公文勘会の場合大宰府管内の国司が直接上京して弁明することはできず、大宰府での勘会（事務処理）の円滑化が諸国の国司から求められていたのである（西別府一九九一）。

もちろん、大宰府も手をこまねいていたわけではない。九世紀に

入ると、本拠地を離れ長期間大宰府に勤務する使部と書生たちに正税稻の借貸を許可し^(二)、勘会の円滑化を図るため算師の増員を行っている^(三)。

【史料七】『類聚三代格』卷七 天長二年（八二五）八月十四日太政官符

太政官符

應^三直^レ府書生權任^二郡司^一事

右得^二大宰府解^一称、府所^二惣管^一九国二島、政迹之体内外相兼、雜務出納触^レ色紛繁。監典等早朝就^レ衙午後分行。多^レ事少^レ人僅檢^二大略^一。唯就^レ事書生得^レ弁^二細碎^一。依^レ茲承前選^二撰書生^一、每^レ所配充永置不^レ替。求^二得経按^一繫名郡司盡^二其勤卓^一。而依^二太政官去弘仁三年八月四日符^一、郡司之選一依^二国定^一。書生等競就^二本国^一、無^レ心留^レ府。雖^レ加^二捉搦^一、免而無^レ恥。弘仁七年以来雜公文至^レ今未^レ進職斯之由。望請、直^レ府書生隨^二其才^一、權任^二主帳以上^一。物数莫^レ過^二十人^一。名繫^二郡司^一身留^二府衙^一。以^二繼譜之慶^一肅^二奔躁之心^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。

天長二年八月十四日

しかし、弘仁三年（八一二）に大宰府の書生等を取り巻く環境が一変する。弘仁三年、郡司の任命について、それまでの国司が提出した候補者の中から一名を選んで任命する方式から、国司が推挙する一名を任命する方式に改めた^(三)。西海道の郡司選考は、それまで大宰府が握っていたことから、郡司を輩出するような地方有力者層は、書生などとして大宰府に出仕し、業績を積んで郡司に任命されることを期待していた。しかし、郡司の任命権が実質的に国司へと移ると、彼らが太宰府で勤務するメリットが失われ、【史料七】に

よると大宰府の書生の数が本国へ帰国することで減少し、公文の作成や処理が遅滞している状況が続くことになった。これは、大宰府における勘会業務の破綻を意味し、さらに国司交替にも多大な影響を及ぼすこととなった。

勘会が滞ると、国司交替にあたって解由を獲得できない国司が増加することとなる。解由を獲得できない国司は任期が終わるとどうなったのであろうか。

【史料八】『類聚国史』卷八〇 延暦二十一年（八〇二）十一月庚申（七日）条

大宰府言、閔割之設、本絶^二奸偽^一、解由之事、爲^レ全^二官物^一。而或國司未^レ得^二解由^一、私竊逃歸。欠負未納、無^レ由^二勘当^一。若有^二此輩^一、到^レ京之日、殊置^二刑科^一者。許^レ之。

延暦二十一年に出された【史料八】は、大宰府管内の国司で解由を得ていない人が勝手に上京することを禁止している。つまり、解由を獲得できていない前任国司を管内にとどめることが基本であった。

【史料九】『類聚三代格』卷五 承和十五年（八四八）五月十四日太政官符

太政官符

應^レ停^下止未^レ得^二解由^一五位以上上^レ京事

右得^二勘解由使解^一称、被^二太政官去年十二月十三日符^一称、太政官承和九年八月十五日下午^二大宰府^一符称、大式従四位上藤原朝臣衛奏状称、交替務畢未^レ得^二解由^一之徒、寄^二事於符旨^一留^二住管内^一、常妨^二農商^一侵^二漁百姓^一。巧為^二奸利之謀^一未^レ覩^二填納之物^一。望請、交替畢吏早從^二入京^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。但勘^二

修不与解由状^一之日、欠負官物灼然令^レ填。見^二賊在^レ身奪令^二填償^一、其所^レ填之物具録言上者。今檢^二案内^一、太政官弘仁一三年八月二十五日符称、右大臣宣、奉^レ勅、諸国司等在^レ任之吏、只拘^二解由^一無^レ意徵^レ物。去^レ職之人自推^レ難^レ填不^レ愁^二拘留^一。官倉罄空職此之由。今須^下交替之日犯用欠負損失之物、随即徵^レ物役^レ身勿^中更延引上。物填役畢仍聽^二放還^一者。然則欠負之輩未^レ得^二解由^一之間、不^レ可^二輒得^レ入^レ京。若為^レ処分。謹請^二官裁^一者。左大臣宣、奉^レ勅、宜^下停止後符^一、依^二前格^一行^上之。但情樂^二留住^一不^レ填^二欠負^一、所^レ行乖憲、為^レ物所^レ愁、具^レ状言上、隨即^レ処分。

承和十五年五月十四日

解由を得ていない前任国司に対する処置は、【史料九】によれば、承和九年（八四二）の大宰大式藤原朝臣衛の奏上により帰京命令が出されるも、承和十五年（八四六）の勘解由使の奏上で再び上京が禁止されることとなった。勘解由使の奏上は、欠負の補填を徹底した【史料九】に引用される弘仁十三年（八二二）格を遵守させることで、西海道諸国での欠負の補填を確実なものとするのが狙いであった。西海道諸国の国司の解由状、不与解由状の発行には大宰府の押署が必要であったことから、大宰府も欠負補填への対処と府官公廩の確実な収納のため、管内の国司交替の監察を厳しくする必要があったと考えられる（西別府一九九一）。

西海道諸国に対する着実な欠負填納と府官公廩の確保を実現するために、大宰府が打ち出した対策として公営田制があげられる（西別府一九九二）（吉岡二〇〇九）。公営田制は、口分田のうち水干不損の良田と乗田を割き取り、徭丁に耕作させる制度である。徭丁は大宰府管内諸国のすべての正丁を対象としていた。徭丁の中の

「村里幹了者」を「正長」とし、その力量に応じて一町以上の田の耕作を委託し、「正長」は徭丁を使役して耕作を行った。徭丁には食料と公営田耕作のための営料と功が支給され、年間三十日の耕作が課された。食料は公営田の獲稲より支給され、耕作のための営料と功は、耕作以前に各国の正税より割り取られ、獲稲より正税に返納された。公営田の獲稲は、他に徭丁の調庸料、修理溝池官舎料を除いた分を正税として各国に収納された。

以上が公営田制の概要である。大宰府は公営田制を実施することで、管内諸国の国衙財政の安定を目指していた。管内各国の国衙財政を安定させることは、正税補填を十全なものとし、その結果、確実に府官公廩を確保することを意味していた。

【史料十】『日本紀略』弘仁六年（八一五）是年条
今年、免^二大宰府管内諸国三箇年田租^一。以^二頻年不^レ登^一。

公営田制の導入による諸国の国衙財政再建は、【史料十】や公営田実施を求めた小野峯守の上表にもあるように、弘仁年間に大宰府管内諸国を襲った飢饉からの復興という意図もあった。飢饉による連年の不作、課丁の減少が荒廢田の増加につながり、生産力が低下し、さらに調庸未納、田租や出拳稲の減収となり、諸国の国衙財政の正税減収へとつながり、前述したような府官公廩の確保が困難な状況が生じていたと考えられている。また、公営田の耕作を徭丁の中から選ばれた「正長」に委託する方式は、地域社会の富豪層による地子田経営手法の取り入れを意味し、いわば民間の富豪層が持つ財力を利用することで、富豪層への隷属化が進んでいた貧民層との階層差をある程度是認し、生産力を回復しようと試みたと評価できる。

大宰府が西海道諸国の財政再建に向けた方策として立案した公営

田制度であったが、その運営は国司に委任されており、取り組みにばらつきがあった。

【史料十一】『類聚三代格』卷十五 齊衡二年（八五五）十月二十五日太政官符

太政官符

應依例佃公營田事

右得大宰府去二月二十六日解称、肥後国解称、依府去嘉祥三年十月四日符、營田之期、去年限満、今年須停。而澆季之民窮弊殊甚。若無營田之利潤、必闕調庸之輸貢。望請、当年之間依旧令營者。府依解状且行且言者。今檢案内、太政官嘉祥三年八月二十六日下彼府符称、右大臣宣、奉勅、件田宜依大式從四位下清原真人長田申請令營者。宜始自來年、准弘仁十四年三月十一日符行之者。今准件符、只指田数及獲稻用途。非謂年限。亦限於四年。但有不堪營田者、具状申請。

齊衡二年十月二十五日

そうした中でも、鞠智城のある肥後国では、【史料十一】にあるように、九世紀半ばになっても公營田制を実施していた。【史料十一】では、実施の理由を民衆が窮乏し、公營田から得られる利潤がなければ調庸の貢納が欠けてしまうことが強調されている。

一方、【史料十一】によると、肥後国では五年前の嘉祥三年（八五〇）十月に大宰府から公營田耕作の許可を受けたうえで、翌年の仁寿元年（八五一）からの四年間限定で公營田を運用していることがわかる。嘉祥三年の大宰府からの許可申請を受けて、太政官は前述した公營田制を定めた弘仁十四年格に則り期間を四年と定めており、【史

料十一】でも肥後国は同様の許可を得たとみられる。また、【史料十一】は「貞觀臨時格」とあることから、公營田制は恒常的な制度とはならなかった可能性が考えられる。

肥後国における公營田制による国衙財政の建て直しや府官公廩の確保と鞠智城はどのような関係にあったのであろうか。ここで、鞠智城周辺の遺跡の調査結果をふまえて（能登原二〇一四）、IV期の鞠智城の性格を明らかにしていく^{（二五）}。

鞠智城周辺の菊池川中流域では、七世紀後半から八世紀にかけて存続する集落がほとんど皆無である。しかし、八世紀後半になると、それまで集落が展開していなかった場所に新たな集落が展開し、建物数が急増する。そして、九世紀初頭に集落の規模はピークを迎えるが、ほとんどの集落が九世紀前半までの間に姿を消すのである。このような急激な集落の拡大と新たな展開は、肥後国全体で見られる事象である。この背景には、八世紀半ばに出された墾田永年私財法などの一連の土地政策や、条里制の施行などにより、地域の有力者層が積極的に新たな水田開発を推進した結果であるとされる（能登原二〇一四）。前述したように、肥後国は西海道諸国の中で最も多い三十五万束の府官公廩を設定され、同時期の出挙稲数もあわせて百二十三万束と、西海道では唯一の百万束を超える稲数が設定されていることから（板楠一九九八）、その生産力は大宰府、律令国家から重視されていたと考えられる。また、十世紀に入っても西海道諸国で最も広い水田面積を占めていたことから、生産力の基盤は維持されていたものと考えられる（板楠一九九八）。

すなわち、八世紀後半以降に飛躍した肥後国の生産力の高さに注目した大宰府が、府官公廩や正税などを他の西海道諸国より多く設

定したものと考えられる。そこで、八世紀後半に府官公廩などの正税を肥後国内で徴収する拠点として再び脚光を浴びたのが、IV期の鞠智城の倉庫群であったのではないだろうか。生産力の増加を見越した府官公廩などの正税の設定に対し、より大型の礎石建物へ建て替えを行うことで、正税の確保を図ったのが、III期からIV期への変化の背景であった。

しかし、九世紀初頭にはこれらの集落が一斉に姿を消す。こうした集落消長は、肥後国だけでなく西海道全体にも同様の傾向が見られるようである（山村二〇〇二）。この背景には【史料十】でみたような、九世紀初頭の西海道諸国における飢饉の影響があげられる。そして、前述したように、この飢饉によって影響を受けた国衙財政再建のために、公営田制度が試験的に導入された。ここに、大宰府の府官公廩確保、肥後国の正税確保に向けた新たな政策が展開される。そして、鞠智城IV期の大型倉庫群は、肥後国の正税や公営田からの穫稲である米の収納に重要な役割を果たしたと考える。

大宰府と肥後国の八世紀後半から九世紀前半にかけての財政政策の変遷をふまえると、IV期の倉庫群に収納された米は、肥後国に割り当てられた府官公廩であったと考える。府官公廩は前述したとおり、制度が確立した当初から肥後国に最も多く設定され、その後【史料六】にあるように、一時期大宰府の府官公廩すべてが割り当てられていた。最終的には元通り各国に府官公廩は割り当てられたが、不足する場合は各国で融通するようになった。また、府官公廩も公営田制度も、実際の運用は国司に任されていた。一方、これらの政策を主導したのは、西海道諸国の統制を強めたい大宰府であった。欠負填納と公文勘会の徹底による国司交替監察の強化、府官公

廩の確保といった政策面での統制強化にあわせて、八世紀後半から九世紀初頭にかけて、西海道諸国の国府の建物の礎石化が進むなど整備が充実するが、このような現象も西海道諸国に対する大宰府管内の機能強化の現れであると考えられている（山村二〇〇二）（杉原二〇一二）。鞠智城ではすでにIII期で礎石建物化が進んでいたが、IV期になるとその規模が拡大する現象も、国府関連施設の機能強化の一環と考えることができるだろう。よって、鞠智城IV期の管理主体は、大宰府による勘会の強化と正税の確保を求められていた肥後国府であり、その役割は肥後国内の府官公廩の集約拠点であったと考える。IV期の土器が肥後産を主体とするようになるのも、肥後国が鞠智城の管理主体であったことと齟齬をきたさない。

以上、迂遠な検討を続けてきたが、本章のまとめは以下の通りである。鞠智城のIII期からIV期への転換において、礎石建物の大型化は、菊池川流域の生産力増大を背景にした、大宰府による府官公廩の確保の拠点構築を目的としたものであった。さらに大宰府は、九世紀に入ると弘仁の飢饉からの西海道諸国の財政再建を目指し、公営田制度を導入するが、実際の運用は府官公廩同様、各国に任されていた。つまり、府官公廩の収納拠点となっていた鞠智城の管理と運営は、肥後国に任されていたと考えられる。この時期における国府関連施設の機能強化は、西海道諸国に広く見られることから、IV期の規模の拡大が大宰府の影響を強く受けた肥後国府が主導したものであること示す。

三．地域社会からみた九世紀から十世紀の鞠智城

本章では、IV期に肥後国府によって機能強化を図った鞠智城が、

その後どのように利用されたのか、地域社会との関わりを中心に検討していきたい。

まず、前章で検討した大宰府による国司勘会の強化が西海道諸国の地域社会にどのような影響を与えたのかについて考えていく。西海道諸国の国司は、大宰府における国司勘会が停滞しても、他国のように上京して弁申を行うことはできなかった。西海道諸国の国司はこれに不満を募らせ、次のような申請を太政官に対して行った。【史料十二】『類聚三代格』卷七 嘉祥二年（八四七）三月八日太政官符

太政官符

應_レ聽_二管内諸国次官已下主典已上官人入_レ京事

右得_二大宰府解_一称、豊前国解称、檢_下太政官天長五年四月八日下_二大宰府_一符_上称、得_二豊前守從五位下伴宿祢枝嗣解状_一称、檢_二太政官去大同元年六月一日符_一称、得_二山陽道觀察使正四位下藤原朝臣園人解_一称、西海道年中上_レ都雜使其数繁多。而此道疲弊殊_二於他堺_一。檢_二察其由_一、率_二縁_二迎送無_レ息不_レ得_レ顧_レ私。望_レ請、西海道五位已上自_レ非_二秩滿解任_一者、不_レ聽_二輒入_レ京者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請者。而太政官去天長元年八月二十日下_二七道諸国_一符称、檢_二參議左近衛中将從四位上兼行近江權守清原真人夏野奏状_一称、国中之政、朝集使可_レ申。而或附_二史生_一、至_二于問_レ政、譬如_レ面_レ墻。伏望、差_二官長_一副_二史生_一一人、其国滯政於_二玉階之前_一、令_二面陳言_一。然後罷却便留_二史生_一、令_レ成_二遺政_一者。依_レ奏。但有_レ可_レ奏_二於玉階前_一者、雖_レ非_二朝集使_一聽_レ入_レ京。無_二可_レ奏之事_一者、雖_二朝集使_一而不_レ聽者。爰六道諸国既依_二符旨_一、披_二陳経遠之図_一、省_二廢承前之煩_一。而西海道独守_二前格_一、

未_レ遵_二後符_一。四度之政轉_二大宰府_一、踰_レ年涉_レ月乃被_二裁下_一。以_二有限之秩_一待_二無期之報_一。諸務雜事積_レ年擁滯。由_レ斯前司空經_二年序_一、被_レ拘_二解由_一、後任偏為_二疑端_一、不_レ肯_二受領_一。望_レ請、同准_二諸道_一、被_レ聽_レ入_レ京者。左近衛大將從_二三位兼守權大納言行民部卿清原真人夏野宣、奉_レ勅、依_レ請者。府宣_下承知先勘_二定可_レ申之事實_一、所_レ請有_レ理、任中_二二度聽_上入_レ京。依_レ此不_レ得_二輒用_二公乘_一。自余諸国宜_二亦准_レ此者。謹案_二二件等符_一、大同之格能省_二路次之勞_一、天長之符還輟_二公乘之弊_一。而今国從_二大同四年_一以来迄_二承和十一年_一、勘_二出色目_一覃_二二百万束_一。誠雖_二前司之怠慢_一、抑非_二後任之煩_一乎。頃年依_レ符進_二国雜掌一人_一、未_二必其人_一。況懷土之民、有_レ心_二早歸_一無_レ勤_二覆申_一。多受_二勘出_一、不_レ得_二細弁_一。国宰覆申往還之程殆_二千里、報下之間稍過_二任秩_一、遷代之人由_レ此多_レ愁、勘出之物以_レ之猥積。又諸道国吏、或使、或仮便申_二雜政_一、兼省_二国煩_一。而管内国吏不_レ得_レ上_レ都。凡未_レ得_二解由_一之輩、多積_二管内_一者、職此之由也。望_レ請、長官若次官一人任中_二二度取_二海路_一被_レ聽_レ入_レ京、弁_二濟雜務_一者。府司覆審、所_レ陳有_レ理。謹請_二官裁_一者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。但任用之官、堪_二弁濟_一者入_レ京。自余諸国亦宜_レ准_レ此。

嘉祥二年三月八日

少し長い引用になってしまったが、【史料十二】の内容を確認していく。大同元年（八〇六）に山陽道觀察使から出された解により、西海道諸国の五位以上で任期が満了していない国司は、山陽道の人々が使者の迎接で疲弊することを防止するために、上京することが禁止されていた。しかし、天長元年（八二四）に諸国へ出された太政官符によると、諸国の政治について朝集使に問い合わせたい。

たが、史生の朝集使ではうまく問い合わせに答えられないことが多かったため、官長を上京させ問い合わせに答えさせるようにした。この方針を採用したところ、西海道以外の諸国は勘会に関する問い合わせに対し、適切な説明が可能となったが、西海道諸国は依然大同元年（八〇六）の太政官符が適用されていたため、天長元年（八二四）の太政官符の内容が適用されていなかった。天長五年（八二八）に豊前守の伴枝嗣は、西海道諸国は四度の公文を大宰府経由で提出しているため、中央政府に届いて裁下されるまでに長い年月を要し、その間に国司の任期が終わってしまい、諸務雑事が年々滞り、さらに、ようやく解由を得ても、後任の国司がその内容を怪しみ受領しないという事態も発生していたと説明した。そして、これらのことを解決するため、西海道諸国の国司も他の諸国と同じく申し開きのために入京を許してほしいと申請した。この申請は承認されたが、上京して上奏する内容については事前に大宰府の勘定を受ける必要があったため、実質的には大宰府の勘会を受けるのと同様であった。しかし、その後も勘出されたことに対して国雑掌が答えることができない状況が続き、大宰府管内に解由を得られない前任国司が多数留住する状態になっていたことが嘉祥二年の豊前国解で述べられている。結局太政官は、西海道諸国からの上奏内容を大宰府が確認するという手続きを維持したうえで、きちんと勘出内容に対して答えることができる次官以下主典以上の入京を、山陽道の負担を軽減するために海路で任期中に一度だけ認めたのである。

以上が【史料十二】の概要である。西海道諸国の国司は、任期中に勘会を経て解由を得られないと、事実上、未納分を填納するまで任国から上京することができなくなることは、【史料八】、【史料九】

で見たとおりである。その結果、【史料十二】でも言及のある西海道諸国内に留まる前任国司はどうなったのであろうか。

【史料十三】『類聚三代格』卷十二 齊衡二年（八五五）六月二十五日太政官符

太政官符

應檢括浪人事

右太政官延暦十六年四月二十九日下大宰府符称、從二位行大納言神王宣、奉勅、括責浮宕、先已下知。今聞、秩滿解任之人、王臣子孫之徒、結党群居、同惡相濟、佞媚官人、威陵百姓、妨農奪業、為蠹良深。宜嚴檢括、勤還本郷。情願留住、便即編附、去留之事夏月令畢、附大帳使別狀申上。若有犯者、不論蔭贖、科違勅罪、移配遠處。土人容而不申、官司知而不糺者、又与同罪者。右大臣宣、奉勅、件格年紀已久、風威陵遲。府司忘却而不為情。土民許容而不忍申。宜重下知之嚴令檢括。

齊衡二年六月二十五日

任期が終わった官人や王臣の子孫が大宰府管内に留住して結託し、農民の生産を妨害しているため、【史料十三】では厳しい取り締まりと追放を命じている。彼らの妨害行為は、【史料九】でも言及されているが、九世紀の西海道諸国では広く見られた現象であったと考えられる。

【史料十四】『続日本後紀』承和九年（八四二）八月庚寅（二十九日）条

大宰府言、豊後国言、前介正六位上中井王私宅在日田郡、及私營田在諸郡。任意打損郡司百姓、因茲吏民騒動、未

違_レ安_レ心。又本自浮_二宕筑後肥後等国_一、威_二陵百姓_一、妨_レ農奪_レ業、爲_レ蠹良深。中井尚欲_下入部徵_二旧年未進_一、兼徵_中私物_上。而調庸未進之代、便_上私物_一、倍_三取其利_一。望請、准_二據延曆十六年四月廿九日格旨_一、令_レ還_二本土_一。太政官處分、罪會_二去七月十四日恩赦_一。宜身還_二本郷_一。

前豊後介であった中井王は、任期終了後も国内に私宅を設け、おそらく任期中に集積した私営田の経営を行っていた。【史料十四】からは、豊後国内だけでなく、隣国の筑後や肥後にもその勢威を広げている様子が明らかである。中井王は「旧年未進」を徴収し、未進の調庸も代納していることから、解由状は与えられなかったものの、【史料九】の方針に沿って活動している、とみることもできる。一方、【史料十四】にもあるように、それはあくまで口実であり、実際は「徴私物」が主眼であったことは明らかであろう。この中井王の場合、その活動が広域に及んで大宰府に睨まれたとみることができ。一方、規模の多寡はあれ中井王のような前司浪人が西海道諸国に留住していたことは、これまでの史料の検討から明らかである。大宰府としては、未納分を国衙に填納することは歓迎するが、国衙財政の圧迫につながるような地域社会への過度な収奪は望ましくなかった。そのため、大宰府は【史料九】、【史料十三】、【史料十四】のような厳しい取り締まりを行った。

九世紀の西海道諸国における前司浪人の増加と取り締まり、公営田制の導入による弘仁年間の飢饉からの国衙財政再建、府官公廨の確保、国司勘会の円滑化は根底ですべて連関していた。これらの政策の成功のためには、大宰府と西海道諸国の国司との連携が重要であるが、大宰府と国司の間の対立も同じころ深まっていた。

【史料十五】『類聚三代格』卷七 齊衡二年（八五五）二月十七日太政官符

太政官符

應_レ徵_二責管内国司不_レ隨_二府召_一事

右得_二大宰府解_一称、承前之例、諸国司等、能守_二管摂之理_一、深畏_二府司之威_一、就_レ事徵召應_レ響参赴。而頃年国宰踈慢殊甚、違_レ命者衆應_レ召者寡。或嬾_レ出_二国境_一、廻避不_レ来。或雖_レ到_二府頭_一、拒捍徒帰。彌有_二積習_一曾無_二唆悔_一。庶政稽擁莫_レ不_レ由_レ斯。非_レ設_二条例_一何以懲肅。望請、如_レ斯之輩、若遣_レ使檢察事迹分明者、五位已上奪_二其位禄_一、六位已下没_二其公廨三分之一_一。然則府司之威風更起、国吏之放浪自休。謹請_二处分_一者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。但奪_二人俸禄_一事何容易。宜_二勤実覆莫_レ致_二虚誣_一。

齊衡二年二月十七日

前司浪人への取り締まりを強化した【史料十三】が出された同じ年に、西海道諸国の国司が大宰府の招集命令を遵守しないので、正当な理由なく召に応じなかった場合の処分方法を【史料十五】の太政官符で決定している。【史料十五】では、大宰府の国司統制力が低下していることを大宰府自らが言及しており、九世紀の大宰府と西海道諸国の国司との関係がうまくいっていなかったことが明らかである。また、彼ら諸国の国司はその在任中から【史料十三】に見える前司国司や【史料十四】に見える中井王のような地域社会での有力富豪層へと転化する可能性を秘めた存在であった。地域社会におけるこうした前司浪人や有力富豪層と国司、国司と大宰府の軋轢が九世紀の西海道諸国には重層的に存在していた。こうした対立が極限まで達すると、元慶七年（八八三）に筑後国で筑後掾藤原近成を

中心に少目や蔭子孫、無位、白丁まで広く参加して筑後守都御西を国司の館に襲撃した事件など^(二六)、武力行使に発展することもあった。

ここまで二章にわたって縷々述べてきたように、九世紀の西海道諸国は、不安定な状態にあった。そうした情勢の中で、文献史料に再び鞠智城が現れる。

【史料十六】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二十四日）条・丁巳（二十五日）条
肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

又鳴。

【史料十七】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）六月己酉（二十日）条

大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舎悉破、青苗朽失。九国二島盡被^二損傷^一。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

【史料十八】『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条
（前略）又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

鞠智城Ⅳ期の礎石建物の一部には火災痕跡があり、【史料十七】にみえる「不動倉十一宇」の火災と対応すると考えられている（熊本県教育委員会二〇一二）。この不動倉に収納されていたものについては、古代山城としての性格を維持していた大宰府の備蓄物（古内二〇一四）、群盗から守るために鞠智城に運び込んだ公営田からの収入（向井二〇一四）、災害や疫病などの非常事態に対する大宰府独自の財源（赤司二〇一四）、地域支配に必要な米穀の収納（五十嵐二〇一六）などの見解が呈されている。

また、【史料十六】から【史料十八】に見える鞠智城の「兵庫」の鳴動については、新羅海賊問題に関連付けた対外的危機による怪異であるとする評価が多い（野木二〇一七）。実際、この時期には有明海周辺地域で新羅と通謀した反乱が計画されたことが発覚し^(二七)、博多津に襲来した新羅海賊に物資を略奪されるといった事件も発生している^(二八)。また、寛平五年（八九三）には肥後国飽田郡に新羅海賊が襲撃するという事件も発生していた^(二九)。

一方、鞠智城の兵庫を律令国家の支配の象徴であるとする見解が近年提示されている（林二〇一九）（土居二〇二〇）。このように考えると、鞠智城の兵庫鳴動も、对新羅関係だけにその原因を求めるのではなく、肥後国、あるいは西海道諸国の治安悪化も含めた表象とみることができないのではないだろうか。確かにこの時期には前述したように新羅海賊の活動が盛んになるが、【史料十六】から【史料十八】以外に、鞠智城を軍事的に強化した、といったような史料を見出すことはできない。また、城門や土塁が改造、強化された痕跡を、発掘調査の成果から導き出すこともできない^(三〇)。以上のことから、Ⅴ期になって再び鞠智城に軍事的な機能が強化されたとする見解は成り立たないと考えられる。

では、Ⅴ期の鞠智城の役割は何であったのだろうか。本章での考察のまとめに代えて、最後に論じたい。Ⅴ期は、Ⅳ期に比べると建物の数が減るものの、礎石建物が複数建て直される。また、九世紀第3四半期に土器の出土量が増加するのは、この再建のための労働に伴うものと考えられる。これらと兵庫の鳴動とをあわせて考えると、鞠智城はⅤ期にあっても律令国家にとって支配の象徴として欠くことのできない存在であり、大宰府、肥後国にとっては引き続き府官

公廨などの国衙財源収納の重要な拠点であったと考えられる。貞観年間に、大宰少弐に任じられた人物が、後に肥後守に任官する事例が複数あり、(西別府一九九一)。肥後国が平安時代に入って大国となっていたことから^(三三)、大宰府が肥後を重視し続けていたことがわかる。また、不動倉焼失の背景も、大宰府が肥後に送り込んだ国司と現地の任用国司との確執、あるいは国司と地域社会で広く活動する前司浪人や富豪層との徴税をめぐる対立に原因があったとみることができないだろうか。こうした地域社会での対立が兵庫の鳴動として表象したということも、大宰府、あるいは大宰府を介して西海道諸国を支配する中央政府にとつて、肥後国鞠智城は重要な地方支配の拠点という認識であった証左ではないだろうか。【史料十一】でも見たように、この頃の肥後では公営田制が軌道に乗っており、ある程度弘仁年間の飢饉の危機的状况から生産力が回復していたと推測される。同時期の他の西海道諸国の詳細な地域社会の生産状況については明らかでないが、少なくとも大宰府は確実に正税を確保できる肥後に期待を持っており、肥後国が管理する鞠智城を拠点に、肥後国とともに確実な徴税を行うことを目指していたと考えられる。つまり、V期の鞠智城存続も、大宰府の強い意向があり、管理も引き続き肥後国が行っていたと考える。

おわりに

以上、三章にわたって八世紀以降の鞠智城の役割を、大宰府の財政政策や地域社会の動向などを考慮しながら検討してきた。詳細は各章の末尾に検討結果をまとめたので繰り返さないが、Ⅲ期は菊池郡の正倉院、Ⅳ期とⅤ期は大宰府の政策方針の意向を強く受けた肥

後国の管理による府官公廨の確保を目的とした正倉院であったと考えた。すなわち、奈良・平安時代の鞠智城は、一貫して米の収納施設としての役割を持ち、地域支配と財政管理上の拠点であり、軍事的な役割や兵庫としての役割などは副次的なものであった。

では最後に、鞠智城の廃絶について少し触れておきたい。九世紀を通して大宰府は管内諸国に対する支配について模索を続けてきたが、国司と中央政府の板挟みになることが多かった。しかし、十世紀になると、大宰府が再三求めていた二寮勘会が廃止され、受領功過定には勘会の代わりに大宰府解が必要となった。また、解由状、不与解由状には府司が押署することになっていたが、国司が弁明のために上京する場合も府司の押署か府解が必要であった。このように、十世紀に入ると、大宰府が中央政府から管内諸国の支配を委任され、管内諸国に対する統制を強めることが可能になった(佐々木一九八四)(平野一九九一)。また、大宰府は徴税強化を図るため、受領によって編成された前司浪人や富豪層による軍事的な徴税手法の採用に対して、管内の治安悪化を理由に府検非違使を治安維持という名目で編成し、彼らを徴税強化に利用した(平野一九九一)。そして、十世紀に入ると大宰府が管内諸国を直接支配するようになり、大宰府自らが受領化していき、府領の形成が始まる(坂上二〇〇六)。このように、土地に対して大宰府や国衙が直接的な支配を強めると、言わば中継地のような存在であった鞠智城の倉庫群は不要になっていったと考えられる。十世紀以降の西海道諸国は、新たな徴税方法での支配が確立していった時期であり、鞠智城の大宰府支配における役割は終わったものと考えられる。十世紀は府官の武士化や府領の確立などの端緒となった時代であり、鞠智城廃絶

の背景を明らかにするためには、この支配体制の転換期に起こった事象について、受領制の展開との関係も含め、さらに詳細な検討を加える必要があるだろう。この点については今後の課題としたい。

また、今回は他の古代官衙で出土した付札木簡、荷札木簡との比較検討を行うことができなかった。官衙における木簡の使用と廃棄の状況を、鞠智城出土の木簡と比較することで、古代官衙における倉庫機能という面からより鞠智城の性格を明らかにすることができると考える。これも今後の検討課題とし、蕪雑な本稿を閉じる。

註

- (一) 『続日本紀』文武天皇二年(六九八)五月甲申(二五日)条
- (二) 『類聚三代格』卷十八 貞観十二年(八七〇)五月二日太政官符
- (三) 『類聚三代格』卷十八 貞観十八年(八七六)三月十三日太政官符
- (四) 『木簡研究』九一〇七。本稿で木簡を本文中に引用する場合の表記は、「」は異筆・追筆、〈〉は割書、「」は下または上に一字以上文字があったと推定できる場合、・・は木簡の中央が欠損してつながらない場合、／は改行、() は本文として推測される文字、○は穿孔を表す。
- (五) 二〇二一年一月二二日に熊本県立装飾古墳館収蔵庫にて実見。
- (六) 二〇二一年一月二二日に熊本県立装飾古墳館分館 歴史公園鞠智城・温故創生館にて実見。なお、以下の木簡状木製品の番号は(熊本県教育委員会二〇二二)を参照。
- (七) 『弘仁主税式』出挙本稲条の筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後を参照。
- (八) 『延暦交替式』延暦十六年(七九七)八月三日太政官符
- (九) 『類聚三代格』卷六 承和五年(八三八)六月二十一日太政官符
- (一〇) 前掲註(九)に同じ。

- (一一) 『類聚三代格』卷十四 大同二年(八〇七)正月十三日太政官符
- (一二) 『類聚三代格』卷十五 弘仁五年(八一四)正月十三日太政官符
- (一三) 『日本後紀』弘仁三年(八一二)六月壬子(二十六日)条。ただし、『類聚三代格』では弘仁三年(八一二)八月五日付の太政官符とあり、『史料七』では八月四日付となっている。
- (一四) 『類聚三代格』卷十五 弘仁十四年(八二三)二月二十一日太政官奏。なお、以下本文での公営田制についての記述は、(西別府一九九一)(吉岡二〇〇九)による。
- (一五) 以下、遺跡の評価に関する記述は、特に断らない限り(能登原二〇一四)を参照しながら、適宜当該遺跡の報告書により追記した。
- (一六) 『日本三代実録』元慶七年(八八三)七月癸未(十九日)条・元慶八年(八八四)六月己酉(二十日)条・仁和元年(八八五)十二月癸酉(二十三日)条
- (一七) 『日本三代実録』貞観八年(八六六)七月十五日条、同貞観十二年(八七〇)十一月十三日条など。
- (一八) 『日本三代実録』貞観十一年(八六九)六月十五日条
- (一九) 『日本紀略』寛平五年(八九三)閏五月三日条
- (二〇) (熊本県教育委員会二〇二二)によると、池ノ尾門跡石塁の崩壊の時期をⅣ期の終わりから十世紀以降とする以外、Ⅴ期の城門や土塁と

いった軍事施設に関する遺構の変遷は未詳とし、今後の課題であるとする。

- (二一) 『日本紀略』延暦十四年(七九五)九月乙卯(二十一日)条

参考文献

- 赤司善彦 二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について―大野城を中心に―」高倉洋彰編『東アジア古文化論攷』二 中国書店
- 五十嵐基善 二〇一六「西海道における武器の生産・運用体制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』四

- 板楠和子 一九九八「古代国家の形成」・「律令国家と肥後国」・「平安時代の肥後」『新熊本市史』通史編第一巻 熊本市
- 井上翔 二〇一六「鞠智城と東北の城柵官衙」『鞠智城と古代社会』四
- 小田富士雄 一九九三「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」潮見浩先生退官記念事業会編『考古論集―潮見浩先生退官記念論文集―』
- 柿沼亮介 二〇二二「古代国家による辺境支配と鞠智城の機能の変質の相関」『鞠智城と古代社会』九
- 亀田修一 二〇一八「繕治された大野城・基肆城・鞠智城とその他の古代山城」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院
- 木村龍生 二〇一四「鞠智城の役割に関する一考察―熊襲・隼人対策説への反論―」『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ―』
- 熊本県教育委員会 一九八三『上鶴頭遺跡』
- 熊本県教育委員会 二〇一二『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第8〜32次調査報告―』
- 熊本県教育委員会 二〇二〇『赤星石道遺跡・赤星灰塚遺跡』
- 坂上康俊 二〇〇六「平安時代の西海道」上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編『古代史の舞台』（列島の古代史 ひと・もの・ことⅠ）岩波書店
- 佐々木恵介 一九八四「大宰府の管内支配変質に関する試論」『日本古代の官司と政務』吉川弘文館二〇一八所収
- 佐藤信 二〇一四「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ―』
- 里館翔大 二〇一九「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」『鞠智城と古代社会』七
- 杉原敏之 二〇一二「大宰府と西海道国府の成立」『古代文化』六三―一四
- 鶴嶋俊彦 一九九七「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七
- 鶴嶋俊彦 二〇一一「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
- 土居嗣和 二〇二〇「律令国家と「鼓」―「鼓自鳴」記事との関わりから―」『鞠智城と古代社会』八
- 西別府元日 一九九一「九世紀の大宰府と国司」坪井清足・平野邦雄監修『新版古代の日本3 九州・沖縄』角川書店
- 野木雄大 二〇一七「十世紀における国家軍制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』五
- 能登原孝道「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ―』
- 林奈緒子 二〇一九「日本古代の兵庫と鞠智城」『鞠智城と古代社会』七
- 平野博之 一九九一「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」坪井清足・平野邦雄監修『新版古代の日本3 九州・沖縄』角川書店
- 古内絵里子 二〇一四「日本における古代山城の変遷―とくに鞠智城を中心として―」『鞠智城と古代社会』二
- 古田一史 二〇二〇「律令国家の軍事行政における鞠智城」『鞠智城と古代社会』八
- 松川博一 二〇一二「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―」『九州歴史資料館研究論集』三七
- 向井一雄 二〇一四「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』熊本県教育委員会
- 矢野裕介 二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院
- 矢野裕介 二〇一九「鞠智城研究の現在」『熊本史学』一〇〇
- 山中敏史 一九九四「古代地方官衙遺跡の研究」塙書房
- 山村信栄 二〇〇二「9世紀の大宰管内」『古代文化』五四―一一
- 吉岡直人 二〇〇九「大宰府西海道支配と公営田制」『続日本紀研究』三八〇

古代九州北部における馬匹生産の展開と鞠智城

河野 保博

人類社会を大きく変えた馬であるが、国家支配にとっても馬は動力として、資源として、シンボルとして必要不可欠であった。日本の古代国家も律令に基づく中央集権的な国家体制を構築するなかで、唐令を継受しながらも日本の実情にあわせて厩牧令を編纂し、馬牛の国家的な生産や管理を規定した。なかでも馬は軍事と交通に用いられるため、特に重視され、その規定も多かった。官牧で生産された騎乗用の馬は軍団において調教を施され、官馬として軍団の騎馬となるが、そこから駅馬や伝馬も供給された。牧馬は中央へ進上されてもいたが、令制の基本理念は軍馬および駅伝馬の供給体制の構築であった。

日本列島にもたらされた馬文化は急速に広まり、各地で馬匹生産が大規模におこなわれるようになった。生産地と消費地が形成されるなかで、それらを結ぶ交通路も形成されるようになる。急拡大する馬匹生産は利用の多様化、大衆化へとつながり、民間での飼養も盛んにおこなわれるが、律令制施行と同時に官牧が設置される。馬匹生産は一朝一夕に構築できるものではないため、各地でおこなわれていた馬匹生産を官牧として設定したと考えられる。官牧については令制の牧を引き継ぐ『延喜式』記載の諸牧などから推定するしかないが、その立地は土壌や地形など自然環境に制約されると同時に、交通路との深い関係性が看取できる。すなわち、支配領域を隔々まで結ぶ全国一律の交通網を構築するためには、全国各地に置かれた駅家に恒常的に壮健な馬を供給することが必要であり、軍事的な意味合いの強い駅制の整備にあたって、駅馬を国家的に供給する体制を構築する必要があったのである。

古代国家における馬匹の生産・中継・消費について、九州北部地域において具体的に考察すると、『延喜式』には西海道の馬牧として肥前・肥後・日向に八箇所みられるが、牛牧も置かれた他の諸国とは異なり、肥後国は馬匹生産に特化していた。そのなかでも阿蘇外輪山西部に広がっていた二重牧は大宰府の兵馬や西海道の駅伝馬を供給し、さらには畿内への貢上も担う大規模な馬匹生産地であった。その生産地である肥後と消費地としての筑紫を結ぶ交通路として注目されるのが「車路」である。「車路」は鞠智城から放射的にのびる交通路であるが、その路線に注目すると一方は二重牧想定地に向かい、一方は筑紫へと向かう。また、肥後国中心部に向かうルートも想定され、「車路」による物資の集積、中継を想定することができる。馬と交通路に着目すると、肥後における馬匹生産、筑紫での大規模消費をつなぐ「馬の道」の結節点に鞠智城が位置することが指摘できる。

古代九州北部における馬匹生産の展開と鞠智城

河野 保博

はじめに

馬は人類社会に大きな変革をもたらし、古代の国家形成と発展にも寄与した。その古代の国家や社会に与えた影響についてはこれまでも多くの研究があり、近年にはより多角的に検証されるにいたっている。馬を主とする動物管理を規定する厩牧令も検討が進み、交通制度を中心に日唐それぞれの特徴が明らかにされつつある。

中央集権的国家の形成を目指す古代王権にとって、馬をどのように管理・供給するかは最も重要な課題であった。日本では律令制にもとづく中央集権化のなかで、唐の律令を継受して制度設計をしていく。その際に国家的な動物について規定する厩牧令の編纂にあたっては唐令を大きく変えて、日本の実態に即しながら馬の管理や交通制度を定めている（河野二〇二二c）。しかし、その馬がどのように生産され、管理、供給されているのかについては検討の途中であり、実態的に考える必要がある。

古代国家における馬利用の主目的は軍事および交通のためであるが、その役割を担った場所の一つとして九州、西海道諸国をあげることが出来るだろう。外交の場でもあり、防衛の拠点でもあった北部九州は馬の需要が多く、そのため、九州全域で国家的な馬匹生産がなされていた。北部九州は朝鮮半島から日本列島に伝来した馬文化の最初の到来地で馬具の出土も多い。古墳時代以来、九州は牛馬

生産の拠点であり、平安時代の『延喜式』には西海道の牧として、筑前・肥前・肥後・日向の四箇国に一五の牧（牛牧も含む）をあげている。『延喜式』成立以前に停止された大宅牧も宇土半島に比定されており、平安時代だけでも肥後地域には公的な馬牧が三箇所も設置されていた。そのなかでも二重牧は大宰府管内の他の牧とは異なり、中央への進上も規定される特別な牧であった。

これらの牧は国家が必要として設置した「官牧」であり、その目的は軍事的な馬の生産と考えられる。熊本県を含む北部九州には古代国家の対外拠点や防衛拠点が多く設置され、鞠智城もその一つである。鞠智城はその長い歴史の展開のなかでさまざまな機能や用途が想定されているが、軍事拠点として形成され、機能してきたことに異論はないだろう。公的な牧には軍事的な側面があったと考えられ、そのため、鞠智城をはじめとする他の軍事拠点との関係や交通路との関わりについても考える必要がある。

そこで本稿では古代の馬の生産・中継・消費の実像を考えるため、まず、国家における馬の管理について概観し、牧の展開についても触れながら、どのような目的を持って馬を生産・管理してきたのかをみていきたい。ついで、西海道における馬匹生産を検証し、その特質をみたくうえで、鞠智城と馬との関わりについて考えたい。

一 古代国家と馬

(1) 国家における馬の役割

国家と動物の関わりはさまざまあるが、そのなかでも馬は前近代の国家にとって格別な存在であった。馬は駆動力として牽引や駄載の動力となるだけでなく、高速移動の乗り物として騎乗することができた。特に騎兵や戦車といった兵力として、高速移動の通信手段として、さらには輜重輸送の運搬動力としても用いられ、軍事力として重要視された。国家的な動力としてだけでなく、馬体そのものも武器に用いられるなど動物資源としても重要視されていた。さらに実用的な利用だけでなく、威信財として支配を権威付けるものとしても機能した。例えば、古代中国では馬車は支配者のステータスシンボルとなり、牽く馬の頭数で等級が示された(諫早二〇一九)。日本では古墳時代以来、馬を飾り立てる馬具は権威の象徴であり、被葬者の身分を示すものであった。また、政治的秩序を示す国家儀礼にも馬が用いられているが、それは馬が支配のシンボルとして、大きな視覚的効果を生む動物として認識されていたからである(中込二〇〇九)。

このような馬に対する認識を明確に示すのが律令の規定である。国家に必要とされる動物のために規則が制定され、法令が編纂される。唐においても国家的な動物管理を規定した法令が編纂され、律典として厩庫律、令典として厩牧令が制定され、それが日本にも継受された(河野二〇二一a)。

まず、国家にとっての動物認識を確認したい。それを示すのが次の条文である。

史料1「賊盜律」盗官私牛馬殺条⁽¹⁾

凡盗^レ官私牛馬^レ殺者、徒二年半。(馬牛軍国所^レ用、故与^レ余畜^レ不^レ同。)

官私の牛馬を盗み、さらに殺すと他の動物より罪が重かった。それは、括弧内の本註にあるように「軍国」の用のためであり、牛と馬は国家的・軍事的な動物であることが明示されている。

史料2『唐律疏議』厩庫律・故殺官私牛馬条(抄出)⁽²⁾

諸故殺^レ官私馬牛^レ者、徒一年半。(中略)

疏議曰、官私馬牛、為^レ用処重^レ。牛為^レ耕稼之本^レ、馬即致^レ遠供^レ軍、故殺者徒一年半。

重要視された牛と馬であるが、用いられ方に違いがあり、唐律の注釈書である『唐律疏議』によれば、牛は農耕のため、馬は交通と軍用に供することが示されている。いずれも律の規定であり、唐代の規定を準用したものであるが、その認識は日本においても変わらなかつたと考えられ、『類聚三代格』所収の太政官符にも次のように記されている。

史料3『類聚三代格』国飼并牧馬牛事 弘仁二年(八一)五月

廿二日太政官符

应^レ禁^レ断乘^レ用公私牧父馬^レ事

右被^レ右大臣^レ称。奉^レ勅、凡牧馬遊牝任意、良駒可^レ育。今聞、
主人等競繫^レ父馬^レ私事^レ乘用^レ。因^レ此課欠多^レ数、蕃息減少。
其良馬者国家之資、機急之要、宜^レ自今以後、重仰^レ国司^レ不^レ
論公私^レ嚴加^中禁断^上。若慣^レ恒尚犯、科^レ違勅罪^レ。郡司百姓
見知不^レ告、亦与^レ同罪。

史料3では牧の「主人」が牧の父馬、つまり種牡馬を乗用する

ため、繁殖が進まず必要数を揃えられていないことが述べられ、良馬は「国家之資、機急之要」であるため、牧を管理する国司に命じて、公私の牧を問わず父馬に乗用することを禁断することが定められている。ここからも馬匹生産は国家の重要事であることが知られるのである⁽³⁾。

(2) 厩牧令の構造

「国家之資」たる馬について、令文にはどのように規定されるのか。養老令にみえる馬関係の条文のうち官司規定を除くと、兵馬や弓馬の調習について規定する軍防令（九箇条）、兵馬の差発や駅伝馬の発給・運用を規定した公式令（八箇条）、馬の生産や管理、駅配置や駅伝馬の管理などを規定した厩牧令（二七箇条、条文については註を参照のこと⁽⁴⁾）がまとまった規定となり、やはり軍事と交通に特化したものであることが理解できる。養老厩牧令は全部で二八箇条あるが、その条文構成は左記の通りである。

I. 厩の規定（1～3条）

II. 牧の規定（4～13条）

III. 駅伝の規定（14～22条、19条のみ軍団官馬の調習規定）

IV. 官私諸畜の管理規定（23～28条）

Iの厩とは中央で飼養される牛馬を指し、左右馬寮の馬舎で飼育されたと考えられるが、それらへの飼丁や飼料の支給規定を記す。IIの牧が馬の生産にあたる牧場であり、その職員や構成を規定し、課される生産数や減少許容数、牧馬牛の登録と管理について規定する。IIIの駅伝の規定では公用交通制度である駅伝制に用いられる馬（駅馬・伝馬）の設置基準や配分規定、不足や死闘の際の補充など

に加え、官馬の調習や駅伝馬に乗る使への供給なども規定される。IVの官私諸畜の管理とは所有者から離れた馬牛（闌畜）の扱いや官私馬牛の帳簿を作成すること、官馬牛の死後の取り扱い、公用で私の馬牛を死なせた場合の補償などが規定されている。大きくまとめると、国家的に必要な動物を「飼う、増やす、配る、用いる」規定となるだろう。

なお、唐令との比較についてはすでに検討しているので繰り返さないが（河野二〇一七、二〇一八、二〇二一b c）。筆者の復原では唐の厩牧令は五二箇条となる（河野二〇二一a）。日唐の厩牧令を一瞥して大きく異なるのは馬の生産・管理に関わる牧と焼印規定、そして交通の規定の部分である。

生産と管理に関わる牧と焼印の規定については、佐藤健太郎氏がその違いを述べている。牧制度に関わる条文数は唐令が二七箇条であるのに対して、日本令では一四箇条である。その差の要因として、

① 日本令では唐令の複数の条文を一条にまとめられたため。

② 当時日本で飼養されていない駝・羊・騾・驢などに関する条文・記述を削除しているため。

③ 複数の焼印をもつて行う焼印制度を日本では単一の焼印をもつて行う焼印制度に変更したため。

としており、日本の実情にあわせて唐令の必要な部分を取捨選択し、日本の公的牧制度と厩牧令を作り上げたとする（佐藤健二〇一六）。次に交通制度の相違についてである。その違いの大きな点は唐の駅制と伝送制という二つの交通体系を日本令では一体的に記述している点にある。唐代の交通体系においては情報伝達を担う駅制と使人往来を担う伝送制は淵源が異なり、発給規定も別の編目に規定さ

れるなど編成原理が異なっていた（河野二〇一七）。そのため、唐令では駅馬の発給規定は公式令に、伝送馬の発給規定は厩牧令にあった（中二〇一一、永田二〇一一）。つまり、唐制は歴代王朝の間で重層的に形作られてきた郵駅と伝送という国家的な交通体系を前に構築されたものであった。

しかし、体系的な律令法を新規に導入することで中央集権化を進めようとする古代の日本は交通体系を一から構築しなければならなかった。そこで、新たな国家的交通制度を構築するために、七世紀後半までに確立した王権と首長層とを結ぶミコトモチの交通をベースとして、軍事・緊急情報の伝達システムとしての駅制、そして地域社会との政治的支配関係を可視的に示す迎送機能としての伝馬制を作り上げた。目的や機能が異なる交通制度であるが、いずれにおいても移動に際しては王権からの派遣官であり、互酬的な関係を可視的に示す「ミシルシ」が必要であった。そのため、令文には一体的に記述される。日本では公的な交通制度を律令法として明文化する際に、唐令の条文排列を変更してまで「駅・伝馬制」として一元的に位置づけようとしたのである（河野二〇二一c）。

このように馬匹生産を担う牧や国家的な交通制度の導入にあたって、日本は王権の志向する中央集権体制に即して唐制を現実的に選択し、「フレキシブルな対応」（吉川真二〇〇六）といえるような実態的な制度設計をおこなっていることがみてとれるのである。

（3）牧馬の用途

古代日本の王権は唐制を選択的に受容し、律令法を規定して、中央集権的な交通制度を構築した。さらに牧の制度を継受して、国家

的な馬匹生産に取り組んだ。それでは、牧で生産された馬はどのようにに用いられることになっていたのであるだろうか。

まず、牧を管掌する官司を確認する。中央官司は兵馬司であり、正の職掌に「掌、牧及兵馬、郵駅、公私馬牛事」（職員令25）とある。軍政を担う兵部省管下にあることから馬の軍事的要素を垣間見ることができただろう。生産を担う牧だけでなく、兵馬および駅制、公私の馬牛全般を一元的に担った。地方での管掌は国司である。守の職掌に「掌（中略）郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛」（職員令70）とあり、交通制度や烽などと共に牧や公私馬牛も管掌した。牧の現地責任者は厩牧令に規定される。

史料4 「厩牧令」5牧每牧条

凡_レ牧。每_レ牧置_二長一人、帳一人_一。每_レ群牧子二人。其牧馬牛、皆以_レ百為_レ群。

牧には牧長が置かれ、牧の管理・運営にあたり、牧帳が文書事務にあたった。また、牧の牛馬は百頭をもって一群とし、群ごとに飼育を担当する牧子二人が置かれた。

史料5 「厩牧令」10駒犢条

凡在_レ牧駒犢、至_二二歳_一者、毎年九月、国司共_二牧長_一对、以_二官字印_一、印_二左髀上_一。犢印_二右髀上_一。並印_二訖、具録_二毛色齒歳_一。為_二簿兩通_一。一通留_レ国為_レ案。一通附_二朝集使_一、申_二太政官_一。

牧で繁殖した「駒犢」、仔馬と仔牛は二歳になると国司と牧長が立ち会って生育具合を記録し、「官」の字の焼印を捺すことになっていた。牛馬の毛色や年齢を記された帳簿が二通作成され、一通は国司の手に控えとして置かれ、もう一通は朝集使によって太政官

に送られ、兵馬司が管理した。

史料6 「厩牧令」 3 牧馬應堪条

凡_レ牧馬、應_レ堪_二乗用_一者、皆付_二軍団_一。於_二當団兵士内_一、簡_二家富堪_レ養者_一充。免_二其上番及雜驅使_一。

牧で生産された馬のなかで乗用に堪えられるものは軍団に送られ、軍団兵士のなかでも富裕な家の者に預けて飼養させた。

史料7 「厩牧令」 16 置駅馬条

凡_レ諸道置_二駅馬_一、大路廿疋、中路十疋、小路五疋。使稀之処、国司量置。不_レ必_レ須_レ足、皆取_二筋骨強壯者_一充。每_レ馬各令_二中中戸_一養飼。若_レ馬有_二闕失_一者、即以_二駅稻_一市替。其_レ伝馬每_レ郡各五、皆用_二官馬_一。若_レ無者、以_二當処官物_一市充。通取_二家富兼丁者_一付之。令_二養以供_一迎送。

史料7では駅馬の配置数を示し、駅馬には「筋骨強壯」なものを充てること、駅馬は駅戸が飼養すること、欠失した際は駅稻をもつて買い替えることが規定される。さらに伝馬は郡ごとに配置され、官馬を用いること、なければ官物をもつて購入することが規定されている。この「官馬」とは、同条の義解に「謂。以_二軍団馬_一充之也。其_レ駅馬亦同也」(『令義解』同条)とあるように、軍団に付された馬を指す。ここで「其_レ駅馬亦同也」とされるのは、令本文に駅馬の供給源が明示されていないからである。唐制ではどうであったのか。当該条文に対応する唐令が次である。

史料8 「天聖令厩牧令」 不行唐令21 (抄出) (5)

諸州有_二要路_一之処、應_レ置_二駅及伝送馬・驢_一、皆取_二官馬・驢五歲以上十歲以下_一、筋骨強壯者充。

唐令では駅馬、伝送馬ともに官馬の「筋骨強壯」なものを充てる

と規定されている。日唐の厩牧令の大きな違いは先述したように駅伝制に関する部分であり、唐令では駅制と伝送制が明確に区別され、その馬も別々に規定されていたが、この部分は馬の供給源について述べた条文であり、官馬から駅馬と伝送馬をそれぞれ選び取ることが規定されている。そのため、駅馬と伝送馬が一つの条文に収められている。日本令においても伝馬・駅馬共に官馬から供給されていたと考えるべきだろう(市二〇一七、中二〇二一)。

以上のように、牧で生産された馬のうち、乗用に堪えられるものは軍団に付され、馬の飼養が可能な兵士に預けられて調教され、官馬となった。それが駅馬・伝馬に充てられたと考えられる。この二つが厩牧令にみられる牧馬の用途であり、国家の求める馬の役割であった。

(4) 牧馬の中央進上と調教

令文にはみえないが、牧馬のもう一つの用途としては中央への進上があげられる。

史料9 『令集解』 「厩牧令」 13 牧馬應堪条所引古記

古記云、皆付_二軍団_一。謂、此名_二兵馬_一。今行事、每_レ年簡試進上、不_レ留_二於団_一也。

史料9をみると、牧馬は軍団に付し、兵馬と称するが、「今行事」では進上するものを選び、軍団には留めないとする。しかし、実際には次に挙げる史料のように牧馬は中央に進上されていた。

史料10 『続日本紀』 天平四年(七三二) 八月壬辰条(抄出)

壬辰。勅、東海・東山二道及山陰道等国兵器牛馬並不_レ得_レ売_二与他処_一。一切禁断勿_レ令_レ出_レ界。其常進_レ公牧繫飼牛馬者、不

「在禁限」。但西海道依「恒法」。

天平四年に節度使の派遣にあわせて出された当条では兵器・牛馬の移動を禁止している⁽⁶⁾。その際、「常進^レ公牧繫飼牛馬」は禁断の限りではなく、移動の制限には入らなかった。山口英男氏は牧馬の中央進上は令制当初からおこなわれ、これが『延喜式』にみえる諸国牧に継承されたとした(山口一九八六)。

それに対して、村岡薫氏は史料9の記載は天平十一年(七三九)五月の軍団兵士制の一時停止⁽⁷⁾と関わるものであり、令制当初は大多数の牧馬が軍団に配分されたとする(村岡一九八四)。『令集解』にみえる「今行事」について検討した本庄総子氏によれば、古記の今行事は令意にかなわぬものを取り上げ、古記の説く令意と現状とを対比的に示すものであるという(本庄二〇〇九)。大宝令の注釈書である古記の成立年代は天平一〇年頃と考えられており⁽⁸⁾、本庄氏の説を援用するならば、もともとの令意は牧馬を軍団に付すことであるが、天平十年代にはそれがおこなわれていなかったということになるだろう。であるならば、令の本来の主旨は牧で生産された馬を軍団に配分する事であったといえよう⁽⁹⁾。

それでは、なぜ牧の馬はまず軍団に付されるのだろうか。一つには律令軍制としての軍団に馬を供給するということがあるが、馬の調教をおこなうことが主な目的だったと考えられる。

史料11「厩牧令」19軍団官馬条(抄出)

凡軍団官馬、本主欲^下於^下郷里側近十里内^上調習^上聽。

官馬は富裕の家の兵士(本主)に預けられ飼養されるが、その本主が欲せば郷里の十里以内で「調習」することができた。山口氏は牧馬の調教は兵士がおこない、中央へ貢進される馬も軍団兵士の調

教を経て進上されたことを想定している(山口一九九四)。

近年、田中禎昭氏は唐令との比較から日本における官馬のあり方や調教について論じている(田中禎二〇二二)。唐では折衝府の馬(官馬)を府兵が預かり調教することになっていたが、その官馬を私的に使用することは禁じられていた。それに対して、日本では軍団兵士に預けて調教させるが、軍団そのものに調習をおこなう職掌や施設は用意されておらず、預託される兵士に任されていた。また、唐では本主に対して調教という「業務」の遂行を目的に馬を預けるに過ぎないが、日本では預貸される兵士に馬の私的な使用を認めていた。なおかつ普段は本主のもとに置き、国家が必要とした際に供出するというかたちになっており、令制以前からの地域社会の慣行を下敷きにしてたと論じている。田中氏が述べるように豪族の私的武力に依存して軍国体制を築いた日本の特質をみいだすことができるだろう⁽¹⁰⁾。すでに橋本裕氏は軍隊騎兵隊の騎馬は郡司層を中心とした豪族の私馬が中心であると述べているが(橋本一九八一)、豪族層などが所有する馬を前提にしつつも、同じ豪族層が官牧の馬を預かり、調教をおこない、軍団騎兵を構成していたと考えられるのである⁽¹¹⁾。

以上のように、令制当初の理念としては、官牧で生産された馬は軍団に送られ調教を施され、軍団騎兵として組織される。さらに、駅馬・伝馬として交通の用途に供されるということであった。このようにして、王権が必要とする馬を確保し、「律令制国家」として求められる中央集権的な軍制、もしくは交通制度の肝となる馬匹の安定的な供給を目指したのである。

二 古代国家と牧

(1) 牧馬の管理と牧の経営

官馬の調教が在地の勢力に依拠していたことは先にみたとおりであるが、その生産も同様であった。厩牧令には牧の運営・管理にあたる人員として牧長・牧帳各一人、一群につき牧子二人しか規定されていない(史料5)。しかし、牧の馬牛は二歳になるとすべてに焼印を捺し、毛色と年齢を記録しなければならなかった(史料6)。それだけでなく、毎年すべての馬牛の帳簿を太政官に送らなければならなかった(厩牧令25)。実際、天平六年(七三四)出雲国計会帳には厩馬帳や伝馬帳・兵馬帳と共に「種馬帳一卷、繫飼馬帳一卷」⁽¹²⁾とあり、牧の馬の帳簿も京進されていたことが知られている。

史料12「天平十年(七三八)周防国正税帳」⁽¹³⁾

検牧馬牛国司壹度、目録一人將從肆人

合六人、十二日、単柒拾貳人目録上廿四人將從四十八人

食稻貳拾肆束、酒貳斗肆升、塩壹升肆合肆勺

例えば史料12では、天平九年に牧の馬牛の検校のため、国司(掾と目、従者四人)に十二日分の食料を支給したことが記されている。天平期に遡れるかは不明であるが『延喜式』には周防国に「竈合馬牧、垣嶋牛牧」⁽¹⁴⁾という馬と牛の牧が設置されており、校印に際して厩牧令の規定通り国司が派遣されたのだろう。このようにして国司は職掌にあるように国内の馬を把握していたと考えられる⁽¹⁵⁾。

古代の牧の規模や馬牛の頭数などは不明な点が多いが、参考となるのが次の記事である。

史料13『日本三代実録』貞観十八年(八七六)十月十三日条

丙辰十三日。伊予国言。管風早郡忽那嶋馬牛、年中例貢、馬四疋、牛二頭。其遺馬三百餘疋、牛亦准^レ之。嶋内水草既乏。蕃息滋夥、青苗初生、風逸踏破、翠麥將秀、群入食損。百姓之愁、莫^レ甚^二於斯^一。望請除^二非年貢^一之餘、皆悉沽却、以^二其価直^一、混^二合正税^一。詔從^レ之。

伊予国にあった忽那嶋の馬牛牧⁽¹⁶⁾では、毎年、馬四頭を貢上するが、三百頭以上が島に残っており島内の民稼を損なうため、貢上分以外を売却して正税に混合することを願い出たものであり、馬牛数の多さが知られる。また、前沢和之氏は九世紀の史料から勅旨牧と諸国牧で飼育されていた馬の数を計算しており、規模の大きな望月牧では約五六九匹、一牧の平均では約一一四匹という数字を算出している(前沢二〇一九)。

これらの頭数を抱える広大な牧で、短期間におこなうであろう校印や帳簿作成作業には多くの人員が必要であり、規定される人員だけでは足りなかったと考えられる。校印の際、牧子だけで手が足りない場合は牧の「随近者」を徴発することが定められていた(厩牧令12須校印条)。彼らには馬の取り扱いに関する一定の知識や技能が必要であっただろう。

少数の馬牛を飼育するならまだしも、馬の生産・育成を大規模におこなう牧のシステムはきわめて高度なものであり、馬の飼育や調教だけでなく、交配や医療技術、または飼料の生産、牧地の開発や維持など、さまざまな技術を総合的に用いる必要があった。これらは一朝一夕に構築できるものではなく、令制以前からの重層的な生産活動を考えなければならぬ。馬の生産は少数の人員で完結するものではなく、牧の経営や馬の管理など多様な高度な専門集団が想

定される⁽¹⁷⁾。馬匹生産のノウハウを保有し、伝承する人間集団の存在が重要（山口二〇二〇、二〇二一）であるといわれるように、それらの集団をどのように取り込むのが国家の課題であった。

（2）私馬とその把握

古代国家はみずからが必要とする軍備や交通制度のために牧を設定し、その供給源としたが、実際にはそれだけでは足りず、民間の馬を前提に制度を構築していた。

史料14「厩牧令」21公使乗駅条

凡公使須_レ乘_二駅及伝馬_一、若不_レ足者、即以_二私馬_一充。其私馬因_二公使_一致_レ死者、官為_二酬替_一。

公使が駅馬および伝馬に乗る際、足りなければ私馬を徴発すべきこと、そして、その私馬が死んだ場合は官が補償することが規定されている⁽¹⁸⁾。駅伝馬の支給をみると、例えば、大国・上国の守に相当する五位の官人が伝馬に乗る場合、一〇剋の伝符が発行され（公式令42）、一〇頭の馬が支給されるが、この時点で史料7にあるように郡に五疋ごと設定された伝馬では足りないことになる。この「伝馬毎_レ郡各五」というものは、先に述べたように王権からの使者を各地域社会が迎え入れることを義務づけたものであり、「以供_二迎送_一」とあるように、ミコトモチをもてなすための交通（中村二〇〇六、中二〇一七、河野二〇二一c）であるが、郡家に設置された伝馬ですべてをまかなえるわけではなかった。五匹というのは一律の基準を設けたものといえよう。また、先にみたように軍団の馬にも私馬が存在していた。

史料15『令集解』兵部省条所引古記

古記云、兵馬。謂官牧馬配_二諸国軍団_一及騎士私馬。又每_レ人閱馬等也。

この兵馬とは官牧から配分された軍団馬と軍団兵士を含む騎兵の私馬、五位以上官人の騎馬の三種であり、天平六年の出雲国計会帳にみえる「兵馬帳」には軍団騎士に預けられている官牧馬と騎士の私馬が登録されていた（田中禎二〇二一）。民間での騎用馬の所有および調達は八世紀以前よりおこなわれており、それを前提として令制も構築されていた（山口一九八六）。そのため、国司は「公私馬牛」を管掌するため、「官私馬牛帳」（厩牧令25）を作成し、都度の徴発に備えて私馬も把握していたのである⁽¹⁹⁾。民間での馬匹生産の隆盛、私馬の把握は養老五年（七二一）の「王公卿士及豪富之民、多畜_二健馬_一、競求_レ亡_レ限」（『続日本紀』同年三月九日条）という記述からも知られる。王公から豪富の民まで幅広く良馬を争って求め、多数保有していることを問題にし、それに対して官位によって頭数制限をかけ、規定以上の馬は官馬とすることが述べられている⁽²⁰⁾。王臣家の馬所有として有名なのが長屋王である。長屋王家木簡には家政機関として「馬司」があり、地方から多くの馬が貢上されていたが、森公章氏によれば「律令国家成立以前からの家産的組織を整備した」ものであり、朝廷の馬寮も同様であるとされる（森一九九七）。木簡にも信濃・甲斐・上野という、のちに御牧が設定される地域がみえており、これら地域の在地豪族、国郡司と関係をもつて良馬を入手し、当地の飼丁が上番して飼養にあたったと考えられる。令制下においても令制以前同様に私馬が多数存在し、多様な用途に用いられていたが⁽²¹⁾、その一つに公的な馬の需要を補うこともあったのである。

(3) 列島における馬匹文化の展開

日本列島に馬がもたらされ、定着（利用と生産）が本格化していくのは古墳時代中期、五世紀前後といわれている。国際関係の変容、具体的には高句麗の南下というインパクトに対して朝鮮半島南部諸国と倭の間に「互恵的な関係」が形成され、それが軍事に直結する馬とその技術のスムーズな伝播につながった（諫早二〇一二）。

古墳時代中期中葉、大阪府四條畷市の葦屋北遺跡（大阪府教育委員会二〇一〇、二〇一二）に代表される生駒山西麓での大規模な馬匹生産が始まっており、『日本書紀』にみえる「河内馬飼」⁽²⁾の本拠地とされ、倭王権の牧として機能していた。一方で馬の生産は日本列島に広く拡大し、五世紀後半には長野県伊那谷南部や群馬県榛名山東方で大規模生産が始まっている。朝鮮半島から遠く離れた両地域での馬文化展開については、倭王権と在地勢力との密接な関係が想定されるが、畿内で出土する馬体の科学的分析から東日本から畿内への馬の移動がもたらされていることが知られており（青柳・丸山二〇一七）、双方向的な関係が築かれていた。馬の大量安定供給を求めた倭王権は広大な土地を求めて東方へ活路をみだし、一方で、馬匹生産という新たな産業に活路をみだした地域首長との間に「互恵的な関係」を形成したのではないかと諫早氏は述べている（諫早二〇一九）。そして、この東国という生産地と畿内という消費地を恒常的に結ぶルートが「古東山道ルート」につながると右島和夫氏は指摘しており（右島二〇〇八、二〇一九）、馬の輸送ルートが交通網の形成につながっていくのである。

ただし、日本列島内における馬匹生産はすべてが倭王権主導で始まったわけではなく、単線的な伝播というよりは「倭王権・在地首

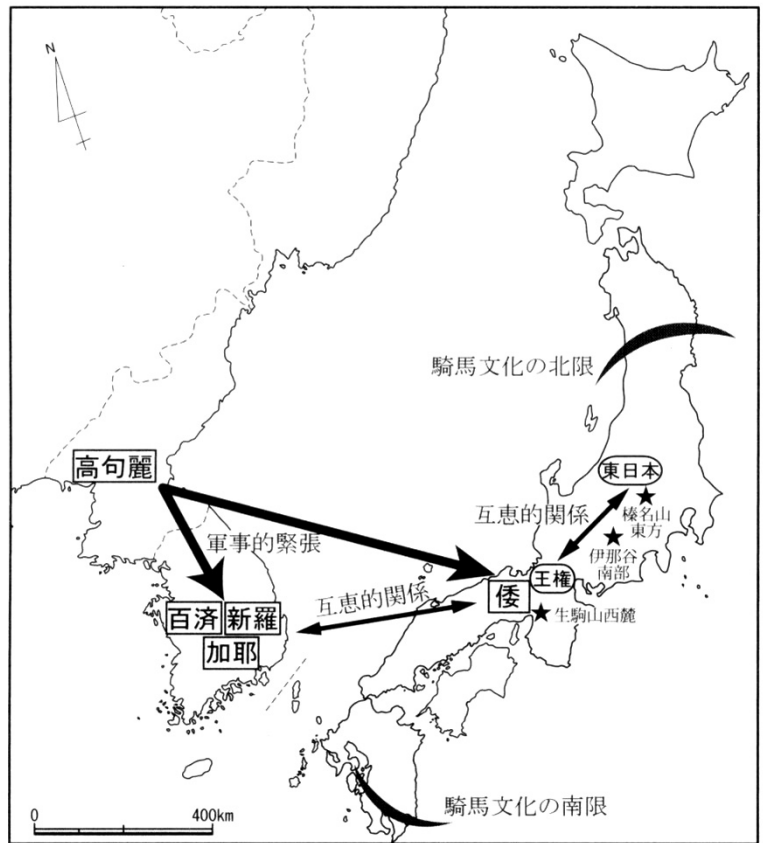


図1 5世紀代における馬文化の東伝

長・渡来人集団の多様な歴史的関わり」のなかで（若狭二〇二一）、または、加藤謙吉氏が述べるように、各地の首長たちの主体的な導入も考える必要がある（加藤二〇二二）、多元的な交流を想定する必要があるだろう。

東国と畿内の関係は都城造営においても大きな役割を果たした。藤原宮から出土する馬体の科学的分析によって奈良盆地以外から持ち込まれたものが多く、東日本内陸部で生まれた個体が多いことが判明しており（覚張・米田二〇一六）、性別・年齢も牡の三歳から五歳の若い馬が多い。出土する骨には脚部の負担から重度の関節炎

を思う馬もおり、木材などの資材運搬にあたっていたことが想定されている。また、これらの馬は解体された痕跡が目立ち、資材運搬の役割が終わった後、一斉に処分し、脳や皮、肉などを回収したと考えられており（山崎二〇一九、二〇二二）、馬はみずから運ばれる資源でもあった。古墳時代から急拡大していった馬匹生産は馬のシステマティックな処分（植月二〇二二）を可能とし、多様化・大衆化（山崎二〇二二）を迎え、先のような私馬の隆盛をみるのである。

（4）官牧の設置

先にみた長屋王家のように令制以前の慣行を引き継ぐかたちで王臣家は馬を入手していた。同様に大王家でも各地の牧から馬が貢上され、畿内近国において飼養していたが⁽²³⁾、それではなぜ古代国家は官牧を必要としたのだろうか。

国家的な牧の設置は次の史料が初見となる。

史料16 『続日本紀』文武四年（七〇〇）三月丙寅（十七日）条。

丙寅。令「諸国」定「牧地」、放「牛馬」。

諸国に牧が置かれ、牛馬が飼育されたことが記されるが、具体的なことは不明である。

史料17 『続日本紀』慶雲四年（七〇七）三月甲子（二十六日）条。

甲子。給「鉄印」于「撰津伊勢等廿三国」、使「印牧駒贖」。

牧で使われる鉄印が撰津・伊勢などの国に頒布された。これは史料5にある「官」字の焼印であると思われる。牛馬の生産が安定し、令制にもとづく登録と分配が可能になったということであろうか。この時に設定された二三箇国については記載のある撰津と伊勢以外は不明であるが、すべてが新設の牧ではなく、その多くは先にみた

ように王権や豪族が経営する牧をもとに設定したと考えられる。

牧に関する先駆的業績を持つ西岡虎之助氏は令制の牧について「軍団に兵馬を供給する機関」であり、軍団同様に全国画一に設置された想定した（西岡一九二九）。山口氏は官牧馬が軍団に配された後に注目し、『延喜式』段階への変化も踏まえ、中央への貢馬を主眼とするものと捉えた（山口一九八六）。それに対して、吉川敏子氏は官馬における駄馬の供給に着目し、実際には中央への貢馬をおこなっていてもそれは令制牧の中心目的ではなく、地域における官馬供給が主目的であると述べている（吉川敏一九九一）。

山口氏が述べるように官牧で育成された牧馬が軍団へ配された後の用途が問題になるだろう。先に軍団へ送付された官馬は富裕な兵士の調教を受け、兵馬として軍団での騎馬・駄馬に充てられ、さらに駅伝馬に充てられることをみた。また、中央に送られる馬もあつた。すべて軍団に付すというのは、すべてを兵馬に充てるためではなく、軍団に所属する騎士兵士による調教が期待されていたことだろう。ここで参考にしたのが佐藤氏の指摘である。兵馬司の変遷をみるなかで、大同三年（八〇八）の馬政官司再編時に諸国牧が兵部省に移管されることを駅伝制に関わるものとして捉え、諸国牧は交通制度を支え、勅旨牧は中央進上を支えたと述べている（佐藤健二〇〇二）。佐藤氏は平安時代の交通制度のなかで捉えているが、これを令制当初まで広げて考えることもできるのではないだろうか。つまり、令制牧の設置目的として駅馬の確保があったと考えたい⁽²⁴⁾。

馬の需要について交通という点に目を向けてみたい。特に中央集権的国家体制の要であり、緊急情報・軍事情報の伝達システムとい

う極めて重要な機能をもつ駅制においては、その交通手段となる馬の確保が最重要課題であった。奈良時代の駅数は不明であるが、『延喜式』には四〇二の駅家があげられ、最低限の馬数で計算しても常時二千頭以上の馬が必要とされていた⁽²⁵⁾。そして、この駅馬は「筋骨強壯」であることが求められた。全国一律の交通網を維持するためには、全国偏差なく良馬を恒常的に供給することが必要であった(河野二〇二〇)。そのため、古代国家は私馬の利用を前提としながらも、駅馬として高速移動に堪えられる馬を官牧でみずから生産し、軍団兵士のもとで調教して配備するという制度設計をおこなったのではないだろうか⁽²⁶⁾。

先にみたように馬匹生産の全国展開のなかで王権は列島各地の生産地から大消費地の畿内に馬を集めることに成功した。藤原宮をはじめ都城造営においては、その大量消費に応えられるだけの馬を(大規模生産地の東国を中心として)都へ投入することができた。しかし、律令制導入の主目的は中央集権的体制の構築であり、そのインフラとして全国一律の交通制度を敷設し、王京と支配領域を隔々まで結ぶことが必要であった。そのため、各地に馬を配備し、恒常的に供給することが求められたのである。古代国家はその分配を担わなければならなかったが、中央に集められた馬をさらに列島各地に再分配することは現実的ではなく、それまで各地に形成されていた馬匹生産をベースとして官牧を作り上げ、そこからそれぞれの軍団や駅家に馬を供給する体制を構築しようとしたと考えられる⁽²⁷⁾。それらの牧の設置基準や立地の選定などについては不明な点が多いが、この時、列島各地に設置された官牧は国家経営に必要な拠点の一つであり、兵馬だけでなく駅馬という軍事的な意味合いの強い馬

の供給源として軍事的な拠点ともいえるだろう⁽²⁸⁾。国家支配の一施設であり、「官衙」的な性格を持つといってもよいのではないだろうか。馬匹生産という特殊性から立地には偏差が生じるため全国一律に置かれるものではないが、地域の生産拠点として、また在地社会の経営拠点の一つとして極めて重要な役割を担っていたといえよう⁽²⁹⁾。

三 西海道の牧と馬匹生産

(1) 官牧の分布

次に各地に設置された官牧について具体的に考えてみたい。七〇〇年に設置された官牧であるが、摂津と伊勢以外はどこに置かれたか明らかではない。しかし、史書の記載をみると摂津、大和、近江、駿河、大隅、肥後、讃岐、伊予の牧が改廃されるなどしており、これらの国には官牧が置かれていたことが知られる⁽³⁰⁾。古代の牧の立地を具体的に示しているのが『延喜式』の記載である。延長五年(九二七)成立の『延喜式』には三種類の牧が規定される。すなわち、諸国牧・御牧・近都牧である。諸国牧は兵部省の所管で一八箇国に三九牧、御牧は馬寮の所管で四箇国に三二牧、同じく馬寮所管の近都牧は四箇国に六牧置かれていた(牧の一覧と推定地は後掲の表1・2・3を参照のこと)。

史料18 『延喜式』兵部省式70馬牛牧条

駿河国 岡野馬牧。蘇弥奈馬牧。

武蔵国 檜前馬牧。神埼牛牧。

上総国 大野馬牧。負野牛牧。

相摸国 高野馬牛牧。

安房国 白浜馬牧。鈴師馬牧。

下総国 高津馬牧。大箱馬牧。木嶋馬牧。長洲馬牧。浮嶋牛牧。

常陸国信太馬牧。

下野国朱門馬牧。

伯耆国古布馬牧。

備前国長嶋馬牧。

周防国龜合馬牧。垣嶋馬牧。

長門国宇養馬牧。角嶋馬牧。

伊予国忽那馬牧。馬牛牧。

土佐国沼山村馬牧。

筑前国能古馬牧。能古馬牧。

肥前国鹿嶋馬牧。鹿嶋馬牧。生馬馬牧。肥前牛牧。鹿嶋牛牧。早崎牛牧。

肥後国二重馬牧。波良馬牧。

日向国野波野馬牧。野波野牛牧。堤野馬牧。堤野牛牧。長野馬牧。長野牛牧。三野原馬牧。三野原牛牧。

右、諸牧馬五六歳、牛四五歳。毎年進_二左右馬寮_一。各備_二梳刷_一。其_二西海道諸国_一、送_二大宰府_一。但帳進_レ省。

諸国に設置された馬牛の牧を列記した上で、左右馬寮に馬牛を貢進すること、西海道諸国は大宰府に送るが帳簿は兵部省に送ることが規定されている。諸国牧からは年に馬一〇五頭、牛二二頭を馬寮に貢上することが規定されている（左右馬寮式4繫飼馬牛条）⁽³¹⁾。

史料19『延喜式』左右馬寮式1御牧条

御牧

甲斐国柏前牧。真衣野牧。種坂牧。

武蔵国石川牧。小川牧。由比牧。立野牧。

信濃国山鹿牧。塩原牧。岡屋牧。平手牧。笠原牧。高位牧。宮廻牧。埴原牧。大野牧。大室牧。猪鹿牧。萩倉牧。新治牧。長倉牧。塩野牧。望月牧。

上野国利和牧。有馬馬牧。沼尾牧。拜志牧。久野牧。市代牧。大藍牧。塩川牧。新屋牧。

右諸牧駒者、毎年九月十日国司与_二牧監若別人等_一、甲斐、上野、信濃

国任_レ教監、武臨_レ牧検印、共署_二其帳_一。簡_二繫齒四歳已上可_レ堪

用者_一、調良、明年八月附_二牧監等_一貢上。若不_レ中貢者、便

充_二駄伝馬_一。信濃、国不在此限。若有_二売却_一混_二合正税_一。其貢上馬、路次

之_二国各充_二秣芻并牽夫_一、通_二送前所_一。其国解者、主当寮付_二

外記_一進_二大臣_一。經_二奏聞_一分_二給兩寮_一、閱_二定其品_一。

御牧は天平神護元年（七六五）に新たに設置された内厩寮の所管

する牧が淵源としてあり、朝廷が必要とする貢馬を確保するために八世紀以降整備され、弘仁式段階では四箇国体制ができあがっていた（山口一九八六、川尻一九九四・一九九九）。御牧には馬牧しかなく、年に二四〇頭が貢上されることになっていた（左右馬寮式3年貢条）。『延喜式』以降も武蔵国では小野牧・秩父牧が勅旨牧として設置され、中央で使用される馬の供給源となっていた⁽³²⁾。

史料20『延喜式』左右馬寮式寮牧条（抄出）

摂津国鳥養牧。寮右豊嶋牧。寮右為奈野牧。寮右近江国甲賀牧。寮左丹波

国胡麻牧。寮左播磨垂水牧。寮左

右諸国所_レ貢馬牛、各放_二件牧_一、随_レ事繫用。

諸国から貢上された馬牛は「放_二飼近都牧_一」（左右馬寮式4繫飼馬牛条）とあり、近都牧で放牧された。遠方から貢上された馬牛を備蓄するため、畿内近国に置かれた牧である⁽³³⁾。

以上が『延喜式』段階の公的な牧である。これらの牧と令制下に設定された牧の関係性は不明な点もあるが、おおむね令制官牧の系譜を引くと考えられる。諸国牧は「令制の牧の最も基本的な形態を受け継ぐ」が中央への貢馬機能が薄れつつあったと山口氏は述べるが（山口一九九四）、先にみたように令制牧（官牧）の設置は全国的な官馬（兵馬・駄伝馬）の供給にみるべきであり、中央への貢上は副次的と考えられる。だからこそ、貢馬に特化した御牧が形成されるのだろう。『政事要略』にみえるように御牧においても「官」字の焼印を使用しており、御牧の多くは令制牧が転化して形成されたものであると考えられる（山口一九八六）。近都牧はいずれも畿内近国に置かれた備蓄の牧であるが、これについて吉川氏は畿内近郊にあった官牧のうち生産をやめたものを整理・再編して近都牧と

したと指摘しており（吉川敏二〇二二）、こちらも令制の牧を受け継ぐものであるといえよう。

『延喜式』段階の諸牧も多くが令制下の官牧との連続性がみいだせるため、それらの分布も令制下に設置された牧の所在地とは大きく変わらないと想定できる。『延喜式』記載の牧の推定地を図化した（後掲図3）。あわせて『延喜式』段階の想定駅路も模式的に示している。この模式図からは牧の立地は地域によって大きくばらつき偏差があること、交通路の近くにあるものが多いことがみてとれるだろう。これによって馬匹生産に適した場所（生産地）と重点的に必要な場所（消費地）の組み合わせを想定してみたい。

まず第一に馬匹生産に適した場所を考えるためには環境と地形が重要となるだろう。馬の生産の適した環境としては、土地は高燥で、土質は牧草栽培に適し、傾斜は少なく、排水がよく、水利の便がよいことなどがあげられる（平野二〇二二）。さらに土壌として注目されるのが「黒ボク土」である³⁴。これは日本の台地や丘陵、火山麓に広く分布し、草原に由来する土壌で、火山噴出物を母体としリン酸と結合するため、地力の低い土壌であるが、馬の育成基盤としての存在として認識されている（渡辺一九九〇）。黒ボク土地帯はススキやササなど牛馬が好んで食べる植生であり（さらには農耕に適さない土壌であるため）、牛馬の飼育に適した空間となることから、黒ボク土の分布と牧の立地には強い一致がみられる。

次に地形としては、安田初雄氏が『延喜式』における牧の地形を分析している。それによれば、

- ① 氾濫原及び三角州を利用した牧
- ② 島や岬角を利用した牧
- ③ 扇状地を利用した牧
- ④ 火山麓を利用した牧

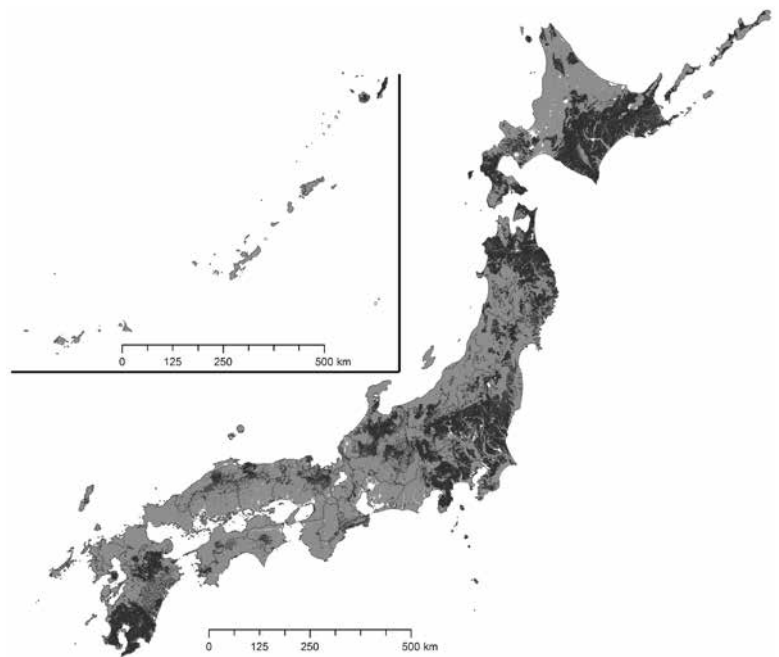


図2 黒ボク土の分布状況

⑤ 低い台地を利用した牧

⑥ 川谷を利用した牧

という六種を挙げている（安田一九五九）。いずれも圍繞地、または一部分を閉じることで閉鎖空間となるような場所である。このような自然地形を利用して馬牛の逃亡を防ぎながら、一定の空間で自由な放牧がおこなわれていた。一方で、土地開発の進展により放牧地と耕作地とが競業することで牧が廃されることもあり、耕作には適さない傾斜地や氾濫原などの地形、火山灰地や黒ボク土のような土壌での放牧が好まれたのである。大規模な馬匹生産ほど自然条件

の制約が強くなり、そのため官牧の分布には偏差を生じるのだろう。次に交通路との関係についてである。生産された馬は消費地に運ばれなければならない。馬は自身で移動することが可能であるとはいえ、整備されたルートが必要となる。古東山道が東国での大規模馬匹生産と畿内での大規模消費を結ぶルートであったように、官牧で生産された牧馬も官道を経由して消費地に運ばれていったと想定される。官馬の供給先としては軍事的拠点への配備、特に駅家と軍団が想定される。交通の馬という点では、駅馬の供給源が駅路沿いにあるのは当然望まれることであり、七道のうち六道の各地に官牧が置かれており、立地に粗密はあるものの網羅的に設置されているといえよう⁽³⁵⁾。先に述べたように古代国家の支配領域の隅々に馬を配備・供給するために、全国的に官牧を置こうとしたのであり、大規模に生産できる牧から駅路を経由して各地の交通拠点に送られたのだろう。

軍事の馬という点では、当初は軍団に配備される兵馬の供給源であった。地域的な集中という点では、東国に集中する御牧と共に、房総半島を中心とした東海道と肥前・肥後・日向に集約される西海道の二つに注目できる。この二つの地域に共通するのは対外的防衛ラインであるという点である。東国・東北では蝦夷、西海道は新羅や隼人という対外的脅威を抱えており、それらに対する防衛拠点が築かれ、供給源が設定されていた。そのような軍事拠点へのより安定的な軍馬供給という役割も担っていたといえるだろう⁽³⁶⁾。

律令制導入に伴って設定された官牧であるが、それぞれの牧の性格は一様ではなく、令制以前の牧の性格を引き継ぎ、中央進上に特化する御牧に分化、または生産ではなく諸国から貢上される馬を備

蓄する近都牧に転化するなど、系譜や地域によって異なる展開を遂げる。一方で、西海道に設置された官牧は大きな変動はなかったと考えられる。次に九州の馬匹生産と官牧についてみていきたい。

(2) 九州の馬匹生産

五世紀前後、日本列島に到来した馬文化は瞬く間に全国的に拡大していくが、九州地方でも一挙に広まっていく。九州における馬具出土古墳は桃崎祐輔氏によると、福岡県約三〇〇前後、佐賀県約一〇〇、熊本県七五以上、宮崎県七一以上、大分県三〇以上、長崎県一〇前後、鹿児島県六など、約六〇〇基が知られており、殉葬馬の痕跡も福岡件三七以上、熊本県二六以上、宮崎県二五以上、佐賀県二であり、全国の半数を占めるという(桃崎二〇一四、二〇一九)。福岡県が群を抜いているが、これは九州地域における政治・外交の中心であって、騎馬文化導入の窓口であり、馬匹の輸出基地でもあったことによるだろう。しかし、桃崎氏も述べるように馬関連遺跡の集中する福岡県域は馬匹生産の適地ではなく、九州中南部の馬産地からの移動と集積が想定されるとし、集積・出航地としての福岡・佐賀県域と、生産地としての九州中南部の二つの地域があった(桃崎二〇一二)。史料においても『日本書紀』には継体六年(五一二)のこととして、「筑紫国馬四十四匹」(四月丙寅条)とあり、筑紫国から百済に馬が送られているが、これは九州島の馬として理解し、九州中南部での生産が想定される(柴田二〇二一)。同様に欽明七年(五四六)の「良馬七十四匹」(同年正月丙午条)、欽明十五年(五五四)の「馬二百匹」(同年正月丙申条)と、百済に馬が送られており、六世紀段階には馬を輸出できるほどに生

産が拡大化していることが知られるのである。九州においては、半島情勢を含む大規模な需要が想定され、それに応えるだけの在地勢力、馬匹生産技術に長じた渡来人集団の存在、そしてそれを可能にした土壌・地形という自然環境があるだろう。九州地方の官牧は大きく三つの地域に分けられ、日向・肥前・肥後に特徴的に分布する。次にそれぞれについてみていきたい。

(3) 日向の牧

日向は古くから馬の名産地として知られていた。推古二十年(六二二)正月の饗宴において蘇我馬子が歌を献じると、推古は「馬ならば日向の駒、大刀ならば呉の真刀」とたとえられるように蘇我一族は素晴らしいと褒め称えている(『日本書紀』同年正月丁亥条)。七世紀初の段階で、日向は馬の産地として名高かったのである。

また、『新撰姓氏録』には額田部湯坐連が允恭天皇の御世に薩摩国の隼人を平らげ、覆奏の日に御馬一匹を献じたことが記されており(左京神別下)、その額に町形の廻毛があることから天皇は喜び、「額田部」の姓を賜ったとある。同じく額田部河田連の記事には「額田馬」を献じたとある(大和国神別)。この「河田」とは「皮工」のことであり、皮革の加工に携わる渡来系工人を管轄した伴造であるという(本位田一九八五)。南九州産の馬が「額田馬」という名で畿内に持ち込まれたこと(平林二〇一五)、馬匹生産・加工に携わる渡来系氏族を統轄していることは額田氏の馬匹生産との深い関わりを感じさせ、さらに平群氏との関わり(加藤二〇二一)からは王権との深いつながりを想起させる。

令制以前からの畿内勢力との直接的な関係性は不明であるが、日

向国には諸国牧が六牧設置されている(馬三、牛三)。しかし、比定地については不明な点が多く⁽³⁷⁾、確実視されるのは「都濃野馬牧」のみである。この「都濃」という地名が児湯郡の郷名「都濃」(『和名抄』)や式内社の「都濃神社」(『延喜式神名帳』)と関連し、遺称地として宮崎県児湯郡都濃、宮崎県都農町付近に想定されている⁽³⁸⁾。他の牧については『和名抄』や『延喜式』の郡名記載順から宮崎平野の中部から北部にかけての台地や火山麓に展開していたと柴田博子氏は指摘しており(柴田二〇〇八、二〇二二)、駅路の経路とも重なることから可能性は高いだろう。

なお、官牧ではないが交通路との関わりで注目されるのが、えびの市の北田遺跡、田之上城跡遺跡である。南九州の駅路については不明な点が多く、路線も確定していないが、日向国府から大隅・薩摩国府を経由するルートと両国府を経由しないルート(肥後・日向連絡路)があったとされる(永山一九九八)。前者は大宝二年(七〇二)の薩摩国成立、和銅六年(七一三)の大隅国成立を受けて成立したものであり、後者は『日本書紀』における景行天皇の巡幸ルートとも重なることから古い段階からの交通路であることが指摘されている。当該遺跡は後者の推定路線上に位置し、日向国府から亜椰野後―夷守―真祈の各駅を経由して、大隅国の大水駅⁽³⁹⁾に至る経路上になる。えびの市真幸を遺称地とする真祈駅であるが、草刈田遺跡(えびの市教育委員会二〇〇三)において東西方向の直線道が検出されており、肥後・日向連絡路の一部と目されている。小林市細野十日町付近に推定される夷守駅と真祈駅との間に位置する北田遺跡・田之上城跡は川内川の氾濫原の南部の低位段丘に位置し、二つの遺跡を貫く幅二～三メートル、深さ〇・八メートル内外の溝状

掘り込みによって、長さ三七〇メートル、最大幅一六〇メートルの半円形の空間が想定され、馬歯や製塩土器も出土していることから牧と想定される（中野二〇一三）。面積は約四・一ヘクタールと大規模なものではないが、交通に関わる馬を管理、備蓄するような場所として想定することもできるだろう⁽⁴⁰⁾。

(4) 肥前の牧

肥前国には日向と同様に六つの牧が置かれていた（馬三、牛三）。この馬牧のうち、庇羅牧と生属牧は現在の平戸市と平戸市生月島に比定されており、これらの地域では後代にわたっても馬産がおこなわれている。両地域は後に「宇野御厨」となり、継続して馬牛の生産がおこなわれていた⁽⁴¹⁾。

三つ目の馬牧である鹿嶋牧の比定地は確定していない。事典や注釈書などでは地名のつながりから、現在の佐賀県鹿島市を比定し、多良岳山の裾野での馬匹生産を想定している⁽⁴²⁾。しかしながら、鹿島市は古代では藤津郡に位置し、中心域は能美郷であり「鹿嶋」の遺称地名はみられない。『延喜式』によると藤津郡には「塩田駅」が置かれていた。嬉野市塩田町に位置する大黒町遺跡・千堂遺跡からは大量の墨書土器や帯金具、硯などが出土しており官衙的な性格がみられる（塩田町教育委員会一九九四、嬉野市教育委員会二〇〇六）。大黒町遺跡からは「馬屋」と書かれた墨書土器も出土しており、駅家の可能性が指摘できよう。駅路に近く、供給地点である駅家が近いことから牧を置くのにも適しているだろう。藤津郡の中心部の南西には多良岳山系からの河川が形成する谷筋が幾つもあり、さらに中州となる空間もあることから牧地の造成には適して

いるが、古代の馬匹生産の痕跡は現在のところ発見されていない。肥前国における「鹿嶋」という地名に着目すると想起されるのが次の二つの史料である。

史料21『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）六月甲寅（十七日）
条

甲寅。遣唐使第二船判官正六位上菅原朝臣清公、来_三到肥前国松浦郡鹿嶋_一。附_レ駅上奏。事多不_レ載。

延暦度の遣唐使船は大使藤原葛野麻呂の乗る第一船が対馬島の下県郡に到着し、判官菅原清公の乗る第二船が松浦郡鹿嶋に到着している。

史料22『入唐求法巡礼行記』承和十四年（八四七）九月十日条。

十日平明、向_レ東遙見_三対馬島_一。午時、前路見_三本国山_一、從_レ東至_三西南_一、相連而分明。至_三初夜_一、到_三肥前国松浦郡北界鹿嶋_一泊_レ船。

十年近くの唐滞在を経て、ようやく帰国の途についた入唐僧円仁が山東半島の赤山浦を出航して朝鮮半島沿岸を航行し、対馬を東に望みながら南向し、肥前国松浦郡の北の界に位置する鹿嶋に到着した。その比定地は諸説あり（小野一九六九など）、決めがたいが、いずれにしても松浦郡内の島嶼部に求められるだろう⁽⁴³⁾。

松浦郡内の馬匹生産については『肥前国風土記』が参考となる。松浦郡条では値嘉郷について「彼白水郎、富於馬牛」と記しており、この地域の「白水郎」（海人）は馬牛を多く飼養していることを記す。さらに「此島白水郎、容貌似_三隼人_一、恆好_三騎射_一。其言語、異_三俗人_一也」として、容貌は隼人に似て、騎射することを得意とすることも記されている。馬の取り扱いに長けていることから、同地で馬

るが、「但豊後国大野・直入両郡、出_二騎獵之兒_一、於_レ兵為_レ要」とあり、豊後国大野郡・直入郡からは騎馬に長け、騎射に優れた者が多く、重用されたことが述べられている⁽⁵¹⁾。史料に乏しく詳細は不明であるが、直入郡は北にくじゅう連山、西に阿蘇外輪山、南に祖母山系を控え、山林原野が広がる地形である。大野郡も同様の地形であり、『豊後国風土記』には「此郡所部、悉皆原野」とあり、いずれも耕作地には適さず、後述する肥後地域の阿蘇山北部や西部と同様に馬の生産や利用が盛んであったと考えられる。

四 鞠智城と「馬の道」

(1) 肥後の牧

鞠智城とその周辺の景観を考えるために、肥後国の馬匹生産と交通路について考えたい。『延喜式』には肥後国の牧として二重牧と波良牧という二つの馬牧が載せられている。二重牧は阿蘇市車帰の二重峠周辺、または菊池郡大津町真木付近が推定地になっている⁽⁵²⁾。いずれも隣接する地域であるが、同地付近に同じく推定される二重牧が火口原側峠下の車帰付近に想定できること、後述するように「車路」地名が真木周辺にみられることから矢護川流路の川谷を利用したものと想定できる。なお、鞠智城を中心として肥後国の交通路や主要な遺跡を模式化して後掲した(図4)。もう一つの波良牧は阿蘇郡に「波良郷」(『和名抄』)という地名がみえるが、具体的な立地は不明である。阿蘇外輪山の北部・西部の原野は「端辺」と呼ばれるが、標高七〇〇〜八〇〇メートルの高冷地であり、馬匹生産には適している。そのため、阿蘇市の西湯浦周辺が有力視され

ている(大滝一九九七)⁽⁵³⁾。いずれも阿蘇外輪山の北部・西部の原野・川谷に作られていたと想定できる。

史料24『日本三代実録』貞観六年(八六四)十一月四日丁亥条

四日丁亥。勅停_二肥後国大宅牧_一。

設置の時期は不明であるが、貞観六年に大宅牧が廃止された⁽⁵⁴⁾。宇土半島に所在した宇土郡に「大宅郷」(『和名抄』)があり、現在の宇土市網津町・網田町付近に推定されている。網津町には阿蘇ピソク石と呼ばれる馬門石の切り出し場があり、付近に近世熊本藩が置いた「宇土牧山」の遺構が残り、牧神社が祀られている。中世以降は宇土牧として、近世は熊本藩の牧として明治初まで同地で馬匹生産がおこなわれており(宇土市二〇〇三)、一旦は廃止されるが、牧地として継続的に用いられていた。

北海道では牧馬は左右馬寮ではなく大宰府に送られることになっており、馬帳のみ兵部省に提出することになっていた。さらに『延喜式』には「凡大宰府定額兵馬廿疋之中十疋、牧馬十疋、並分_二置鴻臚館_一。備_二急速_一之儲」(兵部省式73定額兵馬条)とあり、「大宰府兵馬廿疋」(兵部省式85北海道駅伝馬条)のうち一〇匹と牧馬一〇匹を鴻臚館に配置すべきことが規定されており、対外的需要に備えていることが知られる。

史料25『延喜式』兵部省式72肥後牧馬条

凡肥後国二重牧馬、若有_二超_レ群者_一進上。余充_二大宰兵馬及当国他国駅伝馬_一。

二重牧では群を越える優秀なものは京進することが述べられており、特筆すべき馬匹生産の場であった。それ以外の牧馬は先にみた大宰府の兵馬として、さらに肥後国と北海道諸国の駅伝馬とするこ

とが記されており、令制当初の官牧の目的である官馬（兵馬および
駆伝馬）の供給を担っている⁽⁵⁵⁾。先に検証したように令制当初は
軍団と駅家へ供給することが官牧の機能であり、他の地域では律令
軍制の変化、駅制の変質、勅旨牧の設定などにより、馬の供給体制
も変化していく。しかし、西海道は対外的緊張の継続から軍事体制
が維持され、駅路網も他の諸道とは異なり複線的な経路となるなど、
緊急情報伝達システムとしての役割が継続していると考えられる。
そのなかで、肥後国は官馬生産地として期待されていた。肥前国や
日向国とは異なり牛牧が設定されておらず、軍事的な意味合いの強
い馬匹生産に特化している。この点でも軍事的な拠点への供給を担
う肥後国の特質をみてとれるだろう。さらに、肥後国の官牧は「遠
の朝廷」といわれた大宰府への貢納機能を果たすだけでなく、二重
牧では諸道の牧と同様に中央への貢上も期待されていた。
そして、大宰府の兵馬供給を担う二重牧の姿から、大宰府と二重
牧を結ぶルートが存在を想定することができる。

(2) 鞠智城と車路

肥後国での馬匹生産に関わる史料や牧に関する記述は乏しいが、
馬体や馬具の出土から盛んであったと推定される。桃崎氏によれば、
熊本県北部では合志市の八反原遺跡で馬歯や馬具が出土しており、
植木町の石川山古墳群では五世紀後半～六世紀初頭の殉葬馬も出土
している。南部では塚原・上の原古墳群・長塚古墳などで殉葬馬を
伴う古墳が一〇基以上検出されている。さらに、石川遺跡や菊池市
泗水町の篠原遺跡では製塩土器片が集中的に出土しており、馬匹生
産との関係が想定されると共に、宇土半島の製塩拠点とされる大田

尾遺跡などからもたらされたのではないかとしている。また、八反
田遺跡や上の原古墳群で出土する初期馬具は百済でも類例があり、
金官加耶滅亡後に渡来してきた集団との関係が指摘されている（桃
崎二〇一四）。

近年、熊本市の上代町遺跡では古墳時代後期に人為的に埋葬され
たと思われる馬の全身骨格がみつかつており、付近の方形周溝状遺
跡では大量の馬骨も検出されている（熊本県教育委員会二〇一九）。
同遺跡は肥後国の国津とも考えられる上高橋高田遺跡の周辺に位
置していることから、古墳時代においても馬を一時的に集めるよ
うな「中継地」のような存在ではないかとの指摘もある（柴田
二〇二一）。日本列島に馬文化が流入すると、はやい時期に熊本県
域にも伝播し、生産も始まったと考えられ、古墳時代後期には生産
地兼中継地として消費地に馬を供給する地域であることがみてとれ
る。たとえば、山鹿市にある古墳時代後期の装飾古墳である弁慶ヶ
穴古墳では馬具が出土するだけでなく、石室内に船に乗る馬の絵が
描かれており、船を使った馬の輸送があったことを想起させる。

それでは、生産地と対になる消費地はどこであろうか。九州にお
いて馬具の出土数や殉葬馬の例が際立って多いのが福岡県域であ
る。大宰府への馬匹集積の前提として、筑紫に九州各地の馬を集積
する機関が設けられ、小郡南部に馬の集積地が想定されている（桃
崎二〇一四）。筑紫という消費地に対応する生産地の一つが肥後で
あろう。肥後から筑紫へと運ばれるルートとして注目されるのが「車
路」である。

「車路」とは、西海道北部を中心に、山陽道や畿内の一部にもみ
られる地名であり、その多くが古代官道に沿って検出される。木下

良氏は古代山城を結ぶ軍用道路であり、それが駅路に転化していくと想定した(木下一九七八)。鶴島俊彦氏は肥後の「車路」関連地名を精力的に採集し、肥後国最初の駅家である大水駅から鞠智城の南麓にいたる道、そこから山鹿郡・菊池郡・合志郡を経由して蚕養駅に至る道(車路本路)、さらに、鞠智城南方の台地で分岐して阿蘇を経由して豊後へ向かう道(車路支路)を復原し、これらが『延喜式』段階の駅路に先行するものとして想定した(鶴島一九七九、一九九七、二〇一一)。このルートについてはさまざまな議論があり、鞠智城の立地とも関係する⁽⁵⁶⁾。議論については紙幅の関係上省略するが、これまでの議論に追加できるとすれば、馬匹生産とその確保の重要性だろう。「車路」地名に注目すると、鞠智城南麓から東南方向に続くルートは二重牧推定地の天津町真木・矢護川を指している。逆にここをスタートとして考えると二重牧から鞠智城の南麓を経て、南関(大水駅)に至り、八女方面に出るが、さらに北上して筑紫(大宰府)の集積地へ向かうことができる。つまり、馬の運搬ルートとしても捉えることができる⁽⁵⁷⁾。

馬の運搬ルートとするのは推測に過ぎないが、その推測の参考となるのが「石道」地名である。大同三年(八〇八)に廃された「撰津国川辺郡畝野牧」⁽⁵⁸⁾は猪名川上流に「畦野」という遺称地があり、周囲を調査したところ兵庫県の石道才谷遺跡から小字名の「石道」と墨書した土器が検知された(兵庫県教育委員会二〇一八)。これについて山中章氏は「石道」とは石敷の道であり、馬を輸送するための特別な道かも知れないと推測している(山中二〇一七)。推測を重ねるならば、菊池郡の推定車路ルート沿いの大字赤星に小字「石道」地名がある。また、付近の天城遺跡からは実際に石敷き道路遺

構が検出されており(鳥津一九八〇)、畝野牧につながる道路のように馬を運ぶ道(馬だけでなく、さまざまな物資も含め)であったと思われる。木本雅康氏は大野城や基肆城につながる「車路」地名を検討するなかで、本来の車路とは「山城間を連絡する軍事道路」だったと指摘しており(木本二〇一一)、鞠智城の車路も軍事的に重要な馬を運ぶルートとして考えられるのではないだろうか。

そうするともう一方の鞠智城南麓から南西に進み、蚕養駅推定地に至るルートはどのように考えられるだろうか。後の駅路と同様に肥後の中心域に想定される託麻地域への交通路と考えられるが、想像をたくましくすれば、後代の駅路沿いを南下し、球磨駅の先で分岐して宇土半島へ向かい、後の官牧となる大宅牧や製塩遺跡である三角町の大田尾遺跡などと結ばれ、馬や製塩土器が運ばれたのではないだろうか。または、熊本市西区に所在する津と目される上高橋高田遺跡などにつながり、船による馬の輸送がなされた可能性もある。いずれも想像に過ぎないが、馬や馬に関わる生産や加工の遺跡など、もしくは中継地点を結んでいたのではないかと想定でき、馬匹生産、生業に関わる交通網がすでに形成されていたと考えられる。鞠智城は軍事物資の集積地としての機能が重視されており(西住ほか二〇一二)、そのなかに馬も入れることができるだろう。

阿蘇山系の馬匹生産、または宇土半島における馬産やその他の生業を結ぶ交通路の存在を考えると、古代肥後地域の地域空間を新たにみいだせる⁽⁵⁹⁾。その際、結節点となる菊池地域はどう考えるべきだろうか。すでに須永忍氏が肥後北部の有力氏族の墳墓について言及し、六世紀後半には玉名市の永安寺東古墳や山鹿市の弁慶ヶ穴古墳、鍋田横穴墓群などに馬の裝飾壁画が存在し、多くの有力

古墳から馬具が出土していることから、彼らが馬を重要視していたことを示唆していると述べる(須永二〇一七)⁽⁶⁰⁾。肥後地域での馬匹生産のはじまりは明らかではないが、消費地である筑紫では六世紀初頭から朝鮮半島への出兵や馬匹供与、さらには資材や糧食の運輸といった駄馬の需要も増加しており、それに対応して生産地である肥後でも馬匹生産が本格化すると考えられる。その際に菊池地域の立地を考えると馬匹生産と輸送の中継地点となることが理解できよう。だからこそ七世紀後半の対外危機に際して、この地域に軍事拠点が築かれ、車路が軍事道路として機能するのではないだろうか。鞠智城の築城は七世紀後半頃に想定され、その背景として白村江の戦い後の防衛体制の構築があげられるが、着目したいのが次の史料である。

史料26『日本書紀』天智天皇七年(六六八)七月条(抄出)

于時、近江国講武。又多置^レ牧而放^レ馬。

詳細は不明であるが、全国に牧が置かれ、馬が放たれている。本稿で縷々述べてきたように、牧は兵力や通信に欠かせない軍用馬の生産拠点である。白村江敗戦という「国際的契機」によって、直線道の建設、烽の緊急情報ネットワークの構築とあわせて、駅制も成り立っていくが(中村二〇〇六)、この防衛体制の構築には欠かせないインフラであり、それを支える輸送手段の生産が同時並行でおこなわれるのは当然の流れであろう。天智期の牧の設定は令制下の官牧に先行するものとして位置づけられ、軍備、駅制の馬を生産するものである。北部九州の軍備体制構築に際しても重要な拠点の一つとなるだろう。交通網が整備されるのにあわせて官牧が設定され、国家的な馬匹生産がはじまる。そのなかで、畿内と東国のような消

費地と生産地を結ぶ交通路が作られていくと考えられ、鞠智城はこの「馬の道」が結ぶルート上の結節点としても評価することができるとはならないだろうか。

おわりに

本稿では、古代国家にとっての馬とはどのような存在なのかということから出発し、支配に直結する馬をどのように確保するのか、官牧の分布や歴史の変遷から検討した。さらに西海道における官牧の存在を地域ごとに確認し、令制以前からの継続性や生業との関わり、または交通路との関係性を指摘した。

また、肥後国は他の諸国とは異なり、軍事的な馬匹生産に特化し、軍事拠点への供給を担っていたと考えられる。需要としては筑紫での大規模消費が想定でき、その需要に対応するため、肥後では大規模な馬匹生産がおこなわれ、輸送のための交通路が形成された。

馬匹生産を考えるうえで、生産地と消費地、そしてそれらをつなぐ中継地の関係が重要になる。馬匹生産という生業全般にかかわる産業であるだけでなく、国家の需要を満たすために設置された官牧は支配の拠点の一つであり、交通路や地域景観を考える際に、分析視角に入れるべき重要な要素である。

鞠智城の歴史的背景を考えるために、馬匹生産と交通路という観点でその歴史的空間を考察すべきであったが、本稿ではその全体を論じる前に紙幅を大幅に越えてしまった。特に馬匹生産に関わる人びと⁽⁶¹⁾、地域集団の検討まで及ばなかった。これまでの氏族研究なども踏まえて地域空間を考え、人と馬の関係について考えを及ぼしていきたい。

【参考文献】

- 青柳泰介 二〇一九 「手工業生産と馬」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣
- 青柳泰介・丸山真史 二〇一七 『国家形成期の畿内における馬の飼育と利用に関する基礎的研究』奈良県立橿原考古学研究所
- 諫早直人 二〇一二 『東北アジアにおける騎馬文化の考古学的研究』雄山閣
- 諫早直人 二〇一九 「東アジアにおける馬文化の東方展開」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣
- 諫早直人 二〇二一 「馬匹生産地の形成と交通路」佐々木慶一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 市大樹 二〇一七 『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房
- 植月学 二〇二一 「動物考古学からみた馬匹生産と馬の利用」佐々木慶一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 宇土市 二〇〇三 『新宇土市史』通史編一
- 嬉野市教育委員会 二〇〇六 『嬉野市文化財調査報告書一 千堂遺跡…第1・2区』
- えびの市教育委員会 二〇〇三 「草刈田遺跡」『えびの市埋蔵文化財調査報告書』三八
- 大阪府教育委員会 二〇一〇 『葦屋北遺跡Ⅰ—なわて水みらいセンター建設に伴う発掘調査—』
- 大阪府教育委員会 二〇二二 『葦屋北遺跡Ⅱ—なわて水みらいセンター建設に伴う発掘調査—』
- 越智勇介 二〇二一 「国家形成期における倭王権の交通と鞠智城」『鞠智城と古代社会』九
- 小野勝年 一九六九 『入唐求法巡礼行記の研究』四 鈴木学術財団
- 大滝典雄 一九九七 『一の宮町史 草原と人々の営み』阿蘇市
- 垣中健志 二〇二一 「奈良時代の馬の飼養と利用—正倉院文書を題材に

— 『正倉院文書研究』一七

- 覚張隆史・米田穰 二〇一六 「ストロンチウム同位体分析に基づく移入馬の推定」・「酸素同位体分析に基づく馬の産地推定」『藤原宮跡出土馬の研究』奈良文化財研究所研究報告一七
- 鹿児島県埋蔵文化財センター 二〇〇四 「高篠遺跡」『鹿児島県埋蔵文化財センター発掘調査報告書』七一
- 加藤謙吉 二〇二一 「古代の馬飼」佐々木慶一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 川尻秋生 一九九九 「御牧制の成立」『古代東国史の基礎的考察』塙書房、二〇〇三年所収
- 河野保博 二〇一七 「唐代厩牧令の復原からみる唐代の交通体系」『東洋文化研究』一七
- 河野保博 二〇一八 「唐代・日本古代の馬と交通制度—日唐厩牧令の比較から—」鶴間和幸・村上弘一編『馬が語る古代東アジア世界史』汲古書院
- 河野保博 二〇二〇 「古代の交通制度と馬—法規定の検討から—」『歴史評論』八三九
- 河野保博 二〇二一 a 「天聖厩牧令復原唐令の排列について—唐代厩牧令の構造解明にむけて—」『法史学研究会会報』二四
- 河野保博 二〇二一 b 「唐代の馬匹生産・管理と交通規定」佐々木慶一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 河野保博 二〇二一 c 「古代の人の移動と制度」『歴史学研究』一〇〇七
- 木下良 一九七八 「車路」考 西海道における古代官道の復原に際して『歴史地理研究と都市研究上』大明堂
- 木下良 一九七九 「肥後国」藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』Ⅳ、大明堂
- 木下良 二〇一〇 『事典日本古代の道と駅』吉川弘文館
- 木本雅康 二〇〇〇 「古代の官道」、のち「肥前国彼杵・高来両郡にお

る古代官道」に改め『古代官道の歴史地理』同成社、二〇一一年所収
 木本雅康 二〇一一「大野城・基肆城と車路について」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
 熊本県教育委員会 一九八〇『熊本県文化財調査報告四七 古保山・古閑・天城』
 熊本市教育委員会 二〇一九『上代町遺跡群…上代町遺跡群第五次調査区発掘調査報告書』二
 熊本県教育委員会 二〇二〇『赤星石道遺跡・赤星灰塚遺跡』
 坂本太郎 一九二八『上代駅制の研究』、『坂本太郎著作集』八、吉川弘文館、一九八九年に所収
 佐藤健太郎 二〇〇二「兵馬司の基礎的研究」『日本古代の牧と馬政官司』塙書房、二〇一六年所収
 佐藤健太郎 二〇一六「古代日本と唐の牧制度」『日本古代の牧と馬政官司』塙書房
 佐藤信 二〇一四「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ―』熊本県教育委員会
 塩田町教育委員会 一九九四『大黒町遺跡発掘調査報告書』
 柴田博子 二〇〇八「古代南九州の牧と馬牛」入間田宣夫・谷口一夫編『牧の考古学』高志書院
 柴田博子 二〇二一「古代の九州と馬」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
 須永忍 二〇一七「古代肥後の氏族と鞠智城 阿蘇君氏とヤマト王権」『鞠智城と古代社会』五
 瀬野精一郎 一九七三「松浦党の基盤と変質―肥前国宇野御厨―」稲垣泰彦編『荘園の世界』東京大学出版会
 高島英之 一九九六「牧と古代の土地開発」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』七
 武久義彦 一九九二「明治期の地形図にみる大隈国の駅路と蒲生駅家」

『奈良女子大学地理学研究年報』Ⅳ
 武久義彦 一九九四「明治期の地形図にみる大隈国北部の駅路と大水駅」『奈良女子大学文学部研究年報』三八
 田中禎昭 二〇二一「兵馬と官牧―公私馬占有の日唐比較―」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
 田中元浩 二〇一九「紀伊における馬文化―生産遺跡との関わりから―」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣
 鶴嶋俊彦 一九七九「古代肥後国の交通路についての考察」『地理学研究』九 駒沢大学大学院地理学学生研究室
 鶴嶋俊彦 一九九七「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七
 鶴嶋俊彦 二〇一一「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
 中込律子 二〇〇九「王朝の馬」中澤克昭編『歴史のなかの動物たち』吉川弘文館
 永山修一 一九九八「特論一 日向の官道」『宮崎県史』通史編古代二、宮崎県
 中大輔 二〇一一「北宋天聖令からみる唐の駅伝制」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
 中大輔 二〇一七「日本古代国家形成期の交通と国司―その前史と成立・展開―」『歴史学研究』九六三
 中大輔 二〇二一「駅馬と伝馬」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
 中村太一 二〇〇六「日本古代国家形成期の都鄙間交通―駅伝制の成立を中心に―」『歴史学研究』八二〇
 中野和浩 二〇一三「えびの市の官道と牧について」『えびの市歴史民俗資料館年』五
 永田英明 二〇一一「唐日伝馬制小考」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版

- 西岡虎之助 一九二九 「武士階級結成の一要因として観たる「牧」の発展」『莊園史の研究』上、岩波書店 一九五三年所収
- 橋本裕 一九八一 「律令軍団制と騎兵」『律令軍団制の研究増補版』吉川弘文館、一九九〇年所収
- 兵庫県教育委員会 二〇一八 『石道才谷・堂ノ後遺跡発掘調査報告書』
- 平野修 二〇二一 「東国の牧遺構」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 平林章仁 二〇一五 「日向の馬は額田馬」『日御子』の古代史』塙書房
- 本庄総子 二〇〇九 『令集解』における「今行事」の再検討』『史林』九二―一
- 本位田菊士 一九八五 「額田部連・額田部について」『続日本紀研究』二三八
- 村岡薫 一九八四 「律令国家の官牧兵馬政策とその意義」竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令制と古代社会』東京堂出版
- 前沢和之 二〇一九 「史料から見た古代上野国の馬と牧」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣
- 松尾雄二 二〇一三 「文献にみる長崎を中心とした古代からの牧について」『畜産の研究』六七―一二
- 右島和夫 二〇〇八 「古墳時代における畿内と東国」『由良大和古代文化研究協会研究紀要』一三
- 右島和夫 二〇一九 「古墳時代における古東山道の成立と馬」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣
- 宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景」『鞠智城と古代社会』一
- 桃崎祐輔 二〇一二 「牧の考古学―古墳時代牧と牛馬飼育集団の集落・墓―」日韓集落研究会編『日韓集落の研究―弥生・古墳時代および無文土器―三国時代―（最終報告書）』
- 桃崎祐輔 二〇一四 「九州地方の馬匹生産について」『考古学ジャーナル』六五八
- 桃崎祐輔 二〇一九 「九州島における馬文化の受容」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣
- 森公章 一九九七 「王臣家と馬」『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館 二〇一九年所収
- 安田初雄 一九五九 「古代における日本の放牧に関する歴史地理的考察」『福島大学学芸学部論集』一〇
- 山口英男 一九八六 「八・九世紀の牧について」『日本古代の地域社会と行政機構』吉川弘文館、二〇一九年所収
- 山口英男 一九九四 「文献から見た古代牧馬の飼育形態」『日本古代の地域社会と行政機構』吉川弘文館、二〇一九年所収
- 山口英男 二〇二〇 「古代の馬の生産と地域社会」『歴史評論』八三九
- 山口英男 二〇二一 「貢馬をめぐる牧の諸相」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 山崎健 二〇一九 「藤原宮造営と馬」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣
- 山崎健 二〇二一 「都城と馬」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 山中章 二〇一七 「古代畿内に設けられた牧々為奈野牧を探る」『絲海』四二
- 吉川真司 二〇〇六 「律令体制の展開と列島社会」『列島の古代史』八、岩波書店
- 吉川敏子 一九九一 「古代国家における馬の利用と牧の変遷」『史林』七四―四
- 吉川敏子 二〇二一 「近畿の馬牧」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 若狭徹 二〇二一 「馬の渡来文化―古墳時代東国の馬生産―」佐々木虔一・川尻秋生・黒済和彦編『馬と古代社会』八木書店
- 渡辺真紀子 一九九〇 「黒ボク土の生成と農耕文化―とくに放牧との関

【註】

- (1) 日本律令の条文番号・本文は『日本思想大系一律令』（岩波書店、一九七六年）によった。以下同様である。
- (2) 『唐律疏議』の条文は律令研究会編『訳註日本律令 律本文篇』上巻（東京堂出版、一九七五年）によった。
- (3) 『類聚三代格』には同様の文言として「馬牛者、軍国之資。不_レ可_二暫無_一。」（卷一七・延暦八年（七八九）九月四日太政官符「応進馬牛帳別卷事」）がみえる。
- (4) 軍防令（5、11、13、19、30、38、47、55）、公式令（3、22、42、46、48、49、51、88）であり、中央の馬政機関（兵馬司・左右馬寮）や地方における馬の管理を担当する国司（撰津、大宰府を含む）、または調習を担う軍団の規定を収める官位令（11、15、17、19）・職員令（25、63、68、70、79）が官司規定。ほかの条文は、東宮の家政機関における主馬署の規定（東宮職員令11）、諸国大祓に国造が馬を供出することの規定（神祇令19）、僧尼が乗馬している際に高位の人物にあったときの礼式（僧尼令19）と布施に牛馬を禁じる規定（僧尼令26）、左右馬寮の考課（考課令28）と兵衛の考課（考課令52）、在路で高位の人物にあった際に下馬する規定（儀制令10）と国司にあった郡司が下馬する規定（儀制令11）、駅伝馬に乗って関を出入する際の規定（関市令4）と馬牛を売る際の立券手続き（関市令16）、死刑執行に際して高位の人物には乗馬を許す規定（獄令4）と流移の人の伝馬支給規定（獄令15）、外国使節が往来する大路に同国の奴婢や伝馬子を置くことを禁止した規定（雑令29）である。厩牧令は主に馬の飼育や管理を規定する篇目であり、そのほとんどが馬に関わる規定である。そのなかで、馬に関わらないのは水駅について規定した水駅条である（厩牧令17）。但し、義解註にあるように水陸兼用のところに船と馬とが両方置かれ

た。なお、旧稿（河野二〇二〇）では直接的に馬に触れていない部分を省いたため条文数が異なるが、いずれも馬、もしくは馬匹生産にかかわる条文であるので改めた。

- (5) 天聖令の条文は天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校註『天一閣藏明鈔本天聖令校証附唐令復原研究』（中華書局、二〇〇六年）の唐令復原研究によった。
- (6) 天平六年（七三四）四月に節度使が停止されると、この牛馬移動禁止令も解かれた（『続日本紀』天平六年四月庚寅条）。
- (7) 『類聚三代格』延暦二十一年十二月太政官符所引天平十一年五月二十五日太政官符。
- (8) 前掲註（1）書。
- (9) 一方で、令文には明記されていないが諸国から中央政府への馬の貢進はなされていたと考えられる（山口一九八六）。次に述べるように軍団に送るのは調教をおこなうためであり、軍団に留めないだけで中央に進上することとは矛盾しないだろう。なお、令文に馬の進上規定がみえないことについて、佐藤氏は日本令が唐令にあった選別と分配を示す細かな焼印規定を削除し、官の所有を示す焼印のみを残した結果、唐令にあった貢上規定も失われ、日本令には公的牧からの進上に関する記述がみられないとする（佐藤健二〇一六）。
- (10) 令制の駅伝制が令制以前の地域間交通、在地社会の交通慣行を下敷きに構築されたのと同様であると考えられる。
- (11) 軍団では大量の駄馬が供給されていたという吉川氏の論（吉川敏一九九一）を受け、田中氏は火を統率する火長の存在に注目し、駄馬は村落内で有力な地位を占めた火長が飼養・調教したのではないかと述べている（田中禎二〇二二）。
- (12) 『大日本古文書』編年文書巻一、五九八頁。
- (13) 『大日本古文書』編年文書巻二、一三六頁。
- (14) 『延喜式』巻二十八・兵部省式70馬牛牧条・周防国。なお、『延喜式』

の条文番号・本文は虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』全三卷（集英社、二〇〇〇～二〇一七年）によった。

(15) 「天平十年周防国正税帳」には同じく「検駅伝馬国司老度」とあり、駅馬・伝馬はまた別に検校されていたことが知られる。

(16) 『延喜式』卷二十八・兵部省式70馬牛牧条・伊予国。なお、左右馬寮式4繫飼馬牛条にある貢上規定には毎年馬六匹・牛二頭とある。

(17) 『類聚三代格』卷一八収載の官符には甲斐・武蔵・信濃・上野から貢上される牧馬に同行する牧の職員について列記しており、「牧監・主当」だけでなく「牧長、馬医、騎士」（天長三年（八二六）二月十六日官符「定諸国貢上御馬騎士等数事」）、「御馬長并馬医・書生・占部・足工・騎士」（貞観十三年（八七二）六月十三日官符「応禁止諸国貢上御馬使雑色人等輒用公乗事」といった人びとがみえており、いずれも牧の経営に関わる集団の一員であると想定されている（山口一九九四）。

(18) 唐令にも同様の規定があり、前掲註(5)書では復原唐令42条として復原しているが、唐代の交通体系として駅馬と伝送馬を同様に規定することは難しく、当条は伝送馬のみの規定と考えられる（河野二〇一七）。

(19) 唐令にも「私馬帳」を作る規定があり（天聖令不行唐令29）、さらに私馬印や私牧の規定（天聖令不行唐令30）もある。

(20) 『続日本紀』養老五年三月乙卯条。本条には「校馬帳」とあり、民間飼育の馬が帳簿で把握されている様子がみてとれる。また、天平宝字元年（七五七）にもこの馬数制限令を守るように詔が出されている（『続日本紀』六月乙酉条）。

(21) 本稿では私馬の問題はこれ以上取りあげないが、近年、垣中健志氏が正倉院文書にみえる官司や家政機関での馬のあり方を検討し、民間での馬の所有と利用について考察している（垣中二〇二一）。

(22) 『日本書紀』履中五年九月条、継体天皇元年正月丙寅条、欽明天皇二二年是歳条など。

(23) 王権の私的な牧所有と管理については鷲森浩幸氏や吉川氏の研究を参照（鷲森二〇一三、吉川敏二〇一九）。

(24) 『延喜式』には駅伝馬の供給源として、「凡諸国駅伝馬。皆買百姓馬。馬堪騎用者置之。不得買用国司私馬。」（兵部省式87買百姓馬条）と規定しており、諸国の駅伝馬は百姓の馬を充てよとの記述から民間馬が前提とされる。しかし、御牧では四歳以上の馬を選んで調教した後、貢上することが規定されると共に、信濃を除く三箇国では貢上以外の馬を駅伝馬に充てるとしている（左右馬寮式1御牧条）。また、諸国牧のなかで、西海道の二重牧は優秀なものを貢上し、残りは当国（肥後）および他国（西海道諸国）の駅伝馬に充てると規定されており（兵部省式73肥後牧馬条）、公的牧からの配分が明記されている。御牧・諸国牧という違いはあるが、いずれも令制の官牧がもとであると想定され、官牧の機能を考えるうえで重要である。なお、駅馬の補充については主税式上に「駅馬直法」（主税寮式上109）が記されており、駅馬の公定価格が定められている。また、正税帳条には「買立駅馬」（主税寮下式1）として、駅馬の購入費の項目がある。これらによって坂本太郎氏は、駅馬は「民間購買を以て補充の原則」（坂本一九二八）としている。令規定では駅馬の立替は「駅稲」を用い（厩牧令16）、駅馬の補充の際には不足費用に「駅稲」を充てる（厩牧令20）とあり、立替や補充の際の財源を記している。牧からの配備と（私馬からの）立替・補充について改めて考えていかなければならないだろう。

(25) 便宜上、小路に置かれた五匹で計算している。実際はもっと多くの馬が必要であったであろう。

(26) 唐は「国家が生産し、国家が配分する」という体制が構築できていたが、古代日本では国家需要を満たすだけの体制になっていなかった。そのため、馬匹生産や交通制度の運用も在地首長に依存しながら構築し、馬も私馬の存在を前提に供給することになっていたが、それでも

国家基盤となる駅制の整備にあたって、恒常的に馬を供給する体制を構築しようとするのは支配拠点の形成上、必須であったと考えられる。

(27) そのために細かい選別や分配ごとに捺される焼印の制度を受容せず、ただ官の馬であることを示す「官」字印が捺されたのだと想定される。

(28) 自然地形に規制されるという点では「烽」などに近いかも知れないが、ある程度の人間集団が必要であり「ヤケ」の様相も持つ。

(29) 馬匹生産だけでなく、生産・流通や労働力など生業の拠点の一つとして「牧」を考えることが必要である（高島一九九六）。また、古墳時代でも手工業生産と馬匹生産との関係性が説かれており（青柳二〇一九）、その継続性も考えていく必要がある、『延喜式』記載の牧のなかには、その後、王臣家の牧や御厨として再び登場するものもある。さらには推定地には近世に入っの牧場となるものもあり、立地や生産集団の連続性をみいだすことができよう。

(30) 『続日本紀』靈龜二年（七一六）二月己酉条〔撰津〕、『日本後紀』延暦十八年（七九九）七月庚午条〔大和〕、同年九月丁巳条〔近江〕、『続日本後紀』承和十二年（八四五）三月癸酉条〔駿河〕、『日本三代実録』貞観二年（八六〇）十月八日条〔大隅〕、貞観六年（八六四）十一月四日条〔肥後〕、貞観七年（八六五）十二月九日条〔讃岐〕など。後述するように豊後国にも置かれていたことが知られる。また、『延喜式』には「白羽官牧馬直四千四百六十束」（主税式上5）とあり、遠江国にも官牧が置かれていた。

(31) 山口氏はこの貢上が令制当初からおこなわれていたと指摘すると共に、延喜式段階までに衰退しており、公的牧経営の行き詰まりを示すとしている（山口一九八六）。

(32) 小野牧は承平元年（九三〇）、秩父牧は承平三年（九三三）に勅旨牧となつている（『政事要略』卷二十三・年中行事・八月下・牽小野御馬、牽秩父御馬）。

(33) このほかに馬寮に配された御馬を一〇月から三月にかけて放牧する

家鳥牧（左右馬寮式49播磨国家鳥馬条）、夏瘦せした御馬を放ち肥えさせる美豆厩（左右馬寮式57美豆厩鳥条）がある。

(34) 黒ボク土は、主として母材が火山灰に由来し、リン酸吸収係数が高く、容積重が小さく、軽しような土壌である。有機物が集積して黒い色をしていることが多く、黒くてホクホクしていることから黒ボク土と呼ばれる。

(35) ブロックごとの供給拠点を築いたということができらるだろう。しかし、北陸道には官牧の設置がみられない。『延喜式』段階にはないのか、令制下でもないのかは不明である。豪雪地帯であるため、自然放牧を前提とする馬の生産には不向きであったかもしれない。

(36) 軍用馬については本稿では深く検討できなかった。後考を俟ちたい。なお、このような有事に備えた馬匹供給体制は平時においては都城造営のような大規模造作に馬を供給することを可能にしていた。

(37) 表1に載せる推定地は地名から類推するものが多いため、都濃野牧以外は模式図に示さなかった。

(38) 付近には牧内山があり、周辺に近世高鍋藩の岩山牧が設定されていた。現在も牧神社が置かれている。牧地の継続性からも参考になるだろう。

(39) 大水駅の位置については想定地に議論があるが、ここでは武久義彦氏が想定された鹿児島県菱刈町前目付近の説を採る（武久一九九四）。ここから想定駅路は北西に向かい、肥後国に入る。

(40) 想像ではないが駅戸との関わりも考えておきたい。さらに、鹿児島県曾於郡財部町南俣に位置する高篠遺跡では「牧」の墨書土器が出土している（鹿児島県埋蔵文化財センター二〇〇四）。財部町は『和名抄』に「諸県郡財部郷」との地名があり、古代では日向国に位置していたと想定される（柴田二〇〇八）。永山氏が日向国の三野城と大隅国の稲積城とを結ぶルートを想定し、日向国府と大隅国府をつなぐ駅路を想定しているが（永山一九九八）、当該遺跡はその経路上に近い。遺

跡は横市川と炭山谷川に南北を挟まれた丘陵性台地上にあり、平安時代の掘立柱建物一六棟のほかには遺構や大量の鉄滓などが出土しており、製鉄に関わる遺跡ではないかと想定され、鉄生産と馬の関わりが考えられる。

(41) 「宇野御厨」でも馬牛の生産がおこなわれており、近世にも平戸藩が平戸島に神崎と春日の二牧を経営しており、平戸での馬匹生産も継続性が認められる(松尾二〇一三)。

(42) たとえば、『古代地名大辞典』では「現在の鹿島市に所在したと考えられており、多良岳山麓に広がる丘陵地が放牧地として利用されたとは推定できるが、具体的な位置比定は困難である。」と記す。

(43) 円仁一行は鹿嶋に続いて橘浦(九月十日条)、能古島(九月十七日条)を経て鴻臚館に至っている(九月十八日条)。橘浦も宝龜年間の遣唐使第三船が到着した場所であり(『続日本紀』宝龜九年十月乙未条)、さらに『松浦宮縁起』によると藤原広嗣は拳兵失敗後、耽羅に逃れようとしたが失敗し、小値賀島、そして橘浦に到着したことを記している。橘浦の比定地も五島列島中通島や唐津、橘峠など諸説あり、決めに欠ける。『入唐求法巡礼行記』には鹿嶋到着の翌日、筑前国の判官の家人が「島長」と共に訪れたことを記している。島長なる官職名は他にみられず、不明といわざるを得ないが、なんらかの行政的組織の様相を感じさせる。『日本三代実録』には、貞観十八年(八七六)に庇羅郷と値嘉郷の郷長の力が弱まっており、外難に脅かされていることから二郷をあわせて値嘉郷とし、嶋司郡領を設置したことが記されている(三月七日条)。想像をたくましくすれば、これらに類する郷長のような存在を想定することもできよう。

(44) 『延喜式』の地名記載には規則性があると思われる、鹿嶋馬牧が鹿島市にあるとすると、藤津郡↓松浦郡という並びになる、しかし、郡名や駅名の表記は松浦郡↓杵島郡↓藤津郡であり、他と矛盾をきたすことも鹿嶋馬牧を松浦郡に比定する要素となるだろう。

(45) これらの貢納が後代には大宰府の贄人、宇野御厨として組織されていくと考えられる(瀬野一九七三)。海民集団の生産活動の一環として鹿嶋牧・庇羅牧・生属牧を(牛牧も含めて)一体として理解することもできるのではないだろうか。

(46) このような例は『日本後紀』大同三年(八〇八)七月甲申条にもみられ、土地開発にしたがって、広大な牧地は開発の対象になりやすく、これまで農耕に適さなかった土地が耕地に転用され、牧の廃止、またはより山間部へ移転するなどした。

(47) 『日本後紀』同年二月甲子条。

(48) 野神牧についても「野神」が現在の志布志市有明町に遺称されることによる推定であるが、現在推定される交通路網からは距離がある。地形としては丘陵の谷間に広い空間があり、馬匹生産に適した地形であろう。それぞれ、薩摩半島と大隅半島の馬匹供給を担ったのだろうか。

(49) 『大日本古文書』編年文書卷二、四九頁。

(50) 兵士のなかから歩射・騎射などの武芸に優れた者を選抜して置いた。

(51) 『類聚三代格』卷十八「統領選士衛卒衛士仕丁事」天長三年十一月三日官符。

(52) 前掲註(14) 書「諸国馬牛牧比定地一覽」(下巻収載)。

(53) また、「波良」地名に注目すると南小国町・小国町には「原」のつく地名が点在し、南小国町にある小国両神社は高橋大神と火宮大神という二柱の兄弟神を祀るが、両神は小国郷開拓を健磐龍命から命じられたという伝承があり、阿蘇氏による開発を窺わせる。

(54) 廃止の理由は不明である。大隅国の吉多・野神の牧は耕作地を荒らすため廃止されたが、大宅牧想定地は耕作地には適さないため、影響は低かったように思われる。しかし、周辺には条里制遺構もあり、なお検討を要する。軍制改革によって馬の需要が減った可能性もあるが、西海道軍団の減員は八一三年、廃止は八二六年であり、直接的な影響

とはいえないだろう。二重牧を中心とする阿蘇山周辺の牧の生産が優秀であるため、整理されたとも考えられる。また、九世紀後半、鞠智城の兵庫の鼓や戸が鳴るなど、不穏な状況が伝えられており、そういったなかで海岸沿いの軍事施設が整理統合されることもあったかもしれない。周辺遺跡の消長とあわせて検討する必要がある。

(55) 諸国大祓の馬についても大宰府・肥前・肥後・日向は牧馬を用いることが記されており(『延喜式』民部省式下41大祓馬条)、国内の馬匹需要を官牧でまかなうことになっていた。

(56) これまでの特別研究においても、宮川麻紀氏、越智勇介氏などがこの車路について主題的に検討しており、交通路の形成と鞠智城の立地について考察を加えている(宮川二〇一三、越智二〇二二)。さらに近年では歴史地理学の立場から木本雅康氏の(木本二〇一四)、考古学の立場から木村龍生氏の(木村二〇一八)の検討などがある。

(57) 馬匹運搬だけの用途というわけではなく、二重から阿蘇に入り、さらに豊後へ向かう道もあったと考えられる。しかし、車路という軍用道路に限定して考えたときに、その後の交通路を前提に路線を検討することには慎重にならざるを得ない。

(58) 『日本後紀』同年七月条。

(59) 木村龍生氏は菊鹿盆地での米生産や八女の須恵器流通などから交通路の変遷を検討しており、鞠智城の立地の背景を考察している(木村二〇一八)。

(60) 須永氏は阿蘇君氏の勢力拡大と結びつけて論じているが、その点はさらなる検討が必要だろう(須永二〇一七)。

(61) たとえば、大宅牧が置かれていたと考えられる大宅郷では、正倉院文書の「額田部眞嶋肥後国宇土郡大宅郷戸主額田部君得万肥後国宇土郡大宅郷口天平勝宝二年四月五日」との記載から「額田部君」の存在が認められている(『大日本古文書』巻二五、一四五頁)、日向の牧でみたように畿内で珍重された「額田馬」

の生産に従事していたのが額田氏であった。額田氏は平群氏とも関係を持ちながら、在地の有力者と関係を持ち、馬匹生産や貢納・加工に携わっていた。また、「秦氏」の記載がある鞠智城出土木簡は菊池郡における渡来系氏族の姿を示すが(佐藤信二〇一四)、馬匹生産に携わったと考えられる当地域の渡来系集団についても検討していく必要があるだろう。

【挿入図版】

図1 諫早直人「東アジアにおける馬文化の東方展開」右島和夫監修『馬の考古学』雄山閣、二〇一九年、五六頁掲載図。

図2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構ウェブサイト 日本土壌インベントリ「黒ボク土」掲載図。

表1 諸国馬牛牧一覧 『延喜式』巻28兵部省式・70馬牛牧条

No.	諸道/国名	牧名	種別	貢上規定	所在推定地	
1	駿河国	岡野馬牧	馬	牛4頭(左右馬寮式4)	静岡県沼津市岡宮・岡一色・沢田・青野	
2		蘇弥奈馬牧	馬	官牧牛直(主税式上5)	静岡県沼津市市街地~駿東郡長泉町・裾野市南部	
3	相摸国	高野馬牛牧	馬牛	馬4匹・牛8頭(左右馬寮式4) 官牧馬牛直(主税式上5)	神奈川県伊勢原市池端(馬牧) 神奈川県伊勢原市沼目(牛牧)	
4	武蔵国	檜前馬牧	馬	馬10匹(左右馬寮式4)	埼玉県児玉郡上里町勅使河原	
5		神崎牛牧	牛	勅使繫飼馬・神崎牛直(主税式上5)	埼玉県児玉郡美里町駒衣 東京都台東区浅草 東京都新宿区旧牛込 埼玉県春日部市内牧	
6	安房国	白浜馬牧	馬	なし	千葉県南房総市白浜町付近	
7		鈴師馬牧	馬	なし	千葉県南房総市珠師ヶ谷	
8	上総国	大野馬牧	馬	馬10匹(左右馬寮式4)	千葉県市原市駒込・高滝・折津・大久保	
9		負野牛牧	牛	なし	千葉県木更津市牛袋野	
10	下総国	高津馬牧	馬	馬4匹(左右馬寮式4)	千葉県八千代市高津 千葉県香取郡多古町高津原	
11		大結馬牧	馬	馬は斎宮寮の用に充てる	千葉県船橋市夏見 茨城県結城郡八千代町大間木・尾崎・芦ヶ谷~常総市崎房	
12		木嶋馬牧	馬	なし	未詳	
13		長洲馬牧	馬	なし	茨城県坂東市長須~猿島郡境町若林・百戸・伏木・一ノ谷	
14		浮嶋牛牧	牛	なし	東京都墨田区「牛島」 千葉県千葉市花見川区幕張	
15	常陸国	信太馬牧	馬	馬10匹(左右馬寮式4)	千葉県稲敷郡美浦村 千葉県稲敷市小野	
16	東山道	下野国	朱門馬牧	馬	馬4匹(左右馬寮式4)	栃木県栃木市藤岡町赤麻 栃木県佐野市赤見町
17	山陰道	伯耆国	古布馬牧	馬	なし	鳥取県東伯郡琴浦町別宮
18	山陽道	備前国	長嶋馬牛牧	馬牛	なし	岡山県瀬戸市邑久町虫明長島
19		周防国	籠合馬牧	馬	馬4匹(左右馬寮式4)	山口県熊毛郡上関町長島字浦井
20			垣嶋牛牧	牛	なし	山口県光市牛島
21		長門国	宇養馬牧	馬	なし	山口県長門市真木
22			角嶋牛牧	牛	牛2頭(左右馬寮式4)	山口県下関市豊浦町宇賀~豊北町北宇賀・豊北町角島
23	伊予国	忽那嶋馬牛牧	馬牛	馬6匹・牛2頭(左右馬寮式4)	愛媛県松山市中島	
24	南海道	土佐国	沼山村馬牧	馬	なし	高知県須崎市(旧浦ノ内村) 高知県幡多郡三原 高知県土佐清水市鍵掛・大岐村 高知県南国市北部 高知県香美市土佐山田町
25	筑前国	能臣嶋牛牧	牛	なし	福岡県福岡市西区能古	
26	肥前国	鹿嶋馬牧	馬	なし	佐賀県鹿島市 ※1(本稿では松浦郡「鹿嶋」に比定)	
27		庇羅馬牧	馬	なし	長崎県平戸市平戸島	
28		生属馬牧	馬	なし	長崎県平戸市生月町生月	
29		柏嶋牛牧	牛	なし	佐賀県唐津市神集島	
30		榎野牧	牛力	なし	長崎県南松浦郡新上五島島 長崎県島原半島先端部	
31		早崎牛牧	牛	なし	長崎県南島原市南有馬町~口之津町乙早崎名 長崎県島原半島先端部	
32	肥後国	二重馬牧	馬	なし	熊本県阿蘇市車埴二重峠付近 熊本県菊池郡大津町真木	
33		波良馬牧	馬	なし	熊本県阿蘇市端辺原野 熊本県阿蘇郡小国町・南小国町	
34	日向国	野波野馬牧	馬	なし	宮崎県小林市野尻町 ※2 鹿児島県志布志市有明町野神 ※2	
35		堤野馬牧	馬	なし	宮崎県小林市堤 ※2 宮崎県宮崎市堤内 ※2 宮崎県児湯郡都農町川北鼓 ※2	
36		都濃野馬牧	馬	なし	宮崎県児湯郡都農町川北牧内山	
37		野波野牛牧	牛	なし	宮崎県小林市野尻町 ※2 鹿児島県志布志市有明町野神 ※2	
38		長野牛牧	牛	なし	宮崎県西都市三納永野 ※2 宮崎県児湯郡都農町川北長野 ※2 宮崎県児湯郡高鍋町上江牛牧 ※2	
39		三野原牛牧	牛	なし	未詳 ※2	

牧の推定地は尾虎俊哉編『訳注日本史料 延喜式』下(集英社、2017年)による。

※1 鹿嶋馬牧は松浦郡にあったと考えられるので、地図ではこの推定地を探らず「松浦郡」に置く。

「鹿嶋」の具体的な位置は未詳だが、地図では便宜的に北松浦半島と東松浦半島との間に置く。

※2は推定地不詳のため、地図に再現しなかった。

表2 御牧一覧（『延喜式』48左右馬寮式・1御牧条、3年貢御馬条）

No.	国名	牧	所在推定地	推定郡	年貢数		
1	甲斐国	柏前牧	山梨県北杜市高根町念場原	巨麻	30匹		
			山梨県甲州市勝沼地柏尾	山梨			
			長野県諏訪郡富士見町柏平	巨麻			
2		真衣野牧	山梨県北杜市武川町牧原	巨麻	30匹		
3		穂坂牧	山梨県韮崎市穂坂町	巨麻			
4	武蔵国	石川牧	神奈川県横浜市	都筑	30匹		
5				東京都八王子市		多麻	
6				東京都あきる野市		多麻	
7		立野牧	神奈川県横浜市	都筑	20匹		
			東京都府中市・立川市	多麻			
			埼玉県さいたま市	足立			
8	信濃国	山鹿牧	長野県茅野市豊平南大塩・湖東	諏方	60匹		
9		塩原牧	長野県茅野市米沢	諏方			
			長野県小県郡青木村・上田市	小県			
10		岡屋牧	長野県岡谷市	諏方			
11		平井手牧	長野県上伊那郡辰野町平出	伊那			
12		笠原牧	長野県伊那市蓑笠原	伊那			
			長野県中野市笠原	高井			
13		高位牧	長野県高山村駒場・牧・高井	高井			
14		宮処牧	長野県辰野町伊那富宮所	伊那			
15		埴原牧	長野県松本市中山埴原	筑摩			
16		大野牧	長野県松本市波田・安曇・東筑摩郡山形村	筑摩			
17		大室牧	長野県長野市松代町大室	高井			
18		猪鹿牧	長野県安曇野市穂高高原・穂高牧	安曇			
19		萩倉牧	未詳	—			
20		新治牧	長野県東御市新張	小県			
21		長倉牧	長野県北佐久郡軽井沢町長倉・発地	佐久			
22		塩野牧	長野県北佐久郡御代田町塩野・馬瀬口	佐久			
23		望月牧	長野県佐久市望月・東御市御牧原口	佐久		20匹	
24		上野国	利刈牧	群馬県渋川市白井・北牧・南牧		群馬	50匹
25			有馬島牧	群馬県渋川市渋川市有馬～前橋市荒牧町		群馬	
26			沼尾牧	群馬県吾妻郡長野原町		吾妻	
	群馬県吾妻郡東吾妻町・前橋市			吾妻			
	群馬県高崎市箕郷町			群馬			
27	拝志牧		群馬県渋川市赤城町・北橋町	勢多			
			群馬県吾妻郡長野原町	吾妻			
28	久野牧		群馬県利根郡みなかみ町月夜野	利根			
			群馬県沼田市	利根			
29	市代牧		群馬県吾妻郡中之条町市城	吾妻			
30	大藍牧		群馬県沼田市白沢町	利根			
			群馬県利根郡みなかみ町上牧・下牧	利根			
31	塩川牧	群馬県甘楽郡下仁田町～南牧村	甘楽				
32	新屋牧	群馬県甘楽郡甘楽町	甘楽				

表3 近都牧一覧 附 寮牧・美豆腐

（『延喜式』巻48左右馬寮式・50諸国貢馬牛条、49播磨国家島馬条、57美豆腐島条）

No.	国名	牧名	所在推定地	推定郡	所属馬寮
1	摂津国	鳥飼牧	大阪府摂津市鳥飼付近	島下郡	右馬寮
2		豊島牧	大阪府箕面市付近	豊島郡	右馬寮
3		為奈野牧	大阪府伊丹市付近	川辺郡	右馬寮
4	近江国	甲賀牧	滋賀県甲賀市信楽町	甲賀郡	左馬寮
			滋賀県甲賀市水口町		
5	丹波国	胡麻牧	京都府南丹市日吉町	船井郡	左馬寮
6	播磨国	垂水牧	兵庫県小野市付近	賀茂郡	左馬寮
			兵庫県神戸市垂水区付近		

No.	国名	牧名	所在推定地	郡名	規定
7	播磨国	家嶋	兵庫県姫路市家嶋町	揖保郡	御馬を放つ

No.	国名	牧名	所在推定地	郡名	規定
8	山城国	美豆腐	京都府京都市伏見区淀美豆、久御山町付近	綴喜郡	夏に瘦せた御馬を放つ 同じく諸祭料馬を放つ

牧の推定地は虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』下（集英社、2017年）による。

駅路および官牧分布模式図(『延喜式』段階)

- 国府推定地
- 『延喜式』段階の推定駅路
- ⋯⋯ 『延喜式』以前の推定駅路
- ⋯⋯ 渡海行路
- 諸国牧(馬牧)
- 諸国牧(牛牧)
- 諸国牧(馬牛牧)
- 御牧(勅使牧)
- 近都牧など

・番号は表1・表2・表3と対応する
 ・推定地が複数あるものは代表的なものを選んだ
 ・下記は推定が難しいため記載していない

12 24 35 37 38 39 19

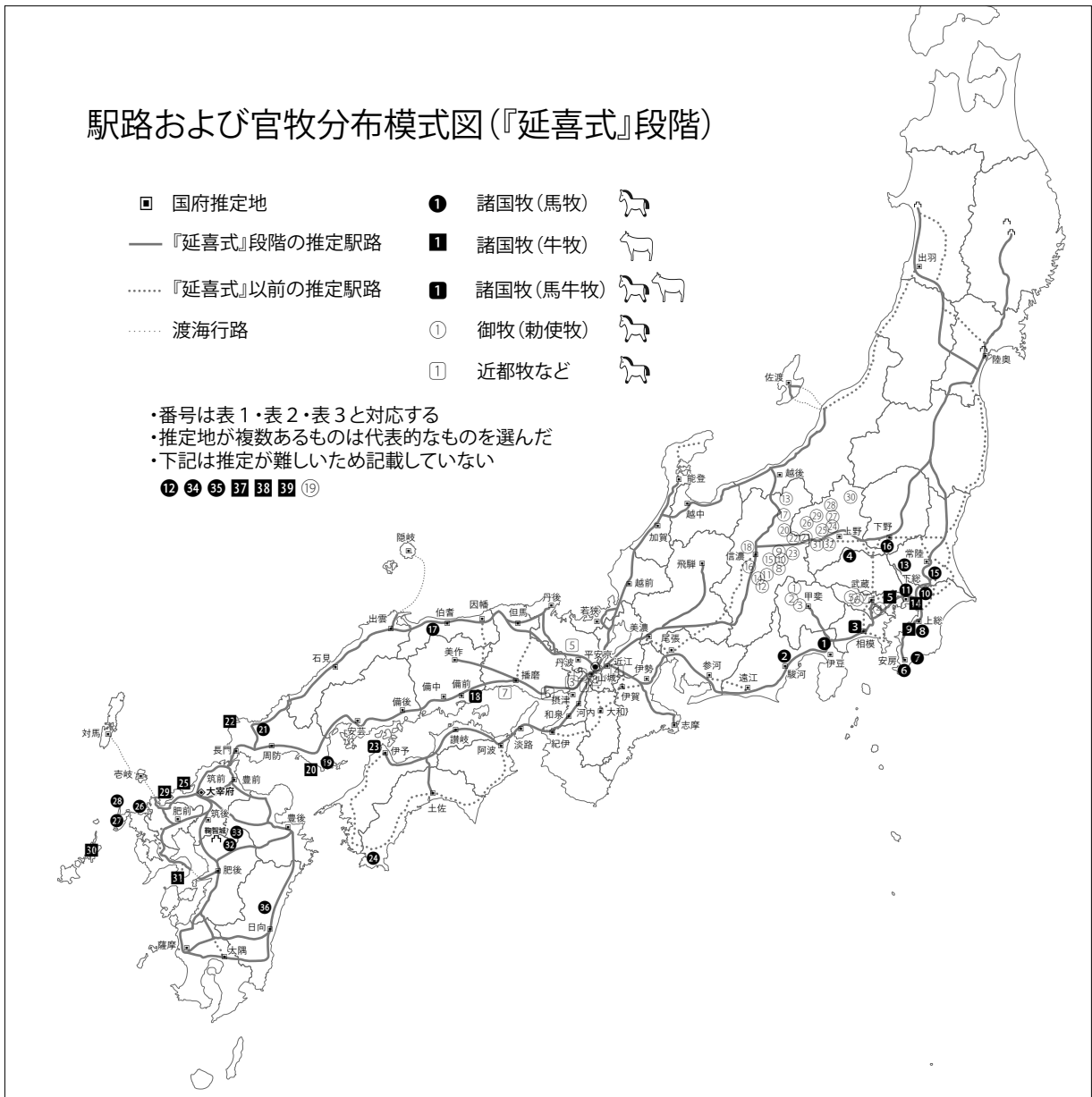


図3
 駅路および官牧分布
 模式図

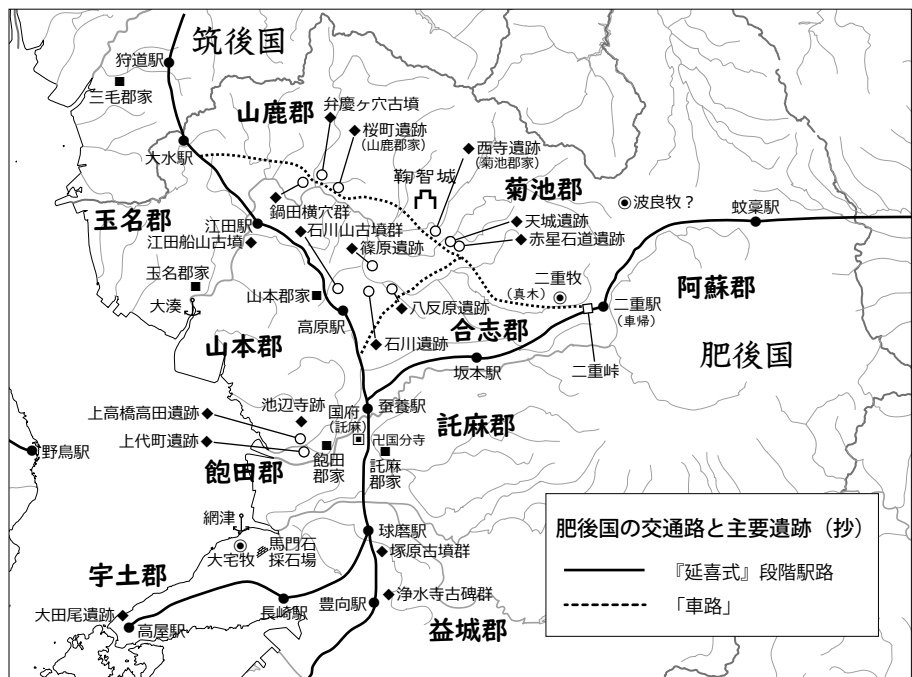


図4
 肥後国の交通路と
 主要遺跡(抄)

韓国の古代山城の集水施設からみた鞠智城の研究課題

全 赫基

本研究では鞠智城の貯水池と韓国の古代山城の集水遺構を立地、構造、機能的側面に分けて比較、分析した。その結果に基づき、鞠智城の貯水池に対する性格を提示した。

鞠智城貯水池は山城の築城背景や韓日における研究成果を考慮すると、発掘調査の事例が多い韓国古代山城の集水遺構との比較・分析が必要だと判断します。このため、韓国と日本の古代山城の集水遺構の事例を検討し、鞠智城の貯水池の性格についてアクセスできる根拠を探ろうとする。対象となった遺跡は、河南二聖山城、陰城望夷山城、安城竹州山城、曾坪杻城山城、大田鷄足山城、公州公山城、井邑古沙夫里城、昌寧火旺山城、熊本鞠智城などである。

分析結果、鞠智城貯水池は立地的な側面で高句麗あるいは百濟漢城期から泗泚期にかけての溪谷部排水システムを維持していることが分かる。構造（入水口〔取水口〕、導水路〔水路状遺構〕、排水施設、貯木場跡、木槨遺構〔木組遺構〕、堤堰・堤體〔堤防状遺構〕、木柵列〔柵状の柱列〕）は、有機的な複合体の性格を示す。これは、韓国古代山城の集水遺構が山城の規模、戦争様相などに応じて石築化され、規模と築造方式が定型化されているのとは異なる。

鞠智城貯水池は、百濟漢城期～泗泚期の領土内で築造された山城内集水遺構と立地、構造的な面において技術的な系統を見せる。百濟漢城期の曾坪杻城山城の城内溪谷部道水路、城の外郭とつながる排水施設、木郭井などがそうである。その後、百濟熊津～泗泚期公州公山城の水路施設、泗泚期扶餘扶蘇山城の土築城壁下部の石築暗渠施設と城外部の敷石施設が鞠智城貯水池の内部施設と形態的な類似性を示すといえる。このような溪谷部集水遺構と排水施設築造方式の技術的系統は百濟系到来人によって鞠智城貯水池に繋がったと判断される。また、鞠智城出土の申し出に関する遺物は韓国の古代山城の集水遺構の遺物と類似していることが確認できた。

つまり、鞠智城貯水池は、韓国古代山城の集水遺構と立地＋構造＋機能的な面で親燃性が高いことが確認された。そして、築造技術的には百濟、立地と構造的には百濟・高句麗と類似しているといえる。

韓国の古代山城の集水施設からみた鞠智城の研究課題

全 赫基

はじめに

鞠智城は熊本県北部である山鹿市菊鹿町米原・木野の菊池市木野に位置する日本の朝鮮式山城である。この山城は『続日本紀』文武天皇2年(698年)5月25日條「令大幸府 繕治大野基肆鞠智三城」の記事から「鞠智」と批正されており、『日本書記』天智天皇2年(633)の8月28日條に見られる「白村江戦鬪」の敗戦の以降、新羅と唐の侵攻に備えるために大野城、基肆城などと共に西日本地域に築城された古代山城の一つである。

鞠智城は1967年から現在まで合わせて35次の発掘調査が実施されてきた。その結果、版築で築造された土塁の痕跡をはじめとして、3基の城門跡、72基の建物跡、貯水池⁽¹⁾などが確認された。その中で八角形建物地と貯水池は、その祭儀的な性格と共に古代韓日交流の断面を示す事例と言えよう。

鞠智城の貯水池は、韓国古代山城の集水遺構のように人間生活の必須要素である水を貯蔵するための施設として、防禦や籠城などの守城に必ず必要な城内施設の一つである。また、戦時ではない平時には祭儀的空間としての象徴性を持つ。このような集水遺構の多様な機能は、山城が使われていた時間と空間と関わっている物質文化と、その変化の様子を物語っていると見える。

鞠智城の貯水池は人工堤防、取水口、排水施設、水路、木造遺構

などから構成され、貯水池の内部からは蓮華文軒丸瓦をはじめとする瓦類、『秦人忍□五斗』文字を持つ木簡、銅造薩立像など様々な遺物が出土した。これらの遺物は古代韓国との親縁性を持つ事例と判断される。一方、鞠智城の貯水池の場合、日本国内では古代山城の調査事例が少ないため、その築造様相と方式を比較することが難しい。

それで本研究では、鞠智城の貯水池を韓国の古代山城の集水遺構と比較・分析する。また、その結果に基づいて、鞠智城の貯水池に関する技術的な変化様相と性格を提示する。韓国と日本の古代山城を研究することによってその時・空間的位置と歴史の意味を共有するとともに、考古学的成果及び調査方式を交流するきっかけになると考えられる。

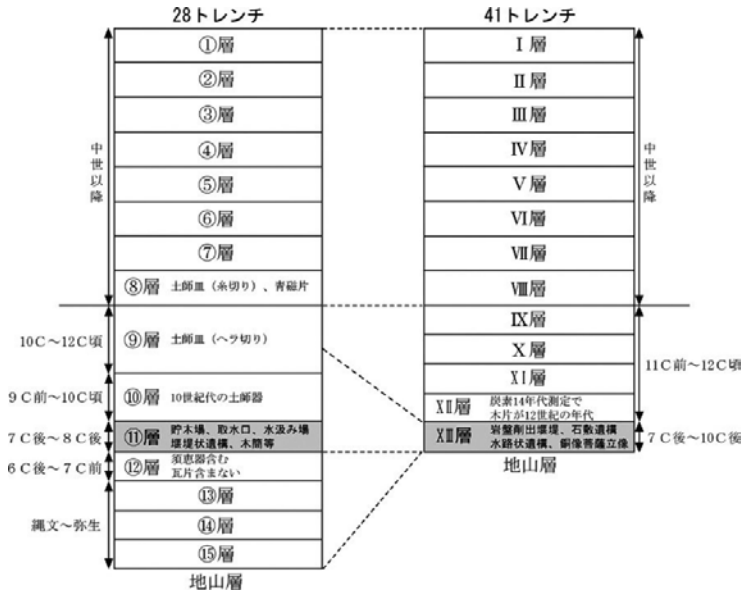
I. 研究の動向と争点

鞠智城の研究は、年次別の発掘調査の成果がまとめられてから始まった。その後、鞠智城で確認された遺跡や遺物の様々な分析が試みられた。最近では、研究の範囲が鞠智城の変化過程をたどることまで拡大し、日本の古代社会の情勢に対する議論、そして韓日の古代山城を比較・分析するに至ることになった。本章では、韓国と日本

の古代山城集水遺構の研究成果を検討し、鞠智城貯水池の研究方向を提示する。

まず、日本で行われた鞠智城貯水池の研究成果を述べると次のようである。鞠智城貯水池は、1996年の第18次調査で長者原地区の北側に位置する谷部で水成粘土層が確認され、その存在が明らかになった。発掘調査は、1997年の第19次から2009年の第29次まで、10回にわたって行われた。以降、発掘資料の成果をまとめる論稿が続いて発表された。

そのなかで、西住欣一郎は鞠智城の貯水池が土層の堆積様相から貯水池の変遷が進んだことを把握し、百済と畿内の技術者によつて築造された



第1図 28番トレンチと41番トレンチの土層の様相
(熊本県教育委員会、2012、『鞠智城Ⅱ』 転載)

て築造された可能性を提示した。そして、貯水池は7世紀の第3四半期に造営され、8世紀の第4四半期まで使用されていた状況を把握した。(西住欣一郎 2014)

韓国では、古代山城の集水遺構に対す

る発掘調査の事例が増加することによって、複合的で深層的な分析が活発に行われている。集水遺構に対する研究は、編年と型式分類、築造工程を復元する成果を出しており、三国集水遺構の変遷様相とその影響関係まで究明するようになった。(全赫基 2017)

また、日本の事例と比較分析し、水辺祭祀や儀礼性を示す研究が白種伍によって行われた。この研究によると、韓国と日本の集水遺構から出土した古代瓦当は、祭儀的な行為のために毀棄されたものと見られ、「山城Ⅱ戦争」・「瓦当Ⅱ建築部材」という既存の認識から脱皮するきっかけとなった。このような研究の論旨は、当時韓半島の古代人と日本列島の渡來人の正体性を究明できる良い事例と考えられる。(白種伍 2015)

また、イ・ジャンウンは、鞠智城の貯水池から出土した銅造菩薩立像が百済系の仏像に似ており、秦人が墨書された木簡と男性器の形をした木製品と共に出土したことに注目して、貯水池遺跡が山城の祭祀と関連していた可能性を示した。(イ・ジャンウン 2019)

趙源昌は、瓦の属性を分析を再検討した結果、鞠智城の貯水池から出土した八葉単弁蓮華文軒丸瓦がこれまでは百済系瓦当と認識されてきたことに対して、百済や高句麗にはない、慶州や忠州地域で検出した新羅の瓦当に似ているという点を根拠として新羅系瓦当だという意見を提示した。つまり、7世紀末頃には製瓦術を持った新羅系移民が鞠智城の経営に参加していた可能性がうかがえる。(趙源昌 2006)

以上のように、鞠智城の貯水池に対する韓日の研究は、発掘調査の成果をもとに遺構や遺物に対して進められてきた。日本側の研究は貯水池の造営と運営の観点に集中し、韓国側の研究は出土した重

要遺物を中心に韓国の事例との比較を通じて貯水池の機能や性格にまでアプローチした。

鞠智城の貯水池は、山城の築城背景や韓日間の研究成果を考慮すると、発掘調査事例の多い韓国古代山城の集水遺構と比較・分析するのが好ましい。このような研究で、韓国の集水遺構に対する時代別形式区分と築造工程、三国間の変遷様相と影響関係の中で鞠智城の貯水池の性格を見直すことができると考えられる。

次のⅢ章では、韓国と日本の古代山城の集水遺構事例を検討し、鞠智城の貯水池の性格に対して接近できる根拠を求めたい。

Ⅱ. 遺跡事例の検討

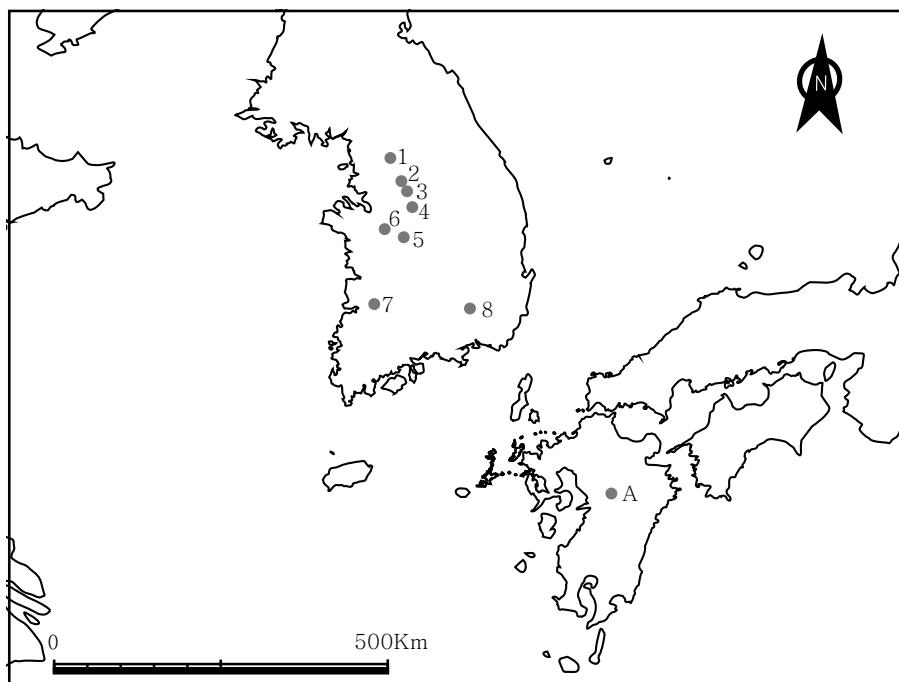
本章では鞠智城貯水池と類似した構造を持つ韓国古代山城の集水遺構を選定した。対象となった遺跡は、河南二聖山城、陰城望夷山城、安城竹州山城、曾坪柵城山城、大田鶏足山城、公州公山城、井邑古沙夫里城、昌寧火旺山城、熊本鞠智城などである。

1. 韓国

1) 河南二聖山城

河南二聖山城は、河南省春宮洞山36番地一帯に位置する。1986年から2018年まで13回にわたる発掘調査が行われ、城門、門地、城壁、建物地、貯水池など、様々な城内施設物が確認された。このなかで、集水遺構に関連する施設は、A地区貯水池とC地区貯水池が当該する。(漢陽大・京畿道 1991, 漢陽大・京畿道 1992, 漢陽大・京畿道 1999, 漢陽大・京畿道 2002)

A地区貯水池は、城の南側の溪谷部に位置し、2回にかけて築造



1. 河南の二聖山城 2. 陰城の望夷山城 3. 安城の竹州山城 4. 曾坪の柵城山城 5. 大田の鶏足山城
6. 公州の公山城 7. 井邑の古沙夫里城 8. 昌寧の火旺山城 A. 熊本 鞠智城

第2図 対象遺跡の分布図

された。一次貯水池の平面形状は楕円形で、大きさは54×30mである。一次貯水池の北端は二次貯水池の北西側の池岸石築まで、南は城壁まで接している。西は谷部の小川までと判断される。内部からは木簡、漆器、土器類が多量に収拾された。

二次貯水池は、一次貯水池の廃棄後、一次貯水池の内部を掘削して築造された。平面形状は長方形で、規模は18×27mである。内部からは、動物の骨、木製の彫刻品、木簡、草鞋などと、土器や瓦が出土した。

C地区の貯水池は山城の中間溪谷部に位置している。平面の形は長方形で、規模は21×15mである。内部では、墨書銘蓋、木製品などが出土した。

2) 陰城望夷山城

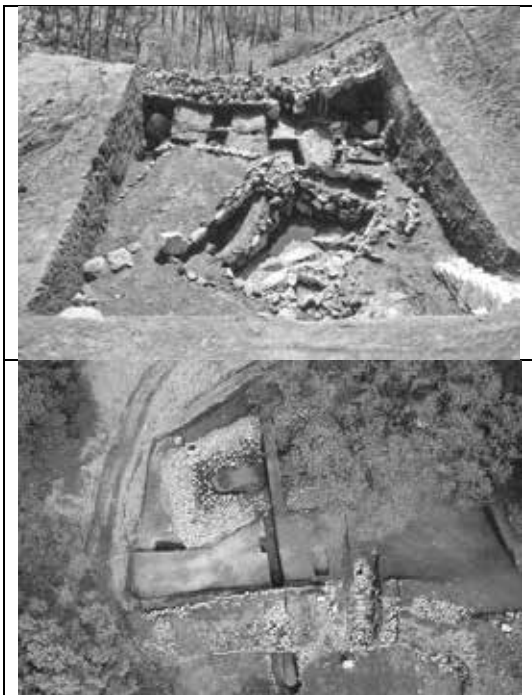
陰城望夷山城は、忠清北道陰城郡三成面良德里・大也里、京畿



第3図 河南 二聖山城の貯水池

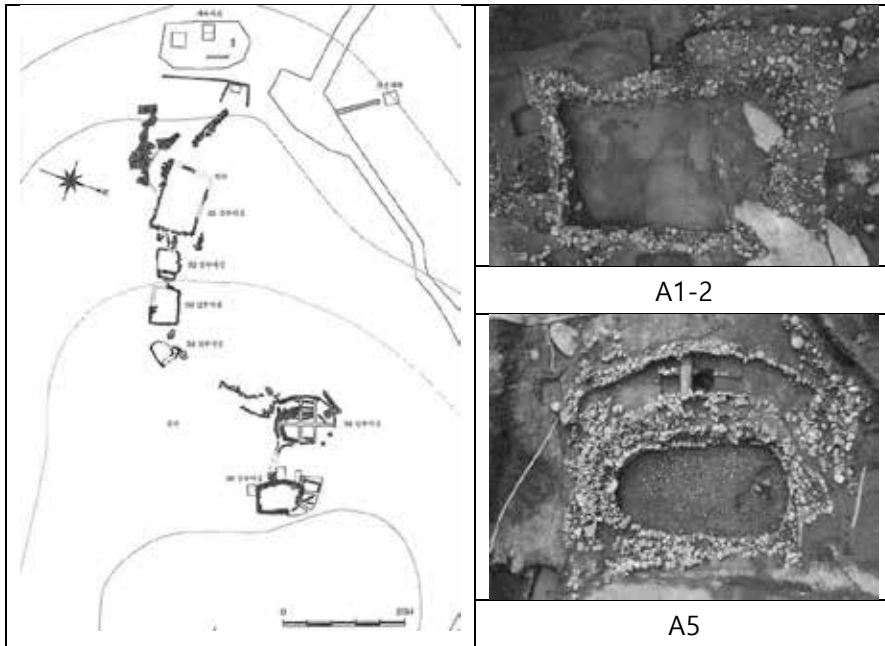
道安城市一竹面金山里、利川市栗面山陽里一帯の望夷山に位置する。1994年から2014年まで6回にわたる発掘調査が行われ、城壁、門地、建物地、集水施設、水口施設、排水施設など、多様な城内施設物が確認された。このうち集水に関連する施設は、集水施設、排水施設などが当該する。(中原文化財研究院 2009、忠清北道文化財研究院 2016)

集水施設は3基が確認された。2007年度に確認された集水施設は、内城外郭の西側の谷部に位置し、2回にわたって築造された。一次集水施設から二次集水施設に拡大されたと判断される。一次集水施設の平面形態は長方形で、その規模は3.3m×5m×1.3mである。二次集水施設の平面形態は長方形で、その規模は5.6m×7.3m×0.3mである。内部で確認された遺物はない。2014年度に確認された集水施設は、西壁内側の平坦地に位置する。平面形状は長方形で、その規模は16m×9m×3mである。内



第4図 陰城望夷山城の集水施設

部では、印花文土器片、四面扁瓶片、小壺片、瓦片などが出土された。排水施設は、2007年度に確認された集水施設に関連する排水路と推定される。排水施設は石材を積み重ねて側壁を造成し、蓋石を載せた施設物である。平面形状は「ㄣ」字型で、集水施設の下部から内壁側に4.4m程度続き、内壁に沿って90°に曲がった後、2.8mさらに続く。



第5図 安城 竹州山城の集水施設

第1表 竹州山城の新羅時代集水施設現況

遺構名		残存規模(m)			平面形態	出土遺物	備考
		東西	南北	高さ			
A1	1次	13.2	8.7	0.88	台形	蓋, 鉢形土器, 蓮花文軒丸瓦	-
	2次	11.4	7.5	1	長方形	高杯, 印花文土器	-
A2	1次	4	4	0.46	方形	印花文 蓋, 高杯, 木製罍, 土製首飾り	2段で壁を造成
	2次	5	3	0.46	長方形	-	-
A3		7.4	5.6	0.5	長方形	蓋, 高杯, 台形壺, 口縁部	壁の角を曲線に処理
A4	1次	1.1	0.4	0.5	-	臺附碗, 碗, 壺形土器, 木製品	床に小さい割石を敷いた
	2次	5	2.1	0.6	三角形	高杯, 碗, 壺形土器	
A5		4.3	8.3	0.8	長楕円形	高杯, 蓋, 臺附碗, 長頸壺, 印花文土器, 木製品	床に小さい割石を敷いた
A6	1次	-	-	1.2	-	高杯, 碗, 壺形土器	
	2次	5	8	1	長方形	高杯, 蓋, 臺附碗, 長頸壺, 印花文土器, 木製品	床に小さい割石を敷いた

3) 安城竹州山城
 安城竹州山城は、京畿道安城市梅山面山106番地一帯に位置する。2001年から2018年まで13回にわたる発掘調査が行われ、城壁、雉、門地、集水施設など様々な城内施設が確認された。(韓白文化財研究院 2012)
 集水施設は東門地内部の開活地で6基の新羅時代の集水施設が確

認められ、溪谷部の上端から下端方向に「S」字型をなして階段式に配置されている。集水施設は上部の集水施設から水が溢れると下部の集水施設に流れ込む構造である。第一表に集水施設の現状を要約した。

4) 曾坪 柵城山城

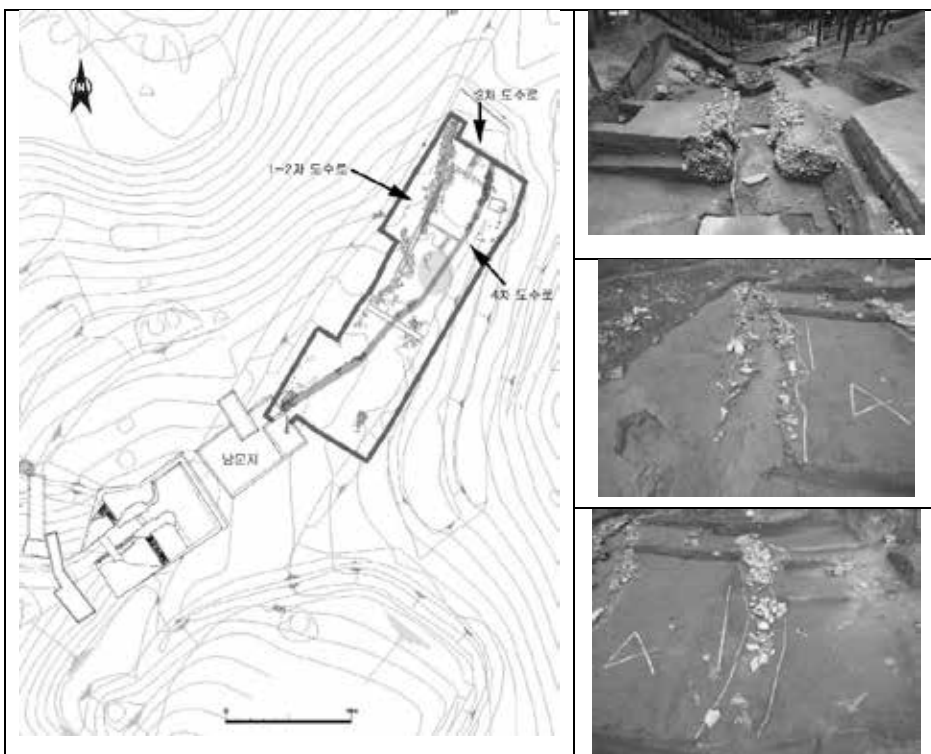
曾坪柵城山城は、曾坪郡道安面老岩里山74番地一帯に位置する土城であり、2009年から2019年まで、8回にわたる発掘調査が行われ、南城と北城の構造、門地3ヶ所、城壁の築造方式、住居地、井戸、排水、道水施設など、様々な遺構が確認された。このうち、集水遺構に関連する施設は井戸、導水施設、排水施設が該当する。(中原文化財研究院 2013, 忠清北道文化財研究院 2019, 未来文化財研究院 2020)

井戸は石築井戸と木造井戸が確認された。石築井戸は南城北向き谷部の最下部に位置する。平面形状は円形であり、断面形状は直線状である。壁面は不定形の石材を4〜5段ほど水平に積み上げた。深さは約80cm程度で、内部の幅は約100cmである。木造井戸は、南城内城の北に形成された溪谷に位置している。平面形状は方形であり、断面形状は直線状である。壁面は木材を用いて結合した。規模は86cm×78cm×80cmである。

導水施設は、南城の外城内の平坦地、南城の東向溪谷部で確認された。南城の外城内の平坦地で確認された導水施設は延べ4回にわたって改修が行われた。上面が開放された石築施設(1〜2次)の形態から、暗渠の形態(3〜4次)に変化したものと把握される。南城の東向溪谷部で確認された導水施設は、城の内側の溪谷の斜面

部に沿って「Y」字に結合する形で確認された。そして溪谷部の中央には左右対称を成して城内から城外に向けて喇叭状に狭くなっている。この施設は溪谷部の雨水を「Y」字型の余水路施設を通じて城外に排出していたものと見られる。

排水施設は、南城外城の南水門地、南城北向溪谷部、南城東向溪谷部で確認された。南城外城の南水門地排水施設は、南水門地外側



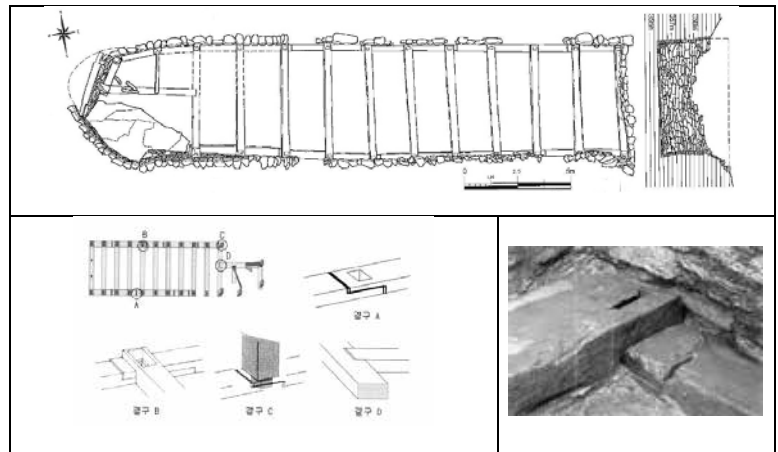
第6図 曾坪柵城山城の南城外城の南水門地と道水施設

の東西側の城壁の外側に沿って造成された。上面を覆う施設は確認されておらず、南水門地の東西側に幅3.7～4.1m程度の間隔を維持しながら、東側に3.4m、西側に8.1m程度南側に続く。南城の北向き溪谷部の排水施設は崩壊した石材の最大幅が約4mであり、南北の長さは約15m程度である。南城の東向溪谷部の排水施設は、城壁の外側で、暗渠の形態の2次と3次排水施設が上下に重なって確認された。そして上層部の石材を除去した後、その下側から開放型の石築排水施設が確認された。

5) 大田鶏足山城

大田鶏足山城は大田広域市東区孝坪洞529-1番地一帯に位置する。1993年から2018年まで3回にわたる発掘調査が行われ、三国時代の城壁及び貯水池、統一新羅時代以降の建物地、朝鮮時代の烽燧施設などが確認された。このうち集水に関連する施設は貯水池が当該する。(忠南大學校百濟研究所 2005)

貯水池は山城の北東側の斜面部下段の平坦面に位置し、3回にわたって築造された。一次貯水池の北壁は曲線、北壁を除いた三壁面は直線で築造され、まるでトンネルの形態をしている。規模は24.8m×5.2m×3.7mである。貯水池の底は、合計30個の木材を「目」の字型に結構して築造した。1-2次貯水池の平面形状は長方形で、1-1次貯水池より北壁と南壁が南に縮小された形態で、断面形状は階段型である。規模は16.1m×5.2m×5.3mである。一次貯水池の内部からは百済及び新羅土器片が多量出土され、築造時期は6世紀半ば～8世紀後半に比定される。(李宰旭、土田純子 2007)



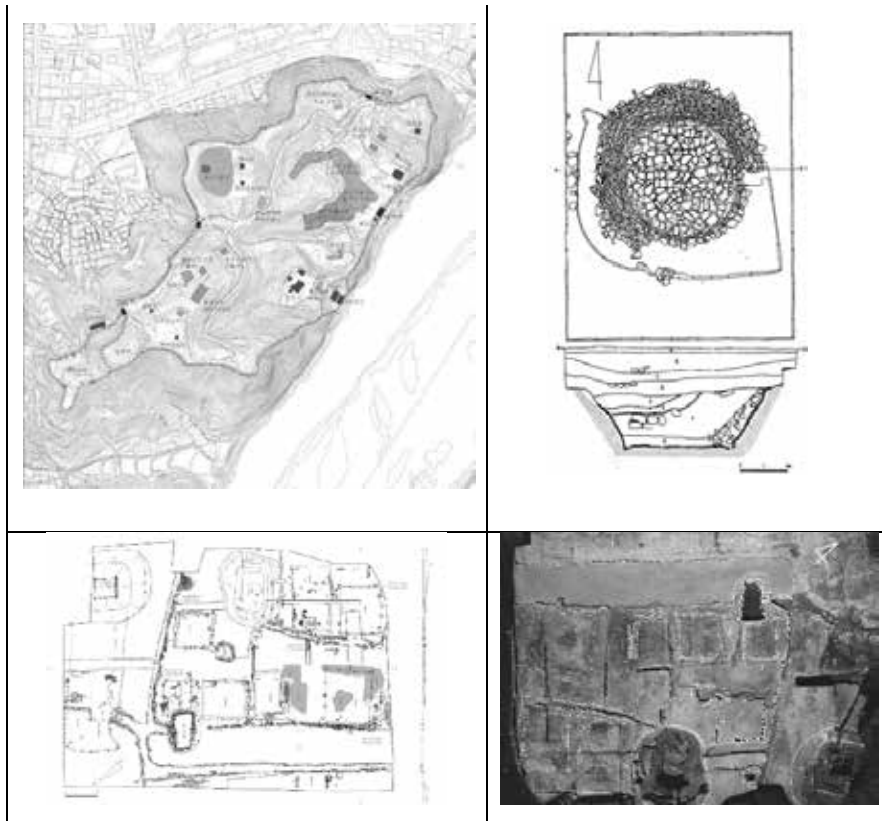
第7図 大田鶏足山城の貯水池

二次貯水池の平面形状は長方形であり、断面形状は台形の形をしている。その規模は16.1m×5.1m×4.8mである。内部からは土器や瓦片が多量出土され、築造時期は7世紀半ばと比定される。(土田純子 2007)

6) 公州公山城

公州公山城は、公州市金城洞・山城洞にまたがる公山に築造された百濟時代の王宮城である。1980年から2017年まで百濟時代の推定王宮地と周辺に関連施設を34回にわたって調査し、百濟雄鎮時代の王城の面貌を確認している。このうち集水に関連する施設は、推定王宮地池、貯水施設、木櫛庫、排水路などが該当する(公州大學校博物館 1987、公州大學校博物館 1999、公州大學校博物館 2018)。

推定王宮地の池は城内の頂上に位置し、1985年と1986年の2回にわたって調査された。平面形状は円形であり、規模は上面直径7.3m×底径4.78m×深さ3m程度である。内部からは、波状文軒丸瓦、口縁部が脱落した方形土器、三足器などが出土した。



第8図 公州公山城と集水遺構

貯水施設は城内東側の谷部に位置する。平面形状は、抹角細長方形であり、規模は11×8・7×3・3mである。内部からは各種土器類や瓦、鉄製の矢じり、鉄器類、中国製の磁器、木器、漆塗りの革製鎧と馬鎧、鉄製鎧りなど様々な遺物が出土した。

木槨庫は城内東側の谷部に位置している。平面形状は方形で、規模は3・2×3・6×2・6mである。内部からは桃種、石製錘、漆器、木槌などが出土した。

排水路は貯水施設を中心に一種の排水システムを形成する姿を見させている。貯水施設の東西側には南北方向の排水路が施設されて敷地を区画しており、南から北の中心立坑に流れるようになっていた。東側の排水路は6号建物地の東方向に流れて、南北方向の排水路に合水して貯水施設に水が集まるようになっていた。

7) 井邑古沙夫里城

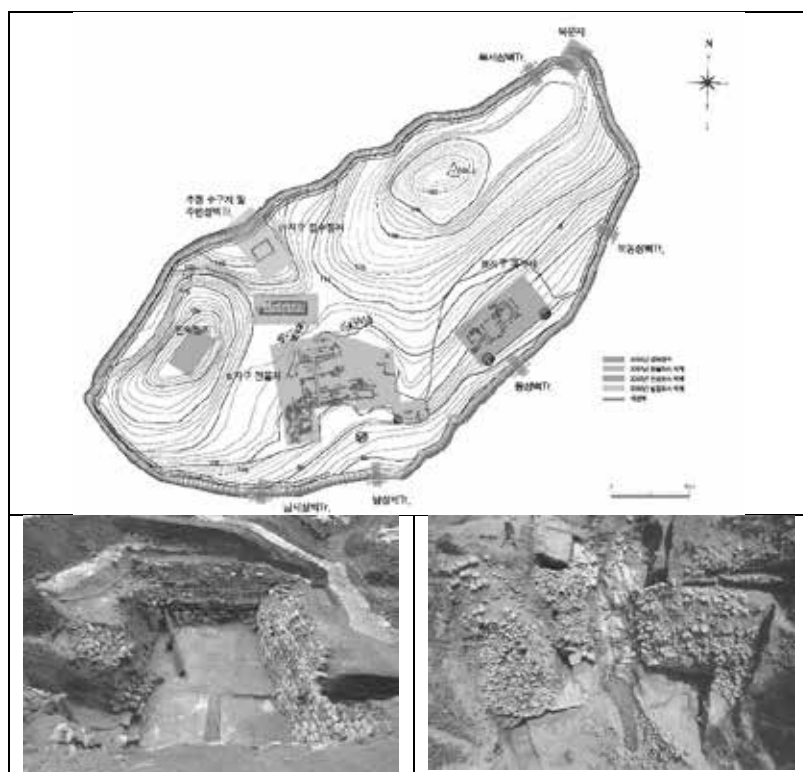
井邑古沙夫里城は、井邑市古阜面古阜里山1-1番地一帯に位置する。2002年から2006年までの5回の発掘調査で、門地、城壁、集水施設、推定水口地、建物地などが確認された。このうち集水に関連する施設は集水施設、水口地が当該する。(全北文化財研究院 2009)

集水施設は山城の北側の谷部下段に位置し、2回にわたって築造された。一次集水施設の平面形状は方形と推定され、その規模は明確に把握できなかった。内部から百濟土器と瓦が出土した。二次集水施設は東西に長い長方形に築造され、その規模は10・6m×5・1m×3mである。内部からは統一新羅時代の土器片と瓦片が出土した。

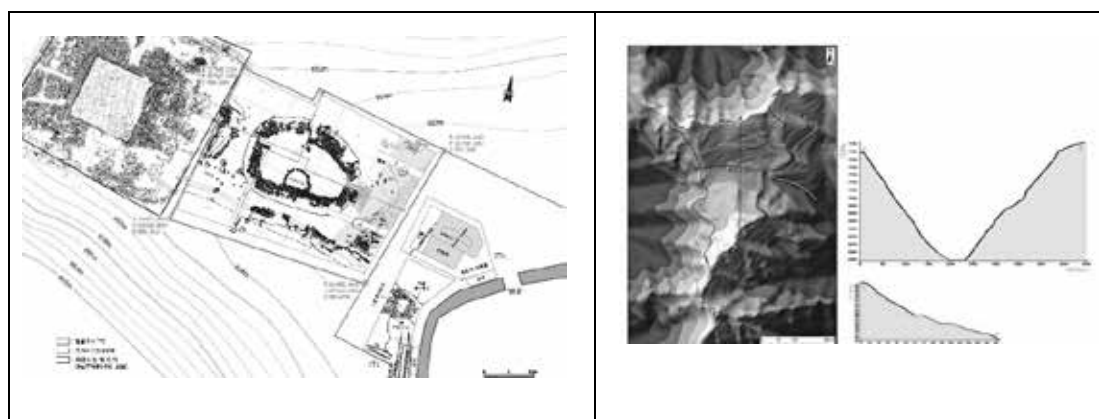
推定排水路は城内部の地形が最も低い地帯に位置し、周辺には集水施設が築造されている。底は自然岩盤層を削って段を成すように築造した。

8) 昌寧火旺山城

昌寧火旺山城は昌寧郡昌寧邑玉泉里山322番地一帯に位置する。2002年から2019年まで14回にわたる発掘調査が行われ、



第9図 井邑の古沙夫里城と集水遺構



第10図 昌寧の火旺山城の標高図及び集水遺構

門地、城壁、建物地、集水施設などが確認された。このうち集水に関連する施設は集水施設、排水路が当該する。(慶南文化財研究院 2009, ウリ文化財研究院 2014)

集水施設は山城は南東側溪谷部の下段に位置する。ここは山城内で最も低い地点で、雨水を集めるのに非常に有利な地形であり、計6基の集水施設が調査された。現状をまとめると次のようになる。

2. 日本

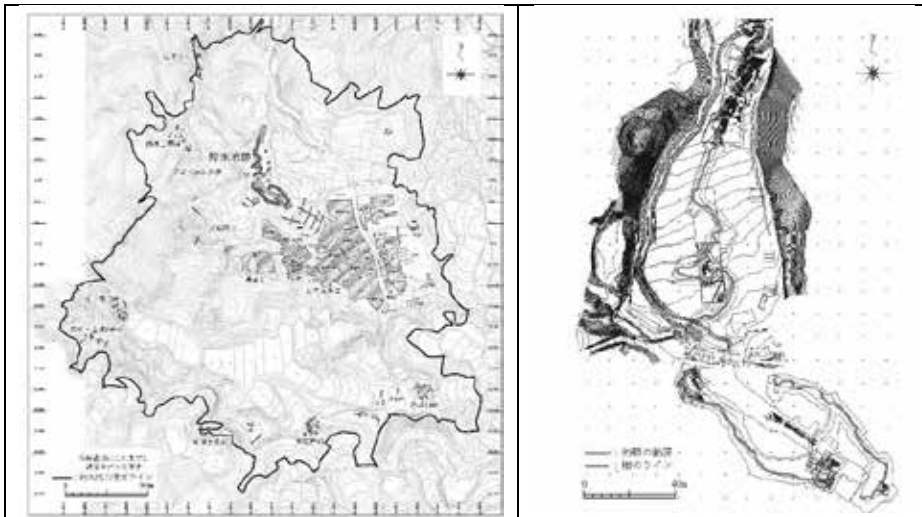
1) 熊本 鞠智城 貯水池 (熊本教育委員会 2012)

貯水池は、1996年度の第18回調査が行われる中、長者原地区の北側谷部で水成粘土層が確認され、その存在が明らかになった。その後1997年の19次を皮切りに、2009年の29次までに、9回にわたる発掘調査が行わ

第2表 昌寧火旺山城 集水施設の現況

遺構名	残存規模(m)			平面形状	出土遺物	時代	備考
	東西	南北	高さ				
1号	16	14	1.5	長方形	二段透窓高杯、臺附碗など	三国?	-
2号	19	13	3.5	抹角長方形	把手附甕、蓋、高杯、 高杯など	三国?	先築 ↑ 後築
3号	-	-	-	推定楕円形	-	三国?	
木材 家具	-	-	-	推定方形	高杯 信符片	三国?	1号と重複
土築	-	-	-	推定楕円形	-	朝鮮?	-
現代 集水地	-	-	-	-	-	-	水溜まり
蓮池	14	14	2.4	方形	鉄器類、土器類、木筒、 動物の遺体など	統一新羅	儀礼

れた。現在まで確認された貯水池の面積は約5,300㎡と知られている。
貯水池の全体形状は、山城中央の頂部から西北から北に開設された溪谷部の形状に沿って北西方向に長く続き、中間から北に曲がる



第11図 鞠智城および貯水池の形態 (熊本県教育委員会, 2012, 『鞠智城Ⅱ』 転載)

様相である。東西方向の断面形状は全体的な切開照射が行われず、明確に設定することは困難である。しかし、現在まで調査された結果から推定すると、両端の断面が斜線状だと把握される。貯水池の上段部「池頭部」と下段部「池尻部」は約9mの高低差がある。
貯水池の内部には、入水口「取水口」、導水路「水路状遺構」、排水施設、貯木場、木槨遺構「木組遺構」、堤堰・堤體「堤防状遺構」、

(2)、木柵列「柵状の柱列」などの施設が確認された。

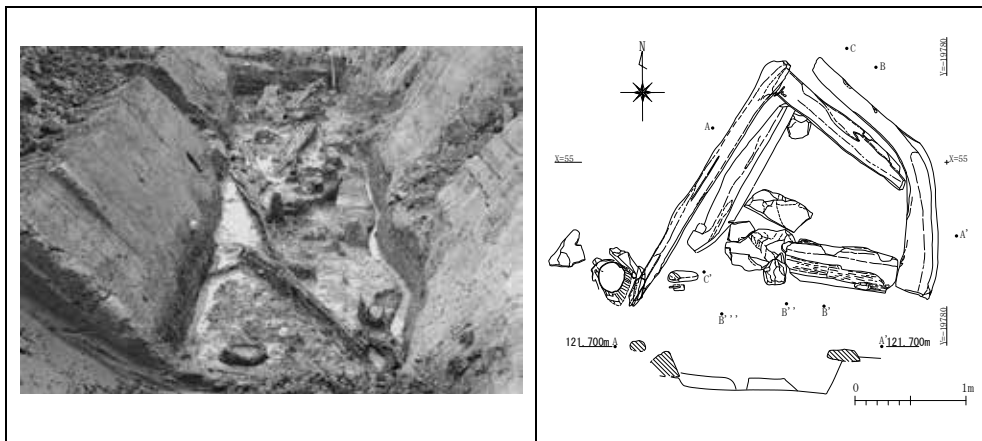
入水口は、貯水池に水を流入するための施設で、貯水池の南西側角で確認された。入水口から水源を確保し、一度に大量の水が流入するのを防ぐために約8mほど離れたところに敷石遺構(3)を造成したという。

敷石遺構は護岸に砂利を付けて築造し、水の流れと直交する方向に築造した。導水路は排水施設まで水を流すための施設で、南から

北へ約22m程度続いている。水路は、築造順序によって第1水路と第2水路に分けられる。第1水路は貯水池築造初期に作られたと報告されており、洪水などで埋没した後に東側の低い地形に沿って第2水路が造成された。第1水路の東西幅は2〜3mで、南北の長さ21.3mである。下流に該当する北部は大型石材、上流に該当する南側は小型石が散在している。第2水路は基底層を掘削して築造した。東西幅は0.8〜4mで、南北の長さは22.1mである。内部で確認された遺物がなく、明確な時期を推定するのが困難である。第2水路の内部には、水路に沿って流れる水の量と速度を調節した開渠状遺構が中段と下段の2箇所を確認されている。

排水施設は水を排水するための施設として水路の端部で確認された。この施設は花崗岩岩盤を逆台形に掘削して造成した。周辺に大型石材が散在していることから、石築施設が存在したと推定される。貯木場は建築材を保管するための施設として貯水池の南側に位置しており、第20次調査(1998)のA地区とB地区とに区分される。A地区では、大型の建築材と祭儀の痕跡が見える土師器が確認された。B地区では主に小型の建築材が確認され、平瓦・杭・石などを利用して貯蔵した木材が水に浮かないように施設した様相が把握された。建築材の出土層位は28番トレンチの11階で、約7世紀後半〜8世紀と推定されている。

木柵遺構は貯水池の南側に位置し、28番トレンチのF地区で確認された。この遺構は貯水池の底に木材を加工して方形の木枠を築造した。規模は282cm×233cm×29cmである。この遺構は貯水池内部の堆積層を掘削して造成したもので、渇水期に取水の目的で造成したものと見られる。



第12図 貯木場および木柵遺構 [木組遺構] (熊本県教育委員会, 2012, 『鞠智城Ⅱ』 転載)

堤堰・堤體は2か所で確認された。この遺構は貯水池内部の界流及び境界を区分するための施設と貯水池内に貯蔵された水の量を調節する機能もしたと判断される。最初の堤體は貯水池の北側の岩盤を加工(削土)して築造した。このような堤體をいろいろな場所に積み上げて徐々に小規模堤堰を形成したと思われる。2番目の堤堰は、貯水池の中央部に、貯木場地と木柵遺構を区別する目的で堤體あるいは洩を造成したと考えられる。この堤堰あるいは洩の堤體は敷葉工法で基底層を造成し、その上面に砂質土層と粘質土層を交互に積み上げて造成した。

木柵列は発掘調査の結果、貯水池の東南側を囲む境界(囲いの痕跡)と判断している。この遺構は貯水

池が水を汲む場所であると同時に祭祀をする神聖な空間として認識しており、空間の区分あるいは保護するための施設と見ている。

貯水池の内部からは、須恵器、土師器、蓮華文軒丸瓦、瓦類、建築用材、農器具、『秦人忍□五斗』名木簡、銅造菩薩立像、男子性器模様の木製品など様々な遺物が出土した。

Ⅲ. 鞠智城貯水池の性格

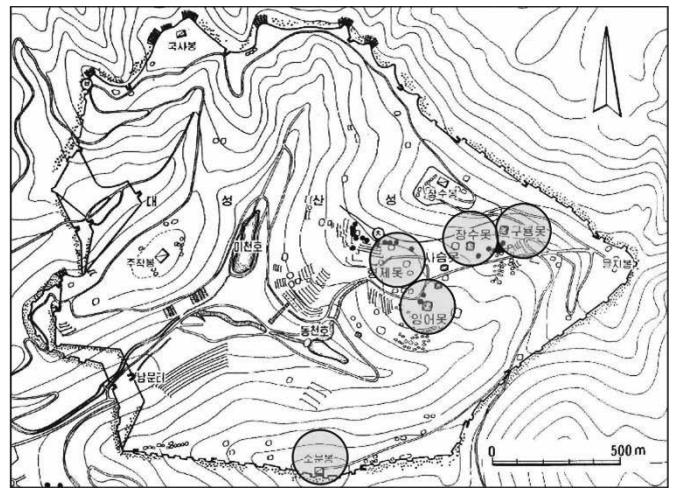
本章では、先に分析された韓国の研究資料及び遺跡事例をもとに鞠智城貯水池の性格について検討する。前述のように、韓国の古代山城集水遺構に対する研究は、三国間の戦争の過程で、築造勢力別の自己発展の可能性と高句麗・百濟・新羅の技術者や移民が吸収される過程上の影響関係の可能性までを提示している。(全赫基 2017) これらの研究成果をもとに鞠智城貯水池に対する技術的系譜と変化の様相を考察したい。

1. 鞠智城貯水池の特徴

1) 立地

韓国の山城は人口が密集しており、交通が発達した地域を防御する目的で自然な稜線と谷に沿って城壁を築造した。そして、韓国の山城はすべて個性があつて、同じ規模と同じ様式山城はないが、これは築造した人と利用した人々が時代と地域によって異なるからである。

韓国の古代山城の集水遺構は、城内で海拔高度の差によって山の頂部(上段)と稜線斜面の平坦面(中段)、低い谷部(下段)に分けられる。



第13図 平壤大聖山城の状況図

鞠智城貯水池は北に開設された谷の上段部から谷の中・下段にかけて立地する。ここは貯水池の造営以前から低温地または湖沼地といえる環境であったと思われる。貯水池の内部には砂や砂利などの透水層まで掘削して湧出した湧水を確保した痕跡が複数のヶ所で確認されている。

このような鞠智城貯水池の立地に関連した韓国の事例としては、平壤大聖山城、曾坪杻城山城、安城竹州山城が挙げられる。平壤大聖山城は、高句麗の山城であり、東向溪谷部の上段から下段まで谷の流れに沿って集水遺構が造成された。蘇文峰の頂上に立地する第6号・7号池は雨水を貯蔵する仕組み、その東側下には第1(鯉池)・3(兄弟池)・10(九龍池)は谷に沿って流れる水を集水する仕組みに見える。(朝鮮遺跡遺物図鑑3(1989))そして、このような多様な集水遺構は、兵士の生活用水貯蔵の機能だけでなく、城内の流速を減少させ、城壁を保護する機能もしたと判断される。先にⅢ章で紹介した曾坪杻城山城、安城竹州山城の集水に関連する遺構もこのような機能を兼ねたことが明らかになった。

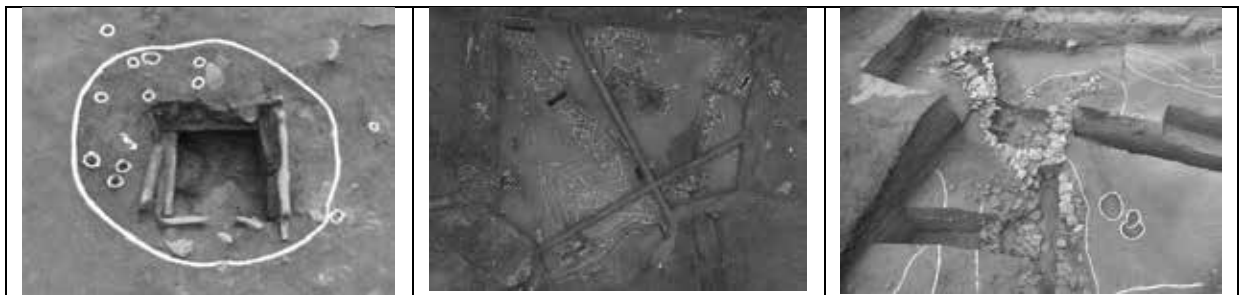
2) 構造

韓国の古代山城の集水遺構は、使用された材料によって壁体の組成が異なるが、主に①粘土、②木材、③石材、④木材＋石材を使用した。壁体の平面形状は、長方形、方形、円形に分けられる。細分してみると、長方形と円形は長短比を基準に長方形と細長方形・円形と楕円形に細分できる。断面形状は、築造された形態によって、階段形、垂直形、斜面形に分けられる。

鞠智城貯水池は現在、壁体を石材として使用したものは確認されおらず、自然の地形を利用して築造した。平面形状は不定形であり、断面は斜面型をなしている。鞠智城貯水池は、特殊な目的を持つ各内部施設（入水口「取水口」、導水路「水路状遺構」、排水施設、貯木場跡、木槲遺構「木組遺構」、堤堰・堤體「堤防状遺構」、木柵列「柵状の柱列」）が有機的な複合体の性格を示す。これは、個々の遺構と周辺施設で築造される韓国の古代山城の集水遺構との相違点と見ることができる。

木槲遺構は、韓国で木郭施設、木郭井、木槲庫、木製井などと呼ばれ、貯蔵と集水という機能を見せる。鞠智城で確認された木槲遺構は集水に関連する施設である。類似した事例は曾坪柵城山城の南城外郭の木郭井がある。鞠智城の木槲遺構は、曾坪柵城山城の木郭井のように谷部の堆積層を掘削し、板材を結構して築造し、外部に割石を埋めた点で類似していると見ることができる。参考までに柵城山城の木造井戸の製作及び使用年代は4世紀半ばと把握された。（全赫基 2020）

鞠智城貯水池の導水路は、貯水池の北側に位置し、第1水路が洪水などによって埋没した後、その東側に新たに掘削して第2水路を



第14図 曾坪柵城山城の木槲井戸と道水路及び排水施設

築造した。第2水路の内部には水の量と速度を調節した開渠状遺構が中段と下段の2箇所確認されている。

韓国の古代山城の中、鞠智城貯水池の導水路と類似した事例は、曾坪柵城山城、公州公山城、井邑古沙夫里城が該当する。曾坪柵城山城の道水施設は、南城の外城内の平坦地と南城の内城東向溪谷部で確認された。

前者は城の内部で谷の上面が開放された石築施設（1～2次）の形態から暗渠の形態（3～4次）に変化した。後者は城の内側の谷の斜面部に沿って「Y」字で石築土手を設置し、雨水を城から排出するようにした。これにつながった城壁外の排水施設は、雨水を閉じ込める石築施設とつながって、上下に重ねられた暗渠の形態と確認された。

公州公山城は貯水施設から排水される石築水路、井邑古沙夫里城は自然岩盤層を削って作った推定

水路が確認された。最近では扶余・扶蘇山城の南西側の谷部から築石暗渠排水施設と敷石施設が確認された。石築暗渠は城壁と直交して貫通し、城壁の外側には西側に約17.程度方向を曲げて進行するが、出水される水圧を調節し、自然地形に沿って排水を容易にするためのものと見られる。一方、扶蘇山城の排水施設は鞠智城池ノ尾門跡とも類似した形態を持っている。

ただし、鞠智城貯水池の貯木場は、韓国の古代山城の集水に関連する遺構では確認された事例がない。韓国古代山城の集水遺構は三国の戦争過程の中で石築化し、規模と築造方式が定型化され、その機能も先に紹介した4つの機能になった。鞠智城の貯木場は、築城後、新羅と唐の侵入に対する不安が解消され、鞠智城貯水池の機能も城郭の経営と関連して変化したと考えられる。

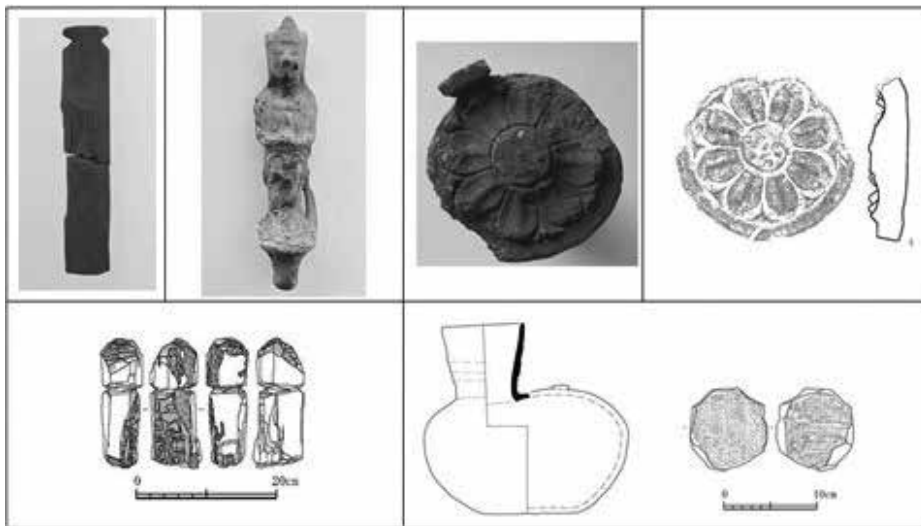
以上のように鞠智城貯水池の立地、構造、木柵遺構、導水について、韓国の古代山城の集水遺構と比較検討した。特に導水路は、鞠智城貯水池に対する技術的系譜と変化の様子を見られる良い資料だと判断される。

3) 機能

集水遺構の機能は大きく4つに分けられる。1つ目は生活用水の保管、2つ目は防火水の保管、3つ目は雨水からの城壁保護、4つ目は祭場である。1番目と2番目の機能は、集水施設の周辺に城門や城内建築物と密接な関係がある。三つ目の機能は城内溪谷部下段に中大型の集水施設を築造して谷の雨水を道水路を通じて城外に排水した跡と関連がある。これは雨水や地下水などで発生する軟弱地盤から含水率を下げ、地耐力を高めて城壁を保護す

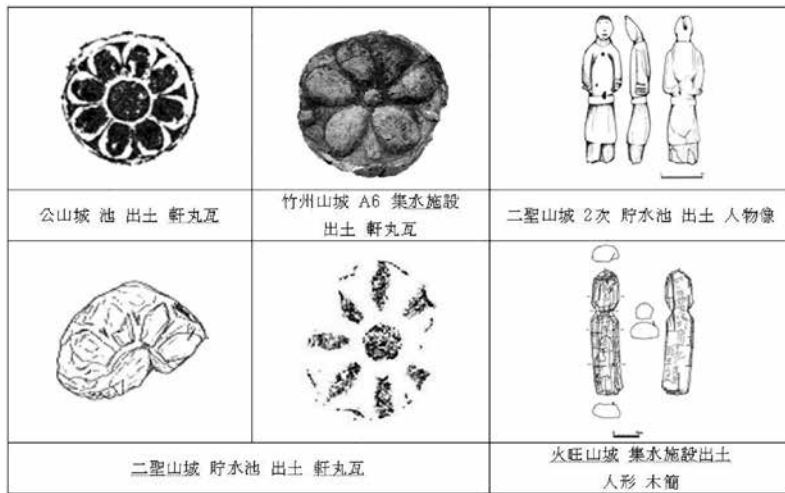
るためである。四つ目の機能は「水⇨生命+復活」、「城⇨生命+保障處」という認識のもとに祭儀を行った神聖な場所として活用されたのである。(4)

鞠智城貯水池の内部からは、定置された状態で出土された平瓶、破碎した跡がある土師器、火に焼かれた男子性器状の木製品、銅造菩薩立像、蓮花紋軒丸瓦など、祭儀に関連する遺物が出土した。



第15図 鞠智城貯水池の出土遺物(熊本県教育委員会, 2012, 『鞠智城Ⅱ』 転載)

平瓶は貯木場の最下層で意図的に定置された状態で確認された。これから貯木以前に祭祀行為があったことを推測できる。土師器は取水口から出土されたが、故意に破碎した跡が確認された。そして火に焼かれた痕跡がある男性性器模様の木製品も出土した。この木製品は漏水を防ぐための祭儀行為の結果と考えられる。銅造菩薩立像は貯水池の北側の導水路付近で確認され



第16図 韓国古代山城の集水遺構出土遺物

た。この仏像は頭に宝冠を被って両手で何かを握っており、身体の側面は「S」字型になっている。概ね百済滅亡直後の7世紀後半に作られた百済仏像とみなされており、祭儀に関連する仏像である可能性も提起された。(矢野裕介・大田幸博 2009) 蓮華文軒丸瓦は、8葉単板蓮華文軒丸瓦だけが確認されたが、殆どは瓦当と接合する雄瓦が分離した状態で出土された。この遺物は模様構成及び製作技法を検討した結果、高句麗・百済系の影響が言及されており、制作時期は7世紀後半と編年される。(5) 水が入っている集水施設で行われた蓮の花柄の瓦當の毀棄行為は蓮花化生に関連すると判断

される。(白種伍 2012)

一方、韓国古代山城の集水遺構でも鞠智城貯水池から出土した遺物と比較・分析できる遺物が出土した。代表的に、河南二聖山城の貯水池では瓦当、木製仮面及び人物像が出土され、安城竹州山城と公州公山城は瓦当、昌寧火旺山城から木製人形、木簡などが出土した。このような遺物は、韓国古代山城の集水遺構が三国時代から

統一新羅まで祭儀的行為があったという事実とともに、祭儀に使われた器物が多様であったことを示していると言えよう。

したがって、鞠智城貯水池の象徴的な遺物出土様相は、韓国の古代山城集水遺構の祭儀的機能と親縁性を持つと見ることができると言える。

2. 鞠智城貯水池の性格

古代社会において、築城事業は共同体の運命を左右する重要な事業である。また、莫大な人的・物的資源が投入され、当代最高の土木・技術が駆使される。鞠智城でも、版築、削土、敷葉工法など、様々な築城技術が確認されている。また、城内で発源する水源と雨水を効率的に管理するために貯水池を築造した。

鞠智城貯水池の立地は谷の上段から谷の中・下段にかけて谷の全体部分を占める。これと比較できる韓国の古代山城は、平壤の大聖山城、曾坪杻城山城、井邑古沙夫里城が挙げられる。高句麗の大聖山城を除いては百済の領域に位置すると言える。特に百済漢城期に築城されて使用された曾坪杻城山城の場合は、溪谷部の規模によって城内部の道水路と城外への排水施設が開渠式及び暗渠式で築造された。百済泗泚期の扶蘇山城の場合は、土築城壁下部への暗渠式排水施設を設置した事例が挙げられる。一方、安城竹州山城の場合には溪谷の上段から6基以上の集水遺構が階段をなして「S」字状に連結され、雨水を有機的に排水するようになっていた。竹州山城の集水施設は、平壤大聖山城の集水施設と類似した構造であったと推定される。このように鞠智城貯水池は立地的な側面が高句麗あるいは百済漢城期から泗泚期にかけての溪谷部排水システムを維持していることが分かる。

鞠智城貯水池の構造は溪谷部の地形に沿って自然に境界を造成した。平面形状は不定形であり、堤防の断面は斜面型をなしている。そして、それぞれの内部施設（入水口「取水口」、導水路「水路状遺構」、排水施設、貯木場跡、木槨遺構「木組遺構」、堤堰・堤體「堤防状遺構」、木柵列「柵状の柱列」）は、有機的な複合体の性格を示す。これは、韓国古代山城の集水遺構が山城の規模、戦争様相などに応じて石築化され、規模と築造方式が定型化したこととは異なる。鞠智城貯水池の貯木場は、築城後の新羅と唐の侵入に対する不安が解消され、山城の経営に関連して変化したと見られる。このような点は韓国古代山城の集水遺構の機能とも差別性を示すといえる。

鞠智城貯水池は、百濟漢城期～泗泚期の領土内で築造された山城内集水遺構と立地、構造的な面において技術的な系統を見せる。百濟漢城期の曾坪柵城山城の城内溪谷部道水路、城の外郭とつながる排水施設、木郭井などがそうである。特に道水路と排水施設は、上面が開放された排水路から暗渠施設に変化した。その後、百濟熊津～泗泚期公州公山城の水路施設、泗泚期扶餘扶蘇山城の土築城壁下部の石築暗渠施設と城外部の敷石施設が鞠智城貯水池の内部施設と形態的な類似性を示すといえる。

このように曾坪柵城山城から扶蘇山城へと、集水遺構及び排水施設に関連した築造技術が継続されていることが分かる。このような溪谷部集水遺構と排水施設築造方式の技術的系統は百濟系到来人によって鞠智城貯水池に繋がったと判断される。

鞠智城貯水池から出土した祭儀に関連する遺物は、平瓶、破砕した跡がある土師器、火に焼かれた男子性器状の木製品、銅造菩薩立像、毀棄された蓮花紋軒丸瓦などである。韓国古代山城の集水遺

構では、毀棄された瓦当、木製の仮面及び人物像、木製の人形の木簡、祭儀に使われた馬の頭骨などが出土した。このような遺物は、韓国古代山城の集水遺構が三国時代から統一新羅まで祭儀的行為があったという事実とともに、祭儀に使われた器物が多様であったことを示している。このように鞠智城貯水池の象徴的な祭儀遺物は、韓国古代山城の集水遺構の祭儀的な機能と親縁性を持つと見ることが出来る。

これに加えて、鞠智城貯水池の『秦人忍□五斗』の木簡を注目する必要がある。「秦人」は「秦」氏の姓を持つ集団または人物と見ることが出来るが、「秦」は「ハタ」と読んで、朝鮮半島に関連する渡來人の集団として広く知られている姓である。一方、『日本書紀』には、日本の古代山城の築城背景に関する内容が記録されている。3年（664年）対馬、壹岐、筑紫国などに堤防と烽燧を配置するとともに、筑紫に水城を築城した。天智4年（665年）には、長門国に城を、筑紫国に大野と椽の二つの城を築いた。天智6年（667年）には、倭国に高安城、讃岐国山田郡に屋嶋城、対馬国に金田城を築いた。また、築城の主体に関して長門国城に達率答体春初を、小野・椽の両城に達率の憶礼福留と達率の四比福夫を派遣した記録を通じて、白村江の敗戦をきっかけに到来した百濟の亡命官吏が築城に参加したことを類推することができる。

つまり、鞠智城貯水池は、韓国古代山城の集水遺構と立地＋構造＋機能的な面で親縁性が高いことが確認された。そして、築造技術的には百濟、立地と構造的には百濟・高句麗と類似しているといえる。

おわりに

これまで韓国と日本の研究資料及び遺跡事例に基づいて鞠智城貯水池の性格について検討した。鞠智城貯水池は日本古代山城の中で発掘が行われた唯一の事例として大きな意味を持つ。そして、韓国古代山城の集水遺構と比較・分析した結果、系統的につながる事例を確認した。その結果、鞠智城の貯水池は韓国古代山城の集水遺構と立地+構造+機能的な面で親縁性が高いことが論証された。一方、鞠智城貯水池の貯木場は、築城の以降、新羅と唐の侵入に対する不安が解消されたところによって、城郭の経営と関わって変遷したことがわかる。鞠智城貯水池は、百済系渡来人によって築造方式の技術的系統を継承したことに間違いはない。その後、鞠智城貯水池が貯木場に機能変化した点から、7世紀末頃に新羅系移民が鞠智城の経営や建物築造などに参加した可能性も考慮しなければならない。最後に、鞠智城貯水池の考古学調査が年次的に進められ、貯水池築造当時の多くの資料が確保された。山城内の集水遺構は、山城の規模と性格、戦争様相に応じてその変化の様相が多様に現れる。そのため、これについては韓日間の学術的交流がより活発に行われる必要があると考えられる。

追記

本研究は白種伍、金虎俊先生が韓国と日本の古代山城の集水施設に関する助言・検討を行った。そして岡本真也・亀田学先生から多くの資料を受け取った。崔英姫・李東奎先生は、翻訳や通訳を担当してくれた。最後に筆者は国原文化財研究院の張俊植先生と職員たち、李钟洙先生の応援と激励があったからこそ最後まで力を出すこ

とができた。紙面を借りてありがたい方々に感謝の気持ちを伝える。

注

(1) 本稿では、発掘報告書に収録された集水に関連する遺構の名称をそのまま使用する。これは、現在の概念を再整理した用語を使用したときの読者の混乱を避けるためである。しかし、引用報告書以外には、集水遺構と通称したい。

(2) 堤防は、水の自然な流れを防ぎ、貯水するか、河川の氾濫を防ぐために造る人工構造物である。韓国では貯水の場合には堤堰と呼ばれ、防水の目的は河川の洪水を防ぐ機能と海水を防ぐ干拓地防潮堤の意味を含めて呼ばれている。鞠智城貯水池の堤防状遺構は、発掘調査の結果、貯水の機能とともに水の流れを誘導する機能があったと思われる。筆者は、堤防状遺構が鞠智城貯水池の改修過程で様々な堤堰の土手の形である可能性もあると考える。したがってここでは堤堰とこの施設の土手あるいは壁体を意味する堤體と称したい。

(3) 敷石遺構は、韓国の伝統造景に関連して流入した水によって池や貯水池の底が毀損されることを防ぎ、砂や有機物などをろ過する浄化作用の機能がある。

(4) 山城は地方制度が定着する時点から徐々に定期的な祭祀と儀礼の間へと変貌したとする。この時、山城で祭場として活用された空間がまさに集水遺構とその周辺である。(白種伍 2020)

(5) 西住欣一郎、1999、『発掘からみた鞠智城先史学・考古学論究』、龍田考古学会。この見解とは異なり、趙源昌は7世紀末頃に新羅界移民の製瓦術で製作された軒丸瓦であり、彼らが鞠智城の経営に参加した蓋然性も提示した。(趙源昌 2006)

参考文献

韓國

白種伍、2012、「高句麗瓦当の毀損とその象徴的な意味」、『韓国古代史研究』66、韓国古代史研究会。

白種伍、2015、「日韓古代集水遺構出土遺物の儀禮性研究—山城出土瓦當を中心に—」、『先史と古代』46、韓国古代学会。

白種伍、2020、「韓国古代山城の集水施設と用途—漢江流域石築集水地を中心に—」、『文字と木簡』25、韓国木簡学会。

イ・ジャンウン、2019、「鞠智城出土仏像と百濟仏像」、『ドンヨン』5、東アジア比較文化研究会。

徐英一、2015、「安城竹州山城発掘調査の成果と意義」、『安城竹州山城の歴史的価値再照明』、韓国古代学会・韓国交通大学博物館。

李宰旭、土田純子、2007、「大田鷄足山城貯水池の構造」、『百濟研究』45、忠南大学百濟研究所。

全赫基、2017、「古代城郭集水施設の性格と變遷」、ハンシン大学修士学位論文。

全赫基、2020、「美湖川中上流の百濟井戸及び集水施設に對する考察」、『白山學報』118、白山學會。

趙源昌、2006、「鞠智城の瓦當に見た新羅製瓦術の対倭伝播」、『湖西考古学』14、湖西考古学会。

土田純子、2007、「大田鷄足山城出土土器に関する考察」、『百濟研究』46、忠南大学百濟研究所

朝鮮遺跡遺物図鑑編纂委員会、1989、『朝鮮遺跡遺物図鑑』3。

慶南文化財研究院、2009、『昌寧火旺山城内蓮池』

公州師範大學博物館、1987、『公山城百濟推定王宮址發掘調査報告書』

公州大學校博物館、1999、『公山城池塘』

公州大學博物館、2018、『公山城百濟王宮關連遺跡Ⅲ』

(財) 未来文化財研究院、2020、『曾坪杻城山城—8次發掘報告書—』

百濟古都文化財団、2022、『扶餘扶蘇山城發掘調査二次學術諮問委員
会資料集』

ウリ文化財研究院、2014、『昌寧火旺山城内の集水施設』

(財) 全北文化財研究院、2009、『井邑古阜舊邑城』

(財) 中原文化財研究院、2009、『陰城 望夷山城Ⅰ—忠北区间發掘調
査報告書—』

(財) 中原文化財研究院、2013、『曾坪杻城山城—南城1・2・3次
發掘調査綜合報告書—』

忠南大學校百濟研究所、2005、『大田鷄足山城』

(財) 忠清北道文化財研究院、2016、『陰城 望夷山城—2014發掘
調査報告書—』

(財) 忠清北道文化財研究院、2019、『曾坪杻城山城—7次發掘報告書—』

(財) 韓白文化財研究院、2012、『安城竹州山城2・4次發掘調査報告書』

漢陽大學校・京畿道、1991、『二聖山城三次發掘調査報告書』

漢陽大學校・京畿道、1992、『二聖山城四次發掘調査報告書』

漢陽大學校博物館、1999、『二聖山城6次發掘調査報告書』

漢陽大學校博物館、2002、『二聖山城9次發掘調査報告書』

2. 日本

熊本県教育委員会、2009、『鞠智城跡 総括報告書』

熊本県教育委員会、2012、『鞠智城Ⅱ—鞠智城跡第8次・32次調査報
告—』

西住欣一郎、1999、『発掘からみた鞠智城 先史学・考古学論究』、龍

田考古学会

西住欣一郎、2014、『鞠智城跡貯水池跡について』、『鞠智城跡Ⅱ』、熊
本県教育委員会

令和三年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と古代社会

—第十号—

発行年月日 令和四年（二〇二二年）三月二十日

編集・発行 熊本県教育委員会

〒八六二―八六〇九

熊本市中央区水前寺六丁目一八番一号

電話〇九六一―三八三―二二二（代表）

印刷 サンコー・コミュニケーションズ株式会社

〒八六〇―一〇〇三一

熊本市中央区魚屋町二―五

電話 〇九六一―三五五―三三八一

発行者：熊本県

所 属：装飾古墳館

発行年度：令和3年度
(2021年度)

この電子書籍は、鞠智城と古代社会 第 10 号 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：鞠智城と古代社会 第 10 号

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話： 096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦 2022 年 7 月 1 日